

平成 20 年度

「危険物の海上運送に関する調査研究」
報告書

平成 21 年 3 月

社団法人 日本海事検定協会

ま え が き

本報告書は、国土交通省海事局の指導の下に、平成 20 年度に日本財団の助成を得て、「危険物の海上運送に関する調査研究」について危険物等海上運送国際基準検討委員会を設けて調査研究を行い、その内容を取りまとめたものである。

危険物等海上運送国際基準検討委員会

- 敬称略、順不同、括弧内は前任者 -

委員長	浦 環	東京大学生産技術研究所
委員	新井 充	東京大学
委員	太田 進	独立行政法人海上技術安全研究所
	岡 泰 資	横浜国立大学大学院
	岡村 敏	元国際海事機関海洋環境部次長
	甲斐 文雄	社団法人日本海難防止協会
	(津田 眞吾)	
	高野 裕文	財団法人日本海事協会
	竹内 正敏	社団法人日本海事検定協会
	田村 昌三	横浜国立大学
	豊田 耕二	社団法人日本化学工業協会
	半田 收	社団法人日本船主協会
	松村 隆義	財団法人日本舶用品検定協会
	三宅 康雅	社団法人日本海事検定協会
	矢萩 強志	財団法人日本船舶技術研究協会
	大坪 新一郎	国土交通省海事局安全基準課
	近藤 敏和	国土交通省海事局検査測度課
	(濱田 哲)	
	藤吉 克博	海上保安庁交通部安全課

危険物運送要件部会

- 敬称略、順不同、括弧内は前任者 -

部 会 長
委 員

岡 泰 資
青 戸 久 明
太 田 進
大 貫 伸
(甲 斐 文 雄)
片 桐 昂 史
川 上 洋 一
栗 原 洋 一
黒 沼 栄 彦
佐 伯 英 治
佐 藤 和 宏
(菅 原 直 子)
(北 向 大 輔)
佐 藤 幹 夫
遠 嘉 樹
(梅 木 正 和)
飛 延 孝 男
西 村 邦 彦
(長 田 泰 英)
能 登 洋 一
船 津 登
松 尾 守
松 木 邦 夫
松 田 泰 英
(黒 越 仁)
三 宅 庸 雅
山 田 貢
米 倉 隆 行
和 田 正 彦
大 西 忠 聡
(野 中 秀 紀)
作 田 朋 巳
藤 吉 克 博

横 浜 国 立 大 学 大 学 院
日 本 危 険 物 倉 庫 協 会
独 立 行 政 法 人 海 上 技 術 安 全 研 究 所
社 団 法 人 日 本 海 難 防 止 協 会

社 団 法 人 全 国 火 薬 類 保 安 協 会
財 団 法 人 日 本 舶 用 品 検 定 協 会
日 本 火 薬 工 業 会
日 本 有 機 過 酸 化 物 工 業 会
日 本 ポ リ エ チ レ ン プ ロ ー 製 品 工 業 会
財 団 法 人 日 本 船 舶 技 術 研 究 協 会

社 団 法 人 日 本 旅 客 船 協 会
有 限 責 任 中 間 法 人 日 本 産 業 ・ 医 療 ガ ス 協 会

社 団 法 人 日 本 海 事 検 定 協 会
社 団 法 人 日 本 船 主 協 会 危 険 物 小 委 員 会

日 本 危 険 物 コ ン テ ナ 協 会
高 圧 ガ ス 保 安 協 会
財 団 法 人 日 本 海 事 協 会
社 団 法 人 日 本 化 学 工 業 協 会
社 団 法 人 日 本 船 主 協 会

社 団 法 人 日 本 海 事 検 定 協 会
日 本 内 航 海 運 組 合 総 連 合 会
ド ラ ム 缶 工 業 会
危 険 物 保 安 技 術 協 会
国 土 交 通 省 海 事 局 検 査 測 度 課

国 土 交 通 省 海 事 局 安 全 基 準 課
海 上 保 安 庁 交 通 部 安 全 課

特殊貨物運送部会

部 会 長 員

太 田 進
 岩 田 敬 二
 香 林 大 介
 佐 々 木 謙 治
 佐 藤 和 宏
 (菅原直子)
 (北向大輔)
 飛 延 孝 男
 松 尾 守
 松 田 泰 英
 (黒越 仁)
 三 宅 庸 雅
 村 上 幸 弘
 村 山 雅 己
 八 住 俊 秀
 大 西 忠 聡
 (野中秀紀)
 作 田 朋 巳

- 敬称略、順不同、括弧内は前任者 -
 独立行政法人海上技術安全研究所
 社団法人日本船主協会特殊貨物小委員会
 日本内航海運組合総連合会
 社団法人日本海事検定協会
 財団法人日本船舶技術研究協会

 社団法人日本海事検定協会
 財団法人日本海事協会
 社団法人日本船主協会

 社団法人日本海事検定協会
 社団法人日本鉄鋼連盟
 社団法人日本船舶品質管理協会
 日 本 鋳 業 協 会
 国土交通省海事局検査測度課

 国土交通省海事局安全基準課

特殊貨物運送部会石炭運送作業部会

主 委 査 員

太 田 進
 岩 田 敬 二
 日 下 部 敏
 香 林 大 介
 木 檜 吉 富
 小 谷 佳 秀
 佐 藤 和 宏
 (菅原直子)
 末 永 正 彦
 田 中 直 人
 谷 口 一 徳
 田 丸 和 博
 遠 田 雅 章
 松 尾 守
 松 田 泰 英
 三 宅 庸 雅
 村 上 幸 弘
 村 山 雅 己
 八 住 俊 秀
 大 西 忠 聡
 田 上 博 道
 藤 原 晋 一
 堀 越 稔
 山 田 剛 士

- 敬称略、順不同、括弧内は前任者 -
 独立行政法人海上技術安全研究所
 社団法人日本船主協会特殊貨物小委員会
 社団法人日本船主協会
 日本内航海運組合総連合会
 電 源 開 発 株 式 会 社
 社団法人日本船主協会
 財団法人日本船舶技術研究協会

 社団法人日本鉄鋼連盟
 電 気 事 業 連 合 会
 出 光 興 産 株 式 会 社
 財団法人石炭エネルギーセンター
 社団法人日本セメント協会
 財団法人日本海事協会
 社団法人日本船主協会
 社団法人日本海事検定協会
 社団法人日本鉄鋼連盟
 社団法人日本船舶品質管理協会
 日 本 鋳 業 協 会
 国土交通省海事局検査測度課
 資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課
 経済産業省製造産業局化学課
 経済産業省製造産業局鉄鋼課
 資源エネルギー庁資源・燃料部石炭課

危険性評価試験部会

- 敬称略、順不同、括弧内は前任者 -

部 会 長
委 員

新井 充	東京大学
安藤 隆之	独立行政法人産業安全研究所
飯塚 義明	有限会社 PHA コンサルティング
遠藤 新治郎	日本無機薬品協会
栗原 洋一	日本火薬工業会
古積 博	総務省消防庁消防大学校消防研究センター
佐藤 和宏	財団法人日本船舶技術研究協会
(菅原直子)	
(北向大輔)	
鈴木 勝	社団法人日本海事検定協会
長谷川 和俊	千葉科学大学
松永 猛裕	独立行政法人産業技術総合研究所
三宅 庸雅	社団法人日本海事検定協会
森田 健	国立医薬品食品衛生研究所
山中 すみへ	東京歯科大学
大西 忠聡	国土交通省海事局検査測度課
作田 朋巳	国土交通省海事局安全基準課

ばら積み液体危険物部会

- 敬称略、順不同、括弧内は前任者 -

部 会 長
委 員

岡村 敏	元国際海事機関海洋環境部次長
石綿 雅雄	社団法人日本化学工業協会
小島 隆志	独立行政法人海上技術安全研究所
齋藤 廣志	全国内航タンカー海運組合
佐藤 和宏	財団法人日本船舶技術研究協会
(菅原直子)	
(北向大輔)	
菅 勇人	財団法人日本海事協会
関口 秀俊	東京工業大学大学院
谷 有三	社団法人日本船主協会
戸松 憲治	日本内航海運組合総連合会
富澤 茂	社団法人日本中小型造船工業会
松田 泰英	社団法人日本船主協会
(黒越 仁)	
三宅 庸雅	社団法人日本海事検定協会
大西 忠聡	国土交通省海事局検査測度課
(野中 秀紀)	
作田 朋巳	国土交通省海事局安全基準課
中橋 亨	国土交通省総合政策局環境海洋課
濱 中 洋 尚	環境省地球環境局環境保全対策課

危険物輸送UN対応部会

- 敬称略、順不同、括弧内は前任者 -

部 会 長
委 員

田 村 昌 三
青 戸 久 明
新 井 充
石 綿 雅 雄
上 原 巖 明
遠 藤 新 治 郎
岡 泰 資
小 川 輝 繁
片 桐 昂 史
栗 原 洋 一
黒 沼 栄 彦
(幅 道 雄)
佐 伯 英 治
鈴 木 潔
関 口 秀 俊
中 村 清 一
能 登 洋 一
船 津 登
松 田 泰 英
(黒 越 仁)
松 村 隆 義
(小 野 純 生)
三 宅 庸 雅
森 田 健
山 中 す み へ
米 倉 隆 行
和 田 正 彦
大 西 忠 聡
金 地 隆 志
(野 村 秀 徳)
高 橋 慎 治
直 野 泰 知
仲 田 義 輝
福 井 和 樹
松 井 雅 彦
矢 島 靖

横 浜 国 立 大 学
日 本 危 険 物 倉 庫 協 会
東 京 大 学
社 団 法 人 日 本 化 学 工 業 協 会
社 団 法 人 全 日 本 航 空 事 業 連 合 会
日 本 無 機 薬 品 協 会
横 浜 国 立 大 学 大 学 院
横 浜 国 立 大 学 大 学 院
社 団 法 人 全 国 火 薬 類 保 安 協 会
日 本 火 薬 工 業 会
日 本 有 機 過 酸 化 物 工 業 会

日 本 ポ リ エ チ レ ン プ ロ ー 製 品 工 業 会
社 団 法 人 日 本 船 舶 品 質 管 理 協 会
東 京 工 業 大 学 大 学 院
日 本 ド ラ ム 缶 更 正 工 業 会
日 本 危 険 物 コ ン テ ナ 協 会
高 圧 ガ ス 保 安 協 会
社 団 法 人 日 本 船 主 協 会

財 団 法 人 日 本 船 用 品 検 定 協 会

社 団 法 人 日 本 海 事 検 定 協 会
国 立 医 薬 品 食 品 衛 生 研 究 所
東 京 歯 科 大 学
ド ラ ム 缶 工 業 会
危 険 物 保 安 技 術 協 会
国 土 交 通 省 海 事 局 検 査 測 度 課
経 済 産 業 省 原 子 力 安 全 ・ 保 安 院 保 安 課

経 済 産 業 省 原 子 力 安 全 ・ 保 安 院 保 安 課
厚 生 労 働 省 医 薬 食 品 局 審 査 管 理 課
総 務 省 消 防 庁 危 険 物 保 安 室
環 境 省 大 臣 官 房 廃 棄 物 ・ リ サ イ ク ル 対 策 部
国 土 交 通 省 航 空 局 技 術 部 運 航 課
国 土 交 通 省 総 合 政 策 局 総 務 課

事 務 局

土 山 和 明
本 庄 三 郎
鈴 木 勝
濱 田 高 志
山 崎 高 志 晃

社 団 法 人 日 本 海 事 検 定 協 会 安 全 技 術 室
社 団 法 人 日 本 海 事 検 定 協 会 安 全 技 術 室
社 団 法 人 日 本 海 事 検 定 協 会 食 品 衛 生 分 析 C
社 団 法 人 日 本 海 事 検 定 協 会 安 全 技 術 室
社 団 法 人 日 本 海 事 検 定 協 会 安 全 技 術 室

目 次

はじめに		
第 1 章	調査研究の目的及び概要	
1.1	調査研究の目的	-1
1.2	調査研究の概要	-1
1.2.1	DSC 小委員会及び BLG 小委員会への対応	-1
1.2.2	UN 委員会への対応	-1
1.2.3	委員会の開催	-1
1.2.4	海外委員会等への派遣	-2
第 2 章	国際海事機関 危険物・固体貨物及びコンテナ小委員会	
2.1	第 13 回 DSC 小委員会への対応	-3
2.2	DSC 小委員会等審議概要	-3
2.2.1	第 13 回 DSC 小委員会の報告	-3
2.2.2	BLG 小委員会第 14 回 ESPH 作業部会の報告	-7
2.2.3	第 13 回 BLG 小委員会の報告	-7
第 3 章	国連危険物輸送及び分類調和専門家委員会	
3.1	第 33 回及び 34 回 UNSCETDG への対応	-9
3.2	第 15 回及び 16 回 UNSCEGHS への対応	-9
3.3	UNSCETDG 等審議概要	-9
3.3.1	第 33 回 UNSCETDG 審議概要	-9
3.3.2	第 34 回 UNSCETDG 審議概要	-12
3.3.3	第 15 回 UNSCEGHS 審議概要	-15
3.3.4	第 16 回 UNSCEGHS 審議概要	-16
3.3.5	第 4 回 UNCOETDG&GHS 審議概要	-18
おわりに		-19
付録 1	DSC 小委員会等審議概要	
付録 1.1	第 13 回 DSC 小委員会提案文書概要	-21
付録 1.2	第 13 回 DSC 小委員会審議概要	-42
付録 1.3	BLG 小委員会第 14 回 ESPH 作業部会審議概要	-60
付録 1.4	第 13 回 BLG 小委員会審議概要	-63
付録 2	UNSCETDG 等審議概要	
付録 2.1	第 33 回 UNSCETDG 提案文書概要	-69
付録 2.2	第 33 回 UNSCETDG 審議概要	-78
付録 2.3	第 34 回 UNSCETDG 提案文書概要	-88
付録 2.4	第 34 回 UNSCETDG 審議概要	-96
付録 2.5	第 15 回 UNSCEGHS 提案文書概要	-104
付録 2.6	第 15 回 UNSCEGHS 審議概要	-106
付録 2.7	第 16 回 UNSCEGHS 提案文書概要	-109
付録 2.8	第 16 回 UNSCEGHS 審議概要	-111
付録 2.9	第 4 回 UNCOETDG&GHS 審議概要	-115
付録 3	第 13 回 DSC 小委員への日本からの提出文書	
付録 3.1	DSC 13/4/2：石炭及び褐炭（ブリケット）の個別スケジュールの改正	-117

はじめに

危険物、液状化物質等の船舶運送中に人命、船体、財貨等に有害な影響を及ぼすおそれのある貨物については、その取り扱いを適切、かつ、国際的に統一した基準で行うことが要請されている。このため、国際海事機関（IMO）は SOLAS 条約第 VI 章・第 VII 章をはじめ各種の規則・基準を整備し、その多くは日本国内法にも取り入れられている。これら規則・基準の IMO における審議の詳細は、危険物、固体貨物及びコンテナ小委員会（DSC 小委員会）に委ねられている。DSC 小委員会は、危険物、固体ばら積み貨物、コンテナ等貨物の海上運送に係る IMDG コード（国際海上危険物規程）、BC コード（固体ばら積み貨物の安全実施規則）、CSS コード（貨物の積付け及び固定に関する安全実施規則）等について審議を行なっている。また、海洋汚染防止条約附属書（MARPOL 条約）に基づく個品運送の海洋汚染物質の特定及びその運送要件は IMDG コードにより規定されており、同小委員会への付託事項の一つである。また、ばら積み液体及び気体物質小委員会（BLG 小委員会）にて検討が行われているばら積み液体危険物の海洋に対する危険性評価法は、基本的に個品危険物（海洋汚染物質）のそれと同じであり、その運送に係る国際規則は共にわが国危険物運送規則である「危険物船舶運送及び貯蔵規則（危規則）」に採り入れられている等、危険物の個品運送及びばら積み運送は相互に密接な関係がある。

一方、国連危険物輸送・分類調和専門家委員会（UN 委員会）は、危険物の国際的な安全輸送要件（危険物の定義、分類、容器及び包装、表示及び標札、危険性評価試験方法及び判定規準等）及び製造、輸送、貯蔵等の全ての分野における化学物質の分類及び表示の世界的調和（GHS）についての検討を行っている。UN 委員会で決定された輸送要件や有害化学物質の分類及び表示の要件は、危険物輸送や GHS に関する国連勧告としてまとめられ、危険物の海上運送規則である IMDG コードをはじめとする各輸送モードの国際運送基準や各国危険物輸送規則のモデル規則及び有害物質の分類表示に関する規則に取り入れられている。

DSC 小委員会及び UN 委員会で検討される内容は広範かつ詳細に及んでいるが、国内関連規則に直接係わりがあることから同小委員会及び委員会への提案については、日本の実状を踏まえた正確な対応が要請される。

こうした背景から、危険物及び特殊貨物の海上運送に関する専門家により構成される本委員会は、DSC 小委員会及び UN 委員会における各種検討事項について日本の意見を集約し、同小委員会及び委員会への日本意見をより確実に表明するとともに、関連情報を収集するために同小委員会等へ専門家を派遣している。また BLG 小委員会及びその作業部会にも専門家を派遣し、最新の情報を入手し本調査研究に反映させると共に、ばら積み危険物の海上運送に係る国際基準の策定に参画している。

本報告書は、本委員会の活動の成果をまとめたものである。

第1章 調査研究の目的及び概要

1.1 調査研究の目的

国際海事機関（IMO）の「危険物・固体貨物及びコンテナ小委員会（DSC 小委員会）」及び「ばら積み液体及び気体物質小委員会（BLG 小委員会）」並びに国連（UN）の「危険物輸送及び分類調和専門家委員会（UN 委員会）」への対応を検討するために、危険物及び特殊貨物の海上運送に関する専門家から成る委員会を設置し、我が国関係業界等の意見を包括的に集約すると共に、専門家を両国際機関委員会に派遣し各国専門家と直接意見や情報を交換することにより我が国の意見を反映し、危険物及び特殊貨物の安全でスムーズな海上運送に寄与することを目的とする。

1.2 調査研究の概要

1.2.1 DSC 小委員会及びBLG 小委員会への対応

IMO 第13回DSC小委員会での審議に対応するため「危険物等海上運送国際基準検討委員会」並びに同委員会の下に「危険物運送要件部会」、「特殊貨物運送部会」及び「危険性評価試験部会」を設置し各国提案文書等の詳細な検討を行い、DSC小委員会への我が国の対応案を作成した。更に、危険物及び特殊貨物の海上運送に係る専門家をDSC小委員会に派遣し、危険物等海上運送に係る国際基準に我が国意見の反映をはかると共に、最新の情報を入手し我が国の海事関係者に周知した。

また、IMO 第13回BLG小委員会並びに同小委員会第14回汚染危険評価（ESPH）作業部会に専門家を派遣し、ばら積み危険物の海上運送に係る国際基準の策定に参画すると共に、「危険物等海上運送国際基準検討委員会」の下部組織として設置した「ばら積み液体危険物部会」を通じて最新の情報を我が国の海事関係者に周知した。

1.2.2 UN 委員会への対応

第33回及び34回国連危険物輸送専門家小委員会（UNSCETDG）第15回及び16回国連分類調和専門家小委員会（UNSCGHS）並びに第4回国連危険物輸送及び分類調和専門家委員会（UNCOETDG&GHS）での審議に対応するため「危険物等海上運送国際基準検討委員会」の下に「危険物輸送UN対応部会」を設置し各国提案文書等の詳細な検討を行った。更に、これら検討結果を踏まえ、同UN委員会に日本代表委員を派遣し、危険物等海上運送に係る国際基準に我が国意見及び提案文書の反映をはかると共に、国連勧告に関する最新の情報を入手し我が国の関係者に周知した。

1.2.3 委員会の開催

(1) 危険物等海上運送国際基準検討委員会

第1回会合：平成20年5月26日

第2回会合：平成21年3月23日

(2) 危険物運送要件部会

第1回会合：平成20年9月2日

第2回会合：平成20年11月7日

(3) 特殊貨物運送部会

第1回会合：平成20年6月10日

第2回会合：平成20年9月5日

- 第3回会合：平成20年10月8日
- (4) 特殊貨物運送部会石炭運送作業部会
第1回会合：平成20年11月6日
第2回会合：平成20年12月24日
第3回会合：平成21年1月21日
- (5) ばら積み液体危険物部会
第1回会合：平成20年10月17日
第2回会合：平成21年2月19日
第3回会合：平成21年3月23日
- (6) 危険物輸送UN対応部会
第1回会合：平成20年6月18日
第2回会合：平成20年8月18日
第3回会合：平成20年11月11日
第4回会合：平成21年1月19日

1.2.4 海外委員会等への派遣

- (1) 第33回 UNSCETDG 及び第15回 UNSCEGHS：平成20年6月30日～7月11日
派遣者： 三宅庸雅
濱田高志
- (2) IMO 第13回 DSC 小委員会：平成20年9月22日～26日
派遣者： 濱田高志
山崎 晃
- (3) IMO・BLG 小委員会第14回 ESPH 作業部会：平成20年10月27日～31日
派遣者： 濱田高志
- (4) 第34回 UNSCETDG 及び第16回 UNSCEGHS 並びに第4回 UNCOETDG&GHS：平成20年12月1日～12日
派遣者： 三宅庸雅
濱田高志
- (5) IMO 第13回 BLG 小委員会：平成21年3月2日～6日
派遣者： 濱田高志

第2章 国際海事機関 危険物、固体貨物及びコンテナ小委員会

2.1 第13回 DSC 小委員会への対応

危険物等海上運送国際基準検討委員会及び関連部会において第13回 DSC 小委員会提案文書概要（付録 1.1）を作成し、これに基づき審議検討を行った。その検討結果を同付録 1.1 に示す。

[また、委員会及び関連部会が準備し、DSC 小委員会に提出された日本提案を付録 3 に示す。]

2.2 DSC 小委員会等審議概要

2.2.1 第13回 DSC 小委員会報告

(1) 会合の概要

平成20年9月22日～26日 ロンドンIMO本部

参加国又は機関

アルジェリア、アンゴラ、アルゼンチン、豪、バハマ、バングラディシュ、ベルギー、ボリビア、ブラジル、カナダ、チリ、中国、コロンビア、コートジボアール、キプロス、北朝鮮、デンマーク、ドミニカ、エクアドル、エジプト、エストニア、フィンランド、仏、独、ガーナ、ギリシャ、インドネシア、イラン、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、ケニア、ラトビア、リベリア、マレーシア、マルタ、マーシャル諸島、メキシコ、モロッコ、蘭、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、韓国、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、シリア、タイ、トリニダードトバゴ、トルコ、ツバル、ウクライナ、英、米、ウルグアイ、バヌアツ、ベネズエラ、香港、EC、MOWCA、ICS、IUMI、ITF、BIMCO、IACS、ICHCA、CEFIC、IICL、IFSMA、P&I CLUBS、DGAC、INTERCARGO、WNTI及びVOHMA

議長等

議長：Mrs. Olga Pestel Lefèvre（仏）

副議長：Capt. J. Pablo Heusser（チリ）

事務局：Mr. I. Rahim

日本からの出席者（敬称略、順不同）

小磯 康	在連合王国大使館一等書記官
近藤 敏和	国土交通省海事局
太田 進	独立行政法人海上技術安全研究所
松尾 守	財団法人日本海事協会
田中 直人	電気事業連合会
木檜 吉富	電気事業連合会
松田 泰英	社団法人日本船主協会
福井 利明	社団法人日本船主協会
川又 竜也	社団法人日本船主協会
日下部 敏	社団法人日本船主協会
井上 幸一	社団法人日本船主協会（ロンドン）
保坂 均	社団法人日本船主協会（ロンドン）
濱田 高志	社団法人日本海事検定協会

(2) 議題

- 議題の採択
- 他のIMO機関の決定
- 国連勧告との調和を含むIMDGコード及び追補の改正
- 固体ばら積み貨物の性状評価を含むIMSBCコードの見直し
- CSSコードの改正
- 海難・事故報告及びその分析
- BLUコードの穀類への適用拡大
- コンテナ固縛時の安全作業環境整備に関するガイダンス
- 船内における殺虫殺菌剤の使用に関する勧告の見直し
- 保護衣のガイドライン
- 甲板積み木材運搬船に関する安全実施規則の見直し
- 貨物固定マニュアルの様式及び承認手続き
- 水と反応する物質の積載
- CSC条約の改正
- 貨物輸送ユニットの収納指針の見直し
- 作業計画及びDSC 14の議題
- 2009年議長及び副議長の選出
- その他の議題
- 個品危険物に係る運送書類要件の見直し
- 海上安全委員会への報告

(3) 審議結果一覧

表 2.2.1 に提案文書及び審議結果の概要を示す。また各提案文書の詳細を付録 1.1 に示す。

(4) 審議の概要

審議の概要を付録 1.2 に示す。

表 2.2.1 DSC 13 審議結果一覧表 (1/3)

(平成20年9月22日～26日、ロンドン)

議題	文書番号	提案国等	文書標題	対応	審議結果
1	13/1/Rev.1	事務局	暫定議題	-	-
	13/1/1	事務局	暫定議題の注釈	-	-
2	13/2	事務局	MSC 83、A 25、FP 52、MEPC 57及びMSC 84の審議結果	適宜	ノートされた。
3	13/3 及び 13/INF.2	事務局	UN及びIAEA輸送規則間の調和に関するコンサルタントサーピスマーケティングの報告	適宜	ノートされた。 (一部はE&Tグループ)
	13/3/1	事務局	E&Tグループの報告	適宜	ノートされた。
	13/3/2	事務局	国連危険物輸送専門家小委員会の報告	適宜	ノートされた。
	13/3/3	事務局	SOLAS及び2000HSCコードにおける個品危険物の運送に関する要件の適用：FP 52の結果	適宜	修正案が合意
	13/3/4	事務局	インターネットによるIMDGコードの無料ダウンロード	適宜	デメリットがないと確認

表 2.2.1 DSC 13 審議結果一覧表 (2/3)

議題	文 書 番 号	提案国等	文 書 標 題	対 応	審議結果
3	13/3/5	イラン	IMDGコードの改正(35-10):到着港毎の気象条件表のIMDGコードへの追加	適 宜	イランに新提案を要請
	13/3/6 及び 13/INF.4	ベルギー、フランス、ドイツ、アイルランド、オランダ及び英国	IMDGコードの改正(35-10):IMDGコード第7部の改正	適 宜	継続審議(CG設置)
	13/3/7	スウェーデン	IMDGコードの改正(35-10):正式品名表示の文字の高さ	適 宜	原則合意(E&Tグループ)
	13/3/8	CEFIC	IMDGコードの改正(35-10):火薬類及び極めて引火性の高い物質の隔離規定	適 宜	原則合意(E&Tグループ)
	13/3/9	CEFIC	IMDGコードの改正(35-10):クラス1の副次危険性を有する有機過酸化化物と副次危険性を有しない有機過酸化化物の混載	適 宜	原則合意(E&Tグループ)
	13/3/10	オランダ	IMDGコードの改正(35-10):海洋汚染物質の正しい専門的名称の表示	適 宜	原則合意(MEPCに新議題の設置を要請)
	13/3/11	イラン	貨物コンテナ内消火システム	適 宜	ノートされた。
	13/3/12	米国	IMDGコードの改正(35-10):追跡・監視装置	支 持	原則合意(E&Tグループ)
	13/3/13	米国	IMDGコードの改正(35-10):UN 3166及びUN 3171	適 宜	原則合意(E&Tグループ)
	13/INF.3	事務局	IMDGコード第34回改正統合版	適 宜	ノートされた。
4	13/4	事務局	IMSBCコードの改正周期	適 宜	合意された。
	13/4/1	マーシャル諸島	DRIの個別スケジュールに関するCGの報告	適 宜	個別スケジュール案を策定
	13/INF.10	ベネズエラ	DRI(A)の船舶輸送に関する統計データ	適 宜	DSC 13/4/1参照
	13/INF.11	ベネズエラ	DRI(C)の機械通風による船舶輸送に関する統計データ	適 宜	DSC 13/4/1参照
	13/4/2	日本	石炭及び褐炭(ブリケット)の個別スケジュールの改正	取り下げ	-
	13/4/3	スウェーデン	木材パレット及びその他木材加工品の運送	適 宜	個別スケジュール案を策定
	13/4/4	カナダ及びドイツ	成形された硫黄の分類	支 持	個別スケジュール案を策定
	13/INF.8	ドイツ	成形された硫黄に関する追加情報	同 上	DSC 13/4/4参照
	13/4/5	INTERCAR GO及びP&I協会	DRI	適 宜	DSC 13/4/1参照
	13/4/6	米国	柑橘類樹木のバルブパレット	適 宜	継続審議
	13/4/7	ベネズエラ	DRI(A)に関する技術報告	適 宜	DSC 13/4/1参照
	13/INF.10	ベネズエラ	DRI(A)の船舶輸送に関する統計データ	適 宜	DSC 13/4/1参照
	13/4/8	ベネズエラ	機械式通風装置を使用したDRI(C)輸送に関する技術報告	適 宜	DSC 13/4/1参照
	13/INF.11	ベネズエラ	DRI(C)の機械通風による船舶輸送に関する統計データ	適 宜	DSC 13/4/1参照
	5	13/INF.9	オランダ及びスウェーデン	業界共同調査プロジェクト Lashing@sea	適 宜

表 2.2.1 DSC 13 審議結果一覧表 (3/3)

議題	文書番号	提案国等	文書標題	対応	審議結果
6	13/6	事務局	コンテナ船HANJIN LONDON号の事故調査報告	適宜	ノートされた。
	13/6/1	ISO	貨物コンテナの保守管理要件	適宜	サーキュラー改正案を策定
	13/6/2	ベルギー	CIPの結果報告	適宜	ノートされた。
	13/6/3	フィンランド	CIPの結果報告	適宜	ノートされた。
	13/6/4	カナダ	CIPの結果報告	適宜	ノートされた。
	13/6/5	ドイツ	CIPの結果報告	適宜	ノートされた。
	13/6/6	スウェーデン	CIPの結果報告	適宜	ノートされた。
	13/6/7	イラン	CIPの結果報告	適宜	ノートされた。
	13/6/8	イタリア	CIPの結果報告	適宜	ノートされた。
	13/6/9	韓国	CIPの結果報告	適宜	ノートされた。
	13/6/10	オランダ	CIPの結果報告	適宜	ノートされた。
	13/6/11	イラン	Bandar Abbas港コンテナターミナルで発生した火災事故の報告	適宜	継続審議
	13/6/12	米国	CIPの結果報告	適宜	ノートされた。
	13/6/13	米国	深冷液化ガスの甲板下積載	適宜	原則合意 (E&Tグループ)
	13/6/14	ドイツ	貨物コンテナの保守管理要件	適宜	DSC 13/6/1参照
	13/6/15	チリ	CIPの結果報告	適宜	ノートされた。
13/6/16	事務局	CIPの結果報告	適宜	ノートされた。	
7	13/INF.6	スウェーデン	木材パレットの揚げ荷役時に発生したばら積み船SAGA SPRAY号の事故報告	適宜	DSC 13/4/3参照
	13/INF.7	スウェーデン	木材パルプ、木材チップ及び木材パレット運送中の一酸化炭素の発生及び酸素の減少	適宜	DSC 13/4/3参照
8	13/8	ICHCA International	コンテナ固縛時の安全作業環境の整備に関するガイダンス：CSSコード改正案	一部反対	継続審議
	13/8/1	ドイツ	コンテナ固縛時の安全作業環境の整備に関するガイダンス：CSSコード改正案	支持	継続審議
10	13/10	スウェーデン	保護衣に関する適当な基準	適宜	継続審議
11	13/11	スウェーデン	TIMBER DECKコードの見直し：CGの報告	適宜	継続審議 (CG設置)
	13/INF.5	ロシア	航行区域を考慮した木材輸送の安全確保のための法規制の実施	適宜	DSC 13/11参照
14	13/14	スペイン	CSC条約の統一解釈と実施についての勧告の修正	適宜	継続審議 (CG設置)
	13/14/1	イラン	CSC条約の実施を容易にするためのRFID技術の適用	適宜	合意されなかった。
	13/14/2	ロシア	貨物コンテナの保守管理及び試験要件	適宜	DSC 13/14参照
15	13/15	ドイツ	IMDGコードと貨物輸送ユニットへの収納ガイドラインの整合	支持	原則合意 (E&Tグループ)
18	13/18	事務局	コード、勧告、ガイドライン及びその他非強制文書	適宜	事務局に見直しを指示した。
	13/18/1	イラン	途上国の港湾における放射性物質特定のための放射性線検出装置の設置	適宜	ノートされた。
19	13/19	米国	個品危険物の輸送書類要件を明確化するためのSOLAS条約の改正	適宜	原則合意 (E&Tグループ)

2.2.2 BLG 小委員会第 14 回 ESPH 作業部会報告

(1) 会合の概要

平成20年10月27日～31日 ロンドンIMO本部

参加国又は機関

ベルギー、中国、エクアドル、エジプト、フィンランド、仏、独、日本、マレーシア、メキシコ、蘭、ノルウェー、オマーン、スペイン、スウェーデン、英国、米国、MOWCA、ICS、IAPH、OCIMF、INTERTANKO、DGAC及びIPTA

議長等

議長：Mr. David MacRae（英）

日本からの出席者）

松木 邦夫 社団法人日本化学工業協会

濱田 高志 社団法人日本海事検定協会

(2) 議題

新規物質の評価

タンク洗浄剤の評価

MEPC.2サーキュラーの見直し

バイオ燃料及びバイオ燃料混合物の輸送要件

(3) 審議の概要

審議の概要を付録 1.3 に示す。

2.2.3 第 13 回 BLG 小委員会報告

(1) 会合の概要

平成21年3月2日～6日 ロンドンIMO本部

参加国又は機関

アルジェリア、アルゼンチン、豪、バハマ、ベルギー、ブラジル、カナダ、チリ、中国、クック諸島、キューバ、キプロス、北朝鮮、デンマーク、ドミニカ、エクアドル、エジプト、エストニア、フィンランド、仏、独、ガーナ、ギリシャ、インドネシア、イラン、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、ラトビア、リベリア、マレーシア、マーシャル諸島、メキシコ、蘭、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、韓国、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、スペイン、スウェーデン、シリア、トルコ、ウクライナ、英、米、ウルグアイ、ベネズエラ、香港、EC、MOWCA、ICS、ISO、IUMI、ITF、CIRM、IAPH、BIMCO、IACS、CEFIC、OCIMF、FOEI、IADC、CESA、INTERTANKO、IUCN、ACOPS、SIGTTO、DGAC、CLIA、INTERCARGO、EUROMOT、IMarEST、IPTA、ISAF、IBIA及びIPPIC

議長等

議長：Mr. Z. Alam（シンガポール）

副議長：Mr. S. Oftedal（ノルウェー）

日本からの出席者（敬称略、順不同）

小磯 康 在連合王国大使館一等書記官

岡村 敏 財団法人日本船舶技術研究協会
中橋 亨 国土交通省総合政策局
大西 忠聡 国土交通省海事局
戸松 憲治 日本内航海運組合総連合会
石綿 雅雄 社団法人日本化学工業協会
濱田 高志 社団法人日本海事検定協会 (他 計31名)

(2) 議題

議題の採択

他のIMO機関の決定

化学物質の安全及び汚染危険度評価及び改正の準備

バイオ燃料及びバイオ燃料混合物の輸送のための要件の適用

2004年バラスト水管理規制条約の統一の実施のための指針の作成

ガス燃料船の規定の策定

海難分析

IACS統一解釈の検討

船舶の付着生物を介した流入水生種の移動を最小限化するための国際的手法の策定

MAPOL条約附属書I貨物及び燃料油に関するMSDSの見直し

IGCコードの見直し

天然ガス水和物ペレット輸送船の安全要件

MARPOL条約附属書VI及びNOxテクニカルコードの改正による関連非強制文書の見直し

南極海域における船舶による重油の使用及び運送に関するMARPOL条約附属書Iの改正

作業計画及びBLG14の議題

2010年議長及び副議長の選出

その他の議題

海上安全委員会及び海洋環境保護委員会への報告

海上安全委員会及び海洋環境保護委員会への報告

(3) 審議の概要

審議の概要（化学物質の安全及び汚染危険度評価及び改正の準備（第3議題）関係、バイオ燃料の輸送要件（議題4）関係、MAPOL条約附属書I貨物及び燃料油に関するMSDSの見直し（議題10）及びその他の議題（一部）（議題17）関係）を付録1.4に示す。

第3章 国連危険物輸送及び分類調和専門家委員会

3.1 第33回及び34回 UNSCETDG への対応

危険物等海上運送国際基準検討委員会及び危険物輸送 UN 対応部会において、それぞれ第33回及び34回 UNSCETDG 提案文書概要（付録 2.1 及び 2.3）を作成し、これに基づき審議検討を行った。その検討結果を同付録 2.1 及び 2.3 に示す。

3.2 第15回及び16回 UNSCEGHS への対応

危険物等海上運送国際基準検討委員会及び危険物輸送 UN 対応部会において、それぞれ第15回及び16回 UNSCEGHS 提案文書概要（付録 2.5 及び 2.7）を作成し、これに基づき審議検討を行った。その検討結果を同付録 2.5 及び 2.7 に示す。

3.3 UNSCETDG 等審議概要

3.3.1 第33回 UNSCETDG 審議概要

(1) 会合の概要

平成20年6月30日～7月9日 ジュネーブ国連欧州本部

参加国又は機関

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、チェコ、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、日本、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ロシア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、英国、米国、ブルガリア、アイルランド、ケニア、大韓民国、ルーマニア、スイス、EC、OTIF、ICAO、ABSA、AHS、AISE、CEPE、CGA、CLEPA、COLIPA、COSTHA、DGAC、EIGA、EMPAC、FEA、IATA、ICCA、ICCR、ICDM、ICIBCA、ICPP、IDGCA、IEC、IFA、IFALPA、IFDI、IME、IPPIC、ISO、PRBA、RCMASA、SAAMI、USFCC、VOHMA及びWNTI

議長等

議長：Mr. R. Richard（米国）

副議長：Mr. C. Pfauvadel（フランス）

日本からの出席者（敬称略、五十音順）

朝倉 吉隆	財団法人自動車研究所
薄葉 州	独立行政法人産業技術総合研究所
張 安德	社団法人電池工業会
中島 紀昭	独立行政法人産業技術総合研究所
野上 光造	社団法人電池工業会
濱田 高志	社団法人日本海事検定協会
三宅 庸雅	国連危険物輸送専門家小委員会委員・社団法人日本海事検定協会

(2) 議題

議題の採択

火薬類及び関連事項

- (a) 1.4Sの分類のための追加試験
- (b) クラス1から除外できる物品の判定基準
- (c) 鈍感化爆薬

- (d) その他の提案
- (e) GHS関連事項
- IBC容器を含む容器性能
- 危険物リスト、分類及び容器包装
- (a) 電池
- (b) 燃料電池
- (c) その他の提案
- 少量危険物（モード間の調和）
- 電子データ（EDI）を使用した文書作成・提出
- UNモデル規則に関するその他の提案
- (a) ガス
- (b) 開放型極低温容器
- (c) タンク
- (d) くん蒸中の貨物輸送ユニット
- (e) 遺伝子組み換え微生物
- (f) その他の提案
- IAEA 放射性物質安全輸送規則との調和
- UNモデル規則による危険物輸送規則の地球的規模での調和
- モデル規則の策定基本指針
- GHSに関する問題
- その他
- 報告書の承認

(3) 審議結果一覧

表 3.3.1 に提案文書及び審議結果の概要を示す。また各提案文書の詳細を付録 2.1 に示す。

(4) 審議の概要

審議の概要を付録 2.2 に示す。

表 3.3.1 UNSCETDG 33 審議結果一覧表 (1/3)

(平成20年6月30日～7月9日、ジュネーブ)

議題	文書番号	提案国等	文 書 標 題	対応	備考・結果
1	C3/65	事務局	予定議題	資料	-
	C3/65/Ad dl	事務局	文書リスト	資料	-
2(a)	08/10	IME	1.4Sの分類のための追加試験	適宜	継続審議
	08/11	カナダ	1.4Sの分類のための追加試験	適宜	継続審議
	08/44	ドイツ	ST/SG/AC.10/C.3/2006/62及び2007/29へのコメント	適宜	継続審議
	08/55	米国	危険区分1.4Sの成型爆薬の追加試験	適宜	継続審議
2(b)	08/54	米国	クラス1から除外できる物品の判定基準	適宜	次期新提案
2(c)	08/39	オランダ	鈍感化爆薬に関するワーキンググループ報告	適宜	継続審議
2(d)	08/2R1	豪州	鈍感化の定義	賛成	修正の上採択
	08/26	豪州	クラス1物品の容器包装要件	賛成	継続審議
	08/32	豪州	正味火薬量(NEQ)による分類	適宜	不採択
	08/41	ICCA	UN3474の正式品名の改正	賛成	採択

表 3.3.1 UNSCETDG 33 審議結果一覧表 (2/3)

議題	文書番号	提案国等	文 書 標 題	対応	備考・結果
2(e)	08/40	ICCA	爆発性を有する可能性のある物質のスクリーニング	適宜	継続審議
	08/43	ドイツ	爆発性を有する物質	適宜	取り下げ
3	08/28	英国	複合IBC容器ワーキンググループの報告	適宜	一部採択
	08/38	英国	薬用エアゾール	適宜	修正の上採択
	08/45	ドイツ	プラスチック容器からの透過によるコンテナ内の爆発限界に達する危険性	適宜	修正の上採択
4(a)	08/21	IFALPA	P903のリチウムイオン電池表示要件の追加	賛成	修正の上採択
	08/37	ドイツ	ニッケル水素電池の輸送	賛成	修正の上採択
	08/46	PRBA	大型電池、モジュール及アッセンブリーの試験	賛成	継続審議
	08/57	PRBA	再充電可能電池の試験	賛成	採択
	08/58	EPBA,PRBA RICHARGE	リチウム電池の輸送試験のためのIEC62281の参照	反対	取り下げ
	08/59	EPBA,PRBA RICHARGE	UN3091装置に組み込まれたもの又は装置とともに包装されたものの輸送	適宜	取り下げ
4(b)	08/34	USFCC	UN3166の品名追加	賛成	修正の上採択
	08/35	UNFCC	UN3468水素吸蔵合金に関する容器包装要件	賛成	次期新提案
4(c)	08/3	英国	酸化エチレンの殺菌装置	適宜	修正の上採択
	08/8	英国	固体用IBC容器の容器包装要件	適宜	修正の上採択
	08/12	カナダ	硫黄化合物を含有する原油	適宜	修正の上採択
	08/16	ドイツ	容器包装要件P200の改正	適宜	修正の上採択
	08/19	ドイツ	クラス8のヨウ素の新エントリー	適宜	修正の上採択
	08/25	CEFIC	特別要件SP274の適用	適宜	次期新提案
	08/27	豪州	密封しないと危険である危険物の容器包装要件	適宜	不採択
	08/49	オランダ	吸入毒性物質の検証用データ	賛成	次期新提案
	08/52	米国	吸入毒性液体の要件	適宜	採択
	08/53	米国	クラス2.2のガスを内蔵する物品	賛成	修正の上採択
	08/56	米国	次亜塩素酸リチウム及びその混合物の容器等級の新エントリー	適宜	採択
08/60	IDGCA	温石綿のクラス9への新エントリー	適宜	次期新提案	
5	08/17	フランス	少量危険物の輸送	適宜	仮採択
7(a)	08/1	スイス	エアゾール及び小型ガスボンベの構造及び証明書	適宜	修正の上採択
	08/13	EIGA	容器包装要件P200(4)“k”の改正	適宜	採択
	08/14	EIGA	MEGCsの圧力調整弁に関する改正	適宜	採択
	08/15	EIGA	再充填可能圧力容器の表示の改正	適宜	継続審議
	08/18	フランス	ガスカートリッジ	適宜	採択
	08/22	ISO	ISO基準超音波試験の参照	適宜	一部採択
7(b)	08/20	英国	開放型低温容器の要件	適宜	修正の上採択
7(c)	08/4	スペイン	6.7.2.1.5の改正	適宜	次期新提案
	08/5&A 1	スペイン	6.7.2.6及び6.7.3.6の改正	適宜	次期新提案
	08/7	カナダ	UNポータブルタンク及びMEGCsの名板	適宜	修正の上採択
	08/24	ICCA	有機金属化合物用ポータブルタンクの可溶栓	適宜	採択
	08/31	豪州	容器等級の固体用ポータブルタンクの底部閉鎖装置	適宜	採択
	08/47	豪州	ポータブルタンク及び付属設備の保護	適宜	不採択
7(d)	08/9	英国	くん蒸した貨物輸送ユニット及び冷却用の危険物を積載した貨物輸送ユニット	適宜	修正の上採択

表 3.3.1 UNSCETDG 33 審議結果一覧表 (3/3)

議題	文書番号	提案国等	文 書 標 題	対応	備考・結果
7(e)	08/29	EBSA	遺伝子組み換え生物・微生物の輸送	適宜	次期新提案
7(f)	08/6	VOHMA	5.4章の改正、複合輸送における危険物総量の記載	適宜	修正の上採択
	08/23	COSTHA	教育訓練の記録	適宜	修正の上採択
	08/33	豪州	国連勧告15訂版の間違い	適宜	採択
	08/36	カナダ	表示における承認国の識別化	適宜	次期新提案
	08/50	カナダ	ST/SG/AC.10/C.3/2008/6へのコメント	適宜	修正の上採択
	08/51	ICIBCA	容器包装要件IBC520の修正	適宜	不採択
	08/61	豪州	7.1.3.2.3の改正	適宜	取り下げ
11	08/30	豪州	GHS実施に関する問題点の取り組み	適宜	採択
	08/42	ドイツ	GHS上の引火性液体類に関する問題点の明確化	適宜	継続審議
	08/48	オランダ	GHS腐食性判定基準の国連勧告クラス8への導入	賛成	継続審議

3.3.2 第34回 UNSCETDG 審議概要

(1) 会合の概要

平成20年12月1日～9日 ジュネーブ国連欧州本部

参加国又は機関

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、チェコ、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、日本、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ロシア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、英国、米国、ブルガリア、アイルランド、ケニア、カタール、大韓民国、ルーマニア、スロバキア、スイス、OTIF、ICAO、IMO、IAEA、ABSA、AHS、AISE、CEPE、CGA、COLIPA、COSTHA、DGAC、EIGA、EMPAC、EBSA、FEA、GEA、IATA、ICCA、ICCR、ICDM、ICIBCA、ICPP、IDGCA、IEC、IFA、IFALPA、IFDI、IME、IPPIC、ISO、ITCO、kFI、PRBA、RCMASA、SAAMI、USFCC、VOHMA及びWNTI

議長等

議長：Mr. R. Richard（米国）

副議長：Mr. C. Pfauvadel（フランス）

日本からの出席者（敬称略、五十音順）

朝倉 吉隆 財団法人自動車研究所

薄葉 州 独立行政法人産業技術総合研究所

張 安德 社団法人電池工業会

中島 紀昭 独立行政法人産業技術総合研究所

濱田 高志 社団法人日本海事検定協会

三宅 庸雅 国連危険物輸送専門家小委員会委員・社団法人日本海事検定協会

(2) 議題

議題の採択

火薬類及び関連事項

(a) 1.4Sの分類のための追加試験

(b) クラス1から除外できる物品の判定基準

(c) 鈍感化爆薬

- (d) その他の提案
- (e) GHS関連事項
 - IBC容器を含む容器性能
 - 危険物リスト、分類及び容器包装
 - (a) 電池
 - (b) 燃料電池
 - (c) その他の提案
- 少量危険物（モード間の調和）
- 電子データ（EDI）を使用した文書作成・提出
- UNモデル規則に関するその他の提案
 - (a) ガス
 - (b) 開放型極低温容器
 - (c) タンク
 - (d) くん蒸中の貨物輸送ユニット
 - (e) 遺伝子組み換え微生物
 - (f) その他の提案
- IAEA 放射性物質安全輸送規則との調和
- UNモデル規則による危険物輸送規則の地球的規模での調和
- モデル規則の策定基本指針
- GHSに関する問題
 - (a) 腐食性
 - (b) 物理化学的危険性
 - (c) 水反応可燃性物質
- 2009-2010年次の作業計画
- 経済社会理事会勧告案2009/...
- 2009-2010年次の役員選出
- その他
- 報告書の承認

(3) 審議結果一覧

表 3.3.2 に提案文書及び審議結果の概要を示す。また各提案文書の詳細を付録 2.3 に示す。

(4) 審議の概要

審議の概要を付録 2.4 に示す。

表 3.3.2 UNSCETDG 34 審議結果一覧表 (1/2)

(平成20年12月1日～9日、ジュネーブ)

議題	文書番号	提案国等	文 書 標 題	対応	備考・結果
1	C3/67	事務局	予定議題	資料	-
	C3/67/Ad dl	事務局	文書リスト	資料	-
	08/97	事務局	31,32,33回会合で採択された国連勧告の改正案	資料	-

表3.3.2 UNSCETDG 34 審議結果一覧表 (2/2)

議題	文書番号	提案国等	文 書 標 題	対応	備考・結果
2	08/62	スペイン	煙火の分類	適宜	報告
	08/78	ICCA	爆発性を有する可能性のある物質のスクリーニング	適宜	採択
	08/89	カナダ	1.4Sの分類に関する追加試験	反対	修正の上採択
	08/105	英国	HLS (環境安全研究所) の閃光組成物の試験	反対	採択
	08/106	英国	クラス1物質の特別包装要件	賛成	採択
3	08/71	英国	プラスチック容器からの透過	適宜	不採択
	08/85	フランス	4.1章	適宜	採択
	08/100	ICPP	複合IBC容器の内装容器の製造年月日	適宜	修正の上採択
4	08/63	CEFIC	特別要件SP274の適用	適宜	修正の上採択
	08/64	ICCA	P602におけるガラス製内装容器の充填量	適宜	修正の上採択
	08/66	ICCA	2.5.3.2.4の有機過酸化物質リストにあるエントリーの改正	適宜	採択
	08/67	英国	UN1404水素化カルシウムの特別要件	適宜	提案取り下げ
	08/70	VOHMA	ニッケル水素電池の輸送	反対	不採択
	08/72	USFCC	UN3166内燃機関、引火性液体/ガス車両	適宜	修正の上採択
	08/73	USFCC	特別要件32X及びUN3166	適宜	修正の上採択
	08/74	USFCC	UN3468水素吸蔵合金の改正	適宜	修正の上採択
	08/80	ドイツ	UN3341二酸化チオ尿素の副次性危険6.1	適宜	新規提案
	08/84	DGAC	容器包装要件IBC520の改正	適宜	採択
	08/86	PRBA	大型リチウム電池及びアッセンブリーの試験	賛成	採択
	08/87	米国/オランダ	吸入毒性物質	適宜	採択
	08/88	オランダ	“Read Across”に基づく吸入毒性物質	適宜	採択
	08/92	英国	UN3200その他の自然発火性物質の特別要件	適宜	不採択
	08/94	PRBA他	リチウムボタン電池の表示に関する除外規定	適宜	修正の上採択
	08/96	DGAC	硫黄化合物を含有する原油の分類	適宜	不採択
	08/102	IATA	UN1072酸素 (圧縮されているもの) の特別要件225の追加	適宜	修正の上採択
08/104	IATA	UN1845の適用規定	賛成	採択	
08/107	米国	吸入毒性物質の微量危険物規定	賛成	採択	
6	08/69	IATA	書類申請に替えてEDIの使用を構築するための5.4章の改正	適宜	修正の上採択
7	08/75	豪州	7.1.3.2.3の改正	適宜	修正の上採択
	08/76	EBSA	遺伝子組み換え生物・微生物の輸送	適宜	採 択 (継 続 審 議)
	08/77	スイス	5.2.1.6.1の表示規定の解釈	適宜	採択
	08/81	ドイツ	ポータブルタンクの表示	適宜	採択
	08/82	ITCO	ポータブルタンク及びMEGCsの衝撃試験	適宜	継続審議
	08/90	英国	冷却/空調ユニットの輸送	適宜	提案取り下げ
	08/91	ドイツ	サルベージ圧力容器	適宜	不採択
	08/93	ISO	6.2.2のISO標準の参照	適宜	採択
	08/95	EIGA	6.2.2.7再充填可能圧力容器の表示	適宜	継続審議
8	08/98	事務局	IAEA規則2009年度版との調和	適宜	採択
	08/99	事務局	IAEA規則との調和に関するその他案件	適宜	一部採択
	08/101	IATA	放射性物質L型輸送物の適用規定	適宜	継続審議
	08/103	IATA	特別要件SP290の改正	適宜	修正の上採択
11	08/68	フランス/ドイツ	試験N5 水反応可燃性物質低ガス発生試験の能力	適宜	継続審議
	08/79	ドイツ	自己発熱性物質及びその混合物	適宜	採択
	08/83	オランダ	GHS腐食性判定基準の国連勧告クラス8への導入	賛成	継続審議
12	07/65	CEFIC他	複合輸送の調和	適宜	採択

3.3.3 第15回UNSCEGHS審議概要

(1) 会合の概要

平成20年7月9日～11日 ジュネーブ国連欧州本部

参加国又は機関

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、日本、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、カタール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、英国、米国、ジャマイカ、ケニア、ラオス、韓国、スロベニア、スイス、タイ、ベトナム、UNEP/SAICM、UNITAR、ILO、IMO、WHO、OECD、AISE、CGA、DGAC、CEFIC、CEPE、EIGA、FEICA、ICCA、ICPP、IFA、IME、IPPIC、IPIECA、ISO、SDS及びUSFCC

日本からの出席者（敬称略、五十音順）

薄葉 州	独立行政法人産業技術総合研究所
城内 博	日本大学大学院理工学研究科
中島 紀昭	独立行政法人産業技術総合研究所
濱田 高志	社団法人日本海事検定協会
三宅 庸雅	社団法人日本海事検定協会
森田 健	国立医薬品食品衛生研究所安全情報部

(2) 議題

議題の採択

GHS勧告第2訂版の最新化

- (a) 物理化学的危険性
- (b) 健康有害性
- (c) 環境有害性
- (d) 付録
- (e) その他

ハザードコミュニケーション

GHS基準の適用に関する指針の策定

GHSの実施

- (a) 政府又は機関からの報告
- (b) 他の国際機関との協力
- (c) その他

キャパシティ・ビルディング

その他

報告書の承認

(3) 審議結果一覧

表 3.3.3 に提案文書及び審議結果の概要を示す。また各提案文書の詳細を付録 2.5 に示す。

(4) 審議の概要

審議の概要を付録 2.6 に示す。

表 3.3.3 UNSCEGHS 15 審議結果一覧表

(平成20年7月9日～11日、ジュネーブ)

文書番号	議題	提案国等	文書標題	対応	備考・結果
08/01	2(c)	OECD	オゾン層破壊物質の分類と表示	適宜	採択
08/02	5(a)	IMO	IMO BLG12からのMSDSに関する問題点	適宜	継続審議
08/03	2(b)	ドイツ	3.8章(判定論理)の改正	適宜	一部採択
08/04	2(b)	ドイツ	表3.1.2の改正	適宜	採択
08/05	2(a)	ドイツ	引火性液体に関する問題	適宜	次期新提案
08/06	2(a)	ドイツ	爆発性を有する物質	適宜	取り下げ
08/07	3	CEFIC	非常に小さな容器包装の表札	適宜	次期新提案
08/08	5(c)	事務局	UNモデル規則におけるIn Vitro腐食性試験の参考文書	適宜	採択
08/09	2(a)	オランダ	鈍感化爆薬に関するワーキンググループ報告	適宜	継続審議
08/10	2(b)	フランス	水と反応して有毒ガスを発生する物質及び混合物の分類	適宜	継続審議
08/11	2(b)	IPIECA	3.10.1の改正	適宜	修正の上採択
08/12	2(b)	事務局	表3.1.1及び3.8.1の数値	適宜	採択
08/13	2(b)	ドイツ	3.8.1、3.9.1及び3.9.2の改正	適宜	修正の上採択

3.3.4 第16回 UNSCEGHS 審議概要

(1) 会合の概要

平成20年12月10日～12日 ジュネーブ国連欧州本部

参加国又は機関

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、日本、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、カタール、セルビア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、英国、米国、ケニア、韓国、ロシア、スロベニア、スイス、ベトナム、UNITAR、IMO、EC、OECD、AISE、CGA、CEFIC、DGAC、EFA、EFMA、EIGA、FEICA、ICCA、IDGCA、IFPCM、IPIECA、IPPIC、ISO、RCMASA、SAAMI及びSDA

日本からの出席者(敬称略、順不同)

薄葉 州 独立行政法人産業技術総合研究所
 城内 博 日本大学大学院理工学研究科
 濱田 高志 社団法人日本海事検定協会
 三宅 庸雅 社団法人日本海事検定協会
 森田 健 国立医薬品食品衛生研究所安全情報部

(2) 議題

議題の採択

GHS勧告第2訂版の最新化

- (a) 物理化学的危険性
- (b) 健康有害性
- (c) 環境有害性
- (d) 付録
- (e) その他

ハザードコミュニケーション
 GHS基準の適用に関する指針の策定
 GHSの実施
 (a) 政府又は機関からの報告
 (b) 他の国際機関との協力
 (c) その他
 キャパシティ・ビルディング
 その他
 報告書の承認

(3) 審議結果一覧

表 3.3.4 に提案文書及び審議結果の概要を示す。また各提案文書の詳細を付録 2.7 に示す。

(4) 審議の概要

審議の概要を付録 2.8 に示す。

表 3.3.4 UNSCEGHS 16 審議結果一覧表

(平成20年12月10日～12日、ジュネーブ)

文書番号	議題	提案国等	文 書 標 題	対 応	備考・結果
08/14&A1	2	事務局	GHS第2版の改正案	適宜	採択
08/15	2(d)	事務局	オゾン層破壊物質の分類と表示	適宜	修正の上採択
08/16	2(a)	事務局	ANEの分類手順(図2.1.4)の改正	適宜	採択
08/17	2(c)	OECD	水生媒体中の金属及び金属化合物の変化/溶解に関する手引き	適宜	採択
08/18&A1	2(b)	事務局	強い感作性、弱い感作性	適宜	修正の上採択
08/19	7	フランス/ドイツ	試験N5 水反応可燃性物質低ガス発生試験の能力	適宜	継続審議
08/20	2(a)	ドイツ	自己発熱性物質及びその混合物	適宜	修正の上採択
08/21	2(c)	オーストラリア/オーストリア/フランス/ニュージーランド/スロベニア/スペイン	陸生環境有害物質の判定基準及び表示に関する作業進捗状況	適宜	
08/22	5(c)	オーストラリア	GHS実施に関する問題点非公式ワーキンググループの提案	適宜	一部採択
08/23	4	米国	混合物の分類に関するワーキンググループの報告	適宜	
08/24	2(d)	英国	附属書1, 2及び3の見直し	適宜	採択
08/25	2(a)	スウェーデン	引火性危険があるエアゾールの分類基準	適宜	採択
08/26	3	CEFIC	非常に小さな容器包装の表札	適宜	継続審議
08/27	2(c)	CEFIC/AISE/SDA	4.1.2.10.3の改正	適宜	修正の上採択
08/28	5(c)	オーストラリア/事務局	“Endpoint”の用語問題	適宜	継続審議

3.3.5 第4回UNCETDG&GHS審議概要

(1) 会合の概要

平成20年12月12日 ジュネーブ国連欧州本部

参加国又は機関

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ブラジル、カナダ、中国、フランス、ドイツ、日本、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スウェーデン、英国、米国、EC、OECD、ICCA、IPPIC及びSDA

日本からの出席者（敬称略、順不同）

城内 博 日本大学大学院理工学研究科

濱田 高志 社団法人日本海事検定協会

三宅 庸雅 危険物輸送・分類調和専門家委員会委員・社団法人日本海事検定協会

森田 健 国立医薬品食品衛生研究所安全情報部

(2) 議題

議題の採択

議長等の選出

ECOSOCの決議及び決定

今次2年間（2007 - 2008）の危険物輸送専門家小委員会の作業

今次2年間（2007 - 2008）の分類調和専門家小委員会の作業

次期2年間（2009 - 2010）の作業計画

(a) 作業計画及び関連提案

(b) 会合日程

ECOSOC決議案（2009/...）

その他の事項

報告書の承認

(3) 審議の概要

審議の概要を付録 2.9 に示す。

お わ り に

海上運送される危険物や特殊貨物は極めて種類が多く運送に係る要件も多岐にわたっている。従って、多くの技術分野の専門家集団により、海上運送に関する検討がなされ安全策を講じている。日本の代表として IMO 及び UN 等の国際会議に参加している団員は、多くの技術分野の専門家集団により検討された的確な結論を基に立脚された意見を述べ討議に参加している。すなわち、国際会議での議論の前に、日本において専門家集団による十分な情報交換、議論、分析、検討、そして結論付けがおこなわれていなければならない。このような、組織化された専門集団による検討がなければ、国際会議での日本の議論は、表面的で形式的な空疎なものになりかねない。

先進工業国であり、工業製品の種類も多い日本の取り扱う貨物は、当然多様なものとなる。そのため、上記専門家集団の活躍が極めて重要であり、その活動は単に国内問題に留まらず世界の海事の安全に繋がるといってよい。

日本における専門家集団に対応している本委員会では、IMO 及び UN 委員会に提出される諸問題を検討するだけでなく、独自に調査課題を設定して、その解決策を探求し、地道で総合的な活動を行うことにより危険物や特殊貨物の安全運送の確保に寄与している。

なお、本委員会では、来年度以降も引き続き IMO 及び UN への各国の提案文書を詳細に検討し、各種安全基準の改善に努める予定である。

本報告書の作成にあたり、ご協力いただいた関係各位に厚く謝意を表するとともに、本報告書が海上運送の安全の一助となれば幸である。

* * *

付録 1 DSC 小委員会等審議概要

付録 1.1 第 13 回 DSC 小委員会提案文書概要
(2008 年 9 月 22 日～26 日；ロンドン IMO 本部)

文書番号	表 題	提 案 内 容	対応(案)	備考
13/1/Rev.1 (事務局)	暫定議題	一覧表参照		
13/1/1 (事務局)	暫定議題の注釈	<ul style="list-style-type: none"> ○ 暫定議題の注釈 各議題の検討すべき内容の概要説明 (今期会合では次の WG 又は DG が予定されている) Amendments to the BC Code (議題 4) Review of the Recommendations on the safe use of pesticides in ships (議題 9) Revision of the Code of safe practice for ships carrying timber deck cargoes (議題 11) Guidance on protective clothing (議題 10) Review of Guidelines for packing of cargo transport unite (議題 15) Amendments to the CSS Code (議題 5) 		
13/2 (事務局)	MSC 83、A 25、FP 52、MEPC 57 及び MSC 84 の審議結果	<p>Related documents: MSC 83/28, A 25/9, FP 52/21, MEPC 57/21, DSC 13/1/Rev.1 and MSC 84/24</p> <p>【提案のポイント】 小委員会の各議題に関連する MSC 83、FP 52、MEPC 57 及び MSC 84 における審議結果をそれぞれの報告書のパラグラフを引用することで紹介している。</p>	適宜	ノートされた。
13/3 及び INF.2 (事務局)	UN 及び IAEA 輸送規則間の調和に関するコンサルタンツサービスミーティングの結果報告	<p>Related documents: DSC 12/19, DSC 13/3 and DSC 13/INF.2</p> <p>【提案のポイント】 2007 年 9 月 26 日～28 日に開催された UN 及び IAEA 輸送規則間の調和に関するコンサルタンツサービスミーティングの結果報告。“ Excepted package (L 型輸送物)” の適用要件を明確にする文言の修正等の検討が行われた。結果報告の全文は INF.2 に収録されている。</p>	適宜	ノートされた。 Excepted Package に関する修正は E&T グループに送られることとなった。
13/3/1 (事務局)	E&T グループの報告	<p>Related documents: DSC 12/3, DSC 12/3/1, DSC 12/3/2, DSC 12/3/3, DSC 12/3/4, DSC 12/3/5, DSC 12/3/7, DSC 12/3/8, DSC 12/3/11, DSC 12/3/12, DSC 12/3/13, DSC 12/3/14, DSC 12/3/15, DSC 12/3/18, DSC 12/INF.8, DSC 12/19, DE 50/10/2/Rev.1, MSC 82/13/1 and MSC 82/13/3</p> <p>【提案のポイント】 2007 年 9 月 28～6 月 1 日に開催された E&T グループの作業報告。IMDG コード第 33 回改正のエラッタ及び DSC12 での検討結果を基にした IMDG コード第 34 回改正案の作成等を行った。主要な点は次の通りである： ○ IMDG コード第 33 回改正 Errata and Corrigenda 案 本年 5 月に開催された E&T グループが作成した「Errata and Corrigenda」案の見直しを行い、最終案を作成した。第 33 回改正の「Errata and Corrigenda」は 11 月初旬に発行されると共に IMO ホームページに掲載される予定である。 ○ IMDG コード第 34 回改正関連事項 (1) 輸送物から内容物の漏れ等の問題があった場合の取扱いに関する要件を、火薬類及びその他のクラスの危険物に適用するものに分け、それぞれ 7.1.7.4.10 及び 7.3.1.3 として新たに規定した。</p>	適宜	ノートされた。

13/3/2 (事務局)		<p>なお、規定中の文言を“shall”から“should”に修正することにより同規定が強制要件ではないことを明確にしている。(DSC 11/3/8)</p> <p>(2) 危険物運送関連業務に従事する陸上関係者は、事前に教育訓練を受けなければならないとする規定を取り入れた。また、教育訓練を受けていない者であっても適切な者の監督下にある場合には作業を行うことを認める旨の規定も取り入れた。なお、英国提案にあった“Administration”は“competent authority”に修正した。(DSC 12/3/3)</p> <p>(3) 正式品名が包括品名又は NOIS 品名となる海洋汚染物質の場合には、MARPOL 条約附属書の規定に基づき、正しい専門的名称 (correct technical name) を正式品名に追記しなければならないという要件を明確にするため、3.1.2.8 を修正し新たに 3.1.2.9 を追加した。(DSC 12/3/7)</p> <p>(4) Marine pollutant と Severe marine pollutant の区別が無くなったことから、Severe marine pollutant に適用されていた少量危険物の内装の許容量・許容質量 (500 ml / 500 g) を国連勧告に合わせ修正した。</p> <p>(5) 特定の過硫酸塩相互の隔離要件の免除については、7.2.1.13.1 に新たに表を追加するのではなく、危険物リストの第 16 欄に隔離の免除に関する特別要件を追加することとした。(DSC 12/3/8、DSC 12/3/15 及び DSC 12/INF.8)</p> <p>(6) 一定密度以上に束ねられた TAMPICO FIBRE を危険物から除外するための特別要件 SP299 の修正を行った。同修正により 360 kg/m³ 以上の密度をもつ TAMPICO FIBRE を非開放型貨物輸送ユニットで運送する場合、当該貨物は非危険物となる。(DSC 12/3/2)</p> <p>(7) 引火性液体の積載要件 (第 7 章) 中、防火関連要件の適用基準を、容器等級の基準にあわせ、引火点 “23 以下” から引火点 “23 未満” へ修正した。(DSC 12/3/12)</p> <p>(8) UN 1082 及び UN 3399 (PGI 及び II) の積載区分を “D” に変更した。</p> <p>なお、同改正は本年 5 月に開催された MSC 84 にて採択されている。(Resolution MSC.262(84))</p> <p>○ その他</p> <p>(1) 2010 年 1 月 1 日に発効する MARPOL 条約附属書 の改正内容を事前に周知するための DSC サーキュラーを作成した。(DSC.1/Circ.54)</p> <p>(2) IMDG コードの要件の免除を受けた場合、第 7.9.1 項の規定に従い、免除を受けた者が当該貨物の輸送に係る全ての国の主管庁に通知を行い同意を求めるとは困難であり、同規定を修正すべきであるとする CEFIC 提案については、検討する上で実態を把握する必要があることから、CEFIC に対し次回 DSC 小委員会により詳細な情報を提出するよう要請することとした。</p>	適宜		今後、DSC 小委員会では検討を行わず、FP 小委員会に検討の経緯が報告されることとなった。
	国連危険物輸送専門家小委員会の報告	<p>Related documents: None</p> <p>【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ DSC 小委員会の作業に関連する国連危険物輸送専門家小委員会第 32 回会合 (UNSCETDG 32) において International Dangerous Goods and Containers Association (IDGCA) から提出された貨物コンテナ内の火災に対応する消火設備のコンテナ内への設置の可能性に関する文書が検討された。 ○ 検討の中で、コンテナ内の火災については、コンテナの積載方法、熱源からの隔離、船舶の消火装置などのより一般的な対応策が FP 小委員会でも議論されていることが紹介された。 ○ 検討の結果、提案された設備はハロンを使用していることから、UNSECTDG は IDGCA に対し、他の消火剤を使用することの可能性についての更なる情報を提供するよう要請することとした。このような設備の要求については、その費用対効果も慎重に検討する必要がある。 			

13/3/3 (事務局)	SOLAS 及び 2000HSC コードにおける個品危険物の運送に関する要件の適用：FP 52の結果	<p>Related documents: DSC 12/19 and FP 52/21 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ DSC 12にて SOLAS 第 II-2/19 規則及び 2000HSC コード第 7 章の改正案が準備され、同改正案並びに日本が提出した同案の修正案 (FP 52/9) がコーディネーターである FP 52にて検討された。 ○ 検討の結果、修正を加えた SOLAS 第 II-2/19 規則及び 2000HSC コード第 7 章の改正案が合意されたが、中国は同案を再度 DSC で検討すべきであるとの意見からその態度を留保した。 ○ FP は中国に対し MSC 84 にコメントを提出することを求めると共に、DSC に対し改正案に関するコメントを MSC 85 に提出することを要請した。 ○ また、FP は DSC に対し“副次危険性 2.1 を有するクラス 2.3 の危険物”及び“引火点が 23 未満のクラス 4.3 の危険物”の甲板下積載を禁止する規定を IMDG コードの本文に盛り込むことの是非を検討するよう要請した。 	適宜	解釈を明確にするための脚注修正案が合意された。
13/3/4 (事務局)	インターネットによる IMDG コードの無料ダウンロード	<p>Related documents: DSC 10/3/7, DSC 10/17 (paragraphs 3.32 to 3.33) 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 陸上関係者への教育訓練の強制化の検討に関連し、数カ国の代表から IMDG コードの全文をインターネット上に PDF ファイルとして無料で公開し多くの関係者に周知することが望ましい旨の発言があり、DSC 12 は MSC に対し IMDG コードの全文を IMO ウェブサイトへアップロードすることの可能性についての検討を要請した。 ○ MSC 84 (2008 年 5 月 5 日～16 日) は、インターネットを通じて IMDG コードを無料で公開することによる書籍販売の減少が技術協力活動のための原資の減少に繋がる懸念されることが、技術協力に関する検討は TCC に要請することとし、安全性の向上及び海洋汚染の防止という観点からのみ検討を行うこととして DSC に対し検討を指示した。 ○ TC 58 (2008 年 6 月 10 日～12 日) は技術協力活動のための原資の減少に繋がることから圧倒的多数の代表が IMDG コードの無料公開に反対をしたため、理事会に対し IMDG コードの無料公開をすべきではないと要請することとした。 ○ C 100 (2008 年 6 月 16 日～20 日) は MSC 85 における検討結果を待つて本件に関する検討を行うこととした。 	適宜	安全の観点からのデメリットはほとんど無いことが確認された。
13/3/5 (イラン)	IMDG コードの改正 (35-10) : 到着港毎の気象条件表の IMDG コードへの追加	<p>Related documents: ST/SG/AG.10/C.3/2007/CRP.1 and ST/SG/AC.10/C.3/2007/CRP.2 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今日、危険物の製造及び輸送は拡大傾向にあり、このことは港湾の安全性に多大な影響を及ぼす可能性を持っている。特にコンテナの港湾地域への蔵置は、夏期や熱帯地域等、気象条件によってコンテナ内の貨物に大きな影響を及ぼし大きな事故に繋がることもある。 ○ このことから IMDG コードに各港の気象条件の表を追加することを提案する。これにより、荷送人が仕向け港の気象条件の情報を入手することができ、冷蔵コンテナを使用するなどの必要な措置を執ることが出来ることとなる。 	適宜	イラン及びその他興味がある国に対し、次回会合に新たな提案を行うよう要請した。
13/3/6 及び INF.4 (ベルギー、フランス、ドイツ、アイルランド、オランダ及び英国)	IMDG コードの改正 (35-10) : IMDG コード第 7 部の改正	<p>Related documents: None 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ DSC (DSC 10 及び DSC 11) は、IMDG コードの第 7.1 章 (積載) 及び 7.2 章 (隔離) の見直し 	適宜(協力を惜しまない。旧の番号が分かると有り難い。)	コレスボンデンより引き続き検討が行われることとなった。

			<p>を行うことは有用であるとして各国に対し本件に関する提案を行うよう要請した。 提案した各国は次の理由から規定の見直しが必要であるとの結論に至った：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ほとんどの規定が一般貨物船を念頭にしたものであり現状に則していない。 ・ より使い勝手の良い規定にして規則の遵守率を高めるべきである。 ・ 疑問を抱くような曖昧な表現や実施が難しく安全性を損ねるような要件の誤った適用について <p>新しい第 7.1 章及び第 7.2 章の構成を次のとおり提案する：</p> <p>Chapter 7.1 - Stowage</p> <p>7.1.1 Definitions</p> <p>7.1.2 General provisions for classes 2 to 9</p> <p>7.1.3 General provisions for class 1</p> <p>7.1.4 Specific stowage conditions</p> <p>Chapter 7.2 - Segregation</p> <p>7.2.1 Introduction</p> <p>7.2.2 General class provisions (including segregation table and column 16 of dangerous goods list (e.g., segregation groups))</p> <p>7.2.3 Provisions for shore side operations – Segregation within cargo transport units</p> <p>7.2.4 Provisions for ship side operations – Segregation of packages, containers etc</p> <p>新たな構成を検討するに当たって、次の事項を念頭に作業を行った：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重複箇所、特に積載に関係がないもの或いは他の章に同様の規定があるものは削除する。 ・ SOLAS 条約に既に規定された要件は削除し、SOLAS 条約の要件と矛盾するものは DSC に検討を要請する。 ・ ごく一部の危険物にしか適用されない要件は物質毎の特別要件とする。 ・ 第 7.1 章で使用されている用語 (“away from”, “clear of living quarter”等) を距離で定義する。 ・ “away from sources of heat”を“protected from sources of heat”に置き換え次のとおり定義する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ packagings shall be shaded from radiant heat, (e.g. strong sunlight), ・ when specifically indicated in column 16 cargo transport units shall also be shaded from radiant heat, and ・ stowed 2.4 m from heated ship structures for example steam pipes, heating coils, top or side walls of heated fuel and cargo tanks, and bulkheads of machinery spaces (see regulation II 1/2.8 of SOLAS, 1974 (as amended)); alternatively, for the latter, such bulkheads shall be insulated to A 60 standards or equivalent, except when the surface temperature of the heated ship structure does not exceed 50°C. <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 7.1 章に規定されている“protected from sources of heat”及び“clear of living quarter”を DG リストの第 16 欄に移動する。 ・ DG リスト第 16 欄で使用されている用語を整理する。 ・ 食料品との関係を規定した要件を第 7.2 章に移動する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 7.2.1.13.1 項の規程を明確にする。 ・ 第 7.1 章及び第 7.2 章の見直しに伴い第 7.4 章、第 7.5 章及び第 7.6 章の見直しも必要となる。 ・ 第 7.1 章及び第 7.2 章の改正案を DSC 13/INF.4 として提出している。 ・ 提案各国は DSC 14 への改正提案を見込んで作業を続ける事としており、作業を続けることへの小委員会の支持を要請する。
--	--	--	---

13/3/7 (スウェーデン)	IMDG コードの 改正 (35-10) : 正式品名表示の 文字の高さ	<p>Related documents: None</p> <p>【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険物が関与した事故に対応する状況、どんな危険物が関与しているのかを確認することは非常に重要であり、貨物輸送ユニットに表示された正式品名及び国連番号は安全な距離からはつきりと認識できるものでなければならず、貨物輸送ユニットへ国連番号及び少量危険物の表示を行う場合には文字の高さが 65 mm 以上の規定があるにもかかわらず、正式品名の表示にはそのような規定が存在しない。 よって、正式品名の表示についても文字の高さを 65 mm 以上する規定を追加することを提案する。 	適宜	原則合意され、詳細については E&T グループにて検討されたととなった。															
13/3/8 (CEPIC)	IMDG コードの 改正 (35-10) : 火薬類及び極めて 引火性の高い 物質の隔離規定	<p>Related documents: IMDG Code</p> <p>【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> IMDG コードの 7.2.7.1.3.1 項は、クラス 1 の物質を積載した同一船舶での極めて引火性の高い物質 (UN 1131, UN 1259, UN 2845, UN 3194, UN 3392 及び UN 3394) の運送禁止を規定しているが、この規定を正当化する明確な根拠がない。 極めて引火性の高い液体が漏洩した場合には、フラッシュバックの危険性があるが、自然発火性物質についてはフラッシュバックの危険性はない。 よって、運送中の安全性を確保できる十分な隔離を考慮し、以下のように提案する。 案 1 第 7.2.7.1.3.1 項の文を “Certain dangerous substances, because of their extreme flammability, may be transported in a ship carrying goods of class 1 when segregation according to 7.2.3.2.4 “Separated longitudinally by an intervening complete compartment or hold from” is applied.” に改正し、UN 1131, UN 1259, UN 2845, UN 3194, UN 3392 及び UN 3394 について、危険物リストの積載及び隔離欄の記述を第 7.2.7.1.3.1 項の記述に改正する。 案 2 第 7.2.7.1.3.1 項を “Certain dangerous substances, because of their extreme flammability, may not be transported in a ship carrying goods of class 1. This restriction is indicated in the following Dangerous Goods List entries: Proper Shipping Name CARBON DISULPHIDE NICKEL CARBONYL UN No. Class 1131 3 1259 6.1 <p>Certain dangerous substances, because of their pyrophoric properties, may be transported in a ship carrying goods of class 1 when segregation according to 7.2.3.2.4 “Separated longitudinally by an intervening complete compartment or hold from” is applied. This restriction is indicated in the following Dangerous Goods List entries:</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th>Proper Shipping Name</th> <th>UN No.</th> <th>Class</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PYROPHORIC LIQUID, ORGANIC, N.O.S.</td> <td>2845</td> <td>4.2</td> </tr> <tr> <td>PYROPHORIC LIQUID, INORGANIC, N.O.S.</td> <td>3194</td> <td>4.2</td> </tr> <tr> <td>ORGANOMETALLIC SUBSTANCE, LIQUID, PYROPHORIC</td> <td>3392</td> <td>4.2</td> </tr> <tr> <td>ORGANOMETALLIC SUBSTANCE, LIQUID, PYROPHORIC, WATER REACTIVE</td> <td>3394</td> <td>4.2</td> </tr> </tbody> </table>	Proper Shipping Name	UN No.	Class	PYROPHORIC LIQUID, ORGANIC, N.O.S.	2845	4.2	PYROPHORIC LIQUID, INORGANIC, N.O.S.	3194	4.2	ORGANOMETALLIC SUBSTANCE, LIQUID, PYROPHORIC	3392	4.2	ORGANOMETALLIC SUBSTANCE, LIQUID, PYROPHORIC, WATER REACTIVE	3394	4.2	適宜(反対するものではない。採択するのであれば案 2 が適当である。“may not be”には“shall not be”に置き換えるべきである。)	原則合意され、詳細については E&T グループにて検討されたととなった。
Proper Shipping Name	UN No.	Class																	
PYROPHORIC LIQUID, ORGANIC, N.O.S.	2845	4.2																	
PYROPHORIC LIQUID, INORGANIC, N.O.S.	3194	4.2																	
ORGANOMETALLIC SUBSTANCE, LIQUID, PYROPHORIC	3392	4.2																	
ORGANOMETALLIC SUBSTANCE, LIQUID, PYROPHORIC, WATER REACTIVE	3394	4.2																	

13/3/9 (CEFIC)	IMDG コードの改正(35-10) : クラス I の副次危険性を有する有機過酸化物と副次危険性を有しない有機過酸化物の混載	<p>に改正し、UN 1131, UN 1259, UN 2845, UN 3194, UN 3392 及び UN 3394 について、危険物リストの積載及び隔離欄の記述を第 7.2.7.1.3.1 項の記述に改正する。</p> <p>Related documents: IMDG Code 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 7.2.1.2 項は、相容れない危険物同士は一方の危険物と隔離しなければならぬと規定している。 有機過酸化物タイプ B~F は、すべて同様の性質を有しており、混合しても危険な反応を起こす恐れはない。また、第 7.2.1.11 項は、同じ主危険性クラスの物質同士は、相互の作用により危険な反応を起こす恐れがないことを条件に、副次危険性に対応する隔離規定にかかわらず、一緒に積載することができると規定している。 以上から、この隔離規定の削除が有機過酸化物の運送の安全性を損なうようなことはないと考え、以下の改正を提案する： <ul style="list-style-type: none"> 7.2.1.10 に “For segregation of substances of classes 4.1 and 5.2, carrying a subsidiary risk label of label of class 1, see 7.2.8.1.” を追記する。 7.2.8.1 を “Segregation as for class 1, division 1.3, towards classes other than 4.1 or 5.2, shall be applied for packages carrying a subsidiary risk label of class 1. See: 7.2.1.16. For segregation requirements within the same class see 7.2.1.11. No segregation provisions shall be applied for substances of class 5.2 and substances of class 5.2 carry the subsidiary risk label of class 1.” に改正する。 UN 3101, UN 3102, UN 3111 及び UN 3112 について、第 3.2 章の危険物リストの積載及び隔離欄を “For packages carrying a subsidiary risk label of class 1, segregation as for class 1, division 1.3 towards classes other than 5.2” に改正する。 	適宜 (現行規則上も混載は許されている。)	詳細については E&T グループにて検討されることとなった。
13/3/10 (オランダ)	IMDG コードの改正(35-10) : 海洋汚染物質の正しい専門的名称の表示	<p>Related documents: DSC 12/3/7, DSC 12/19 paragraphs 3.33 and 3.34, DSC 13/3/1, MSC 84/24/Add.1 annex 8 and DSC.1/Circ.54</p> <p>【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> E&T グループから小委員会に要請された海洋汚染物質を収納したタンク輸送ユニットへの海洋汚染物質の “correct technical name” の表示の必要の有無に対するコメントである。 MARPOL 条約の附属書の第 3.1 規則は有害物質を収納する容器への “correct technical name” の表示を要求している。また、MARPOL 条約は 「容器に収納した状態」とは、IMDG コードにおいて有害物質について定められた収納の状態であると定義している。これは、MARPOL 条約の附属書 が IMDG コード中で言及される如何なる 「容器 (タンクを含む) に収納した状態」 の海洋汚染物質にも適用されることを意味する。 したがって、タンク輸送ユニットは、MARPOL 条約の附属書 に基づく輸送物であり、当該物質の “correct technical name” を表示しなければならぬ。 タンク輸送ユニットに “correct technical name” を表示することは、他の危険物には要求されず、他の輸送モードでも要求されていない。 以上より、次を提案する： <ul style="list-style-type: none"> Option 1 : 海洋汚染物質について、 “correct technical name” をタンク輸送ユニットに表示しなければならぬ。この場合、MARPOL 条約 附属書 の大きな改正は必要ない。第 5.3.2.0 	適宜 (Option 2 が好ましい。用語を附属書 III と整合することは支持出来る。)	原則合意され、MEPC に対し MARPOL 条約附属書の改正に関する議題の設置を要請することとなった。

13/3/11 (イラン)	貨物コンテナ内 消火システム	<p>項をより明確にする必要がある場合には、E&T グループに検討を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> Option 2：海洋汚染物質について、“correct technical name”をタンクに表示する必要はない。この場合、表示要件からタンク輸送ユニットを除外するため MARPOL 条約 附属書 第 3.1 規則の改正が必要である。IMDG コードの第 5.3.2.0.1 項中で、正式品名を“correct technical name”により補正する必要はないと規定すべきである。また、同じ旨の本文を DSC.1/Circ.54 に記述すべきである。 第 3.1.2.9.1 項及び第 3.1.2.9.2 項で用いられる用語“recognized chemical name”及び“recognized technical name”を MARPOL 条約の附属書 で用いられる用語“correct technical name”と整合させるよう提案する。また、第 3.1.2.8.1.1 項も海洋汚染物に適用されることを第 3.1.2.9.1 項中で明確にするよう提案する。 	適宜 (イランの主張はもつともであり、これらの意見を考慮した検討が必要である。)	今後、DSC 小委員会では検討を行わず、FP 小委員会に検討の経緯が報告されることがとなった。
13/3/12 (米国)	IMDG コードの 改正 (35-10) : 追跡・監視装置	<p>Related documents: DSC 13/3/2 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 貨物コンテナ内の消火設備での他の消火剤(ハロン以外の消化剤)の使用の可能性(DSC 13/3/2)に對するコメントである。 本船上の防火帯からの海水供給を利用した消火設備は簡便な方法であるが、コンテナ内の貨物の積載状態や海水噴霧のためのパイピングの設置等を検討する必要がある。 内に噴霧された水の影響による復元性への影響も考慮する必要がある。 水(海水)以外の消火剤を使用した類似の消火設備の開発にも可能ではあるが、貨物の種類毎に消火システムの適合性を検討しなければならない。 経済的観点からは綿密な定期的点検整備を必要とするシステムは適当ではなく、長周期的な点検整備によるものが望まれる。 また、警報装置等の開発も必要である。 小委員会に対し、これらのことを考慮し検討を行うことを要請する。 <p>Related documents: None 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 追跡・監視装置を設置した貨物輸送ユニットの使用が複合輸送において普及してきた。同装置は、無線自動識別 (RFID) 送受信技術を利用し、最終目的地までのコンテナの所在やコンテナ内の貨物の状態に関するリアルタイムの情報を得るために主に使用される。 追跡・監視装置は、電力供給方法により、受給式、自給式、半受給式及び半自給式に分類され、自給式の装置は内蔵された電池(リチウム、ナトリウム等)や燃料電池カートリッジより電力供給される。 引火性液体や引火性ガスを収納した貨物輸送ユニット内で内容物が漏洩した場合、自給式装置は発火源となる可能性があり、さらに追跡・監視装置から生じる電磁場は、敏感火薬に悪影響を及ぼしうる。 IMDG コードの第 7 章及び SOLAS 条約中に、発火源、熱源又は可燃性物質のような外的危険から特定の危険物を保護するという一般的な要件はあるものの、当該装置に適用可能な規定等が存在しない。 以上から、IMDG コードの第 7.5 章に当該追跡・監視装置に関する要件を規定する新しい節を追加するよう提案する。 	支持	原則合意され、詳細については E&T グループにて検討されることがとなった。

13/3/13 (米国)	IMDG コードの 改正 (35-10) : UN 3166 及び UN 3171	<p>7.5.4 Tracking and Monitoring Equipment</p> <p>7.5.4.1.1 When security devices, beacons or other tracking or monitoring equipment are used, they shall be securely installed to the cargo transport unit and shall be designed and certified safe for the dangerous goods that will be carried within the cargo transport unit.</p> <p>Related documents: CDG 42/4/1/22, CDG 43/3/1/39, CDG 44/3/1/10, DSC 1/3/1/Add.1 paragraphs 15.10 to 15.18, DSC 1/3/2/6, DSC 1/3/2/19, DSC 1/2/7 paragraphs 3.1.18 and 3.1.19, DSC 6/3/1, DSC 6/3/25, DSC 6/15 paragraphs 3.35 and 3.36, DSC 7/3/1, DSC 7/15 paragraphs 3.38 and 3.39, DSC 11/3/4 and DSC 11/3/15</p> <p>【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ UN 3166 : ENGINE, INTERNAL COMBUSTION or VEHICLE, FLAMMABLE GAS POWERED or VEHICLE, FLAMMABLE LIQUID POWERED および UN 3171 : BATTERY-POWERED VEHICLE or BATTERY-POWERED EQUIPMENT は IMDG コードの規定の適用を受けない。 ○ 新造の自動車及び機械装置類は、安全性を担保するための製造過程での品質保証プログラム等により運送中の危険性は極めて少ない。しかしながら、再販売や再生利用目的で運送されるものもあり、これらはかなりの量の引火性物質や他の危険物を含んでいる可能性がある。 ○ また、技術の進歩により、新たな運送中の危険を引き起こし得るものも開発されている。例えば、水素燃料電池自動車は、燃料タンクとして UN 規格に合致しない圧縮ガスシリンダーを持つことができ、本船上の換気されていない貨物区域や船倉内で水素が漏出した場合には、当該貨物区域や船倉内で引火又は爆発雰囲気を生じさせる。 ○ よって、UN 3166 及び UN 3171 に次の特別要件 (SP) を追加する。 <ul style="list-style-type: none"> • UN 3166 : <p>SP312 Vehicles which contain an internal combustion engine shall be consigned under the entries UN 3166 VEHICLE, FLAMMABLE GAS POWERED or UN 3166 VEHICLE, FLAMMABLE LIQUID POWERED, as appropriate. These entries include hybrid electric vehicles powered by both an internal combustion engine and wet batteries, sodium batteries or lithium batteries, transported with batteries installed.</p> • UN 3171 : <p>SP240 This entry only applies to vehicles and equipment powered by wet batteries, sodium batteries or lithium batteries and transported with these batteries installed. Hybrid electric vehicles powered by both an internal combustion engine and wet batteries, sodium batteries or lithium batteries, transported with batteries installed shall be consigned under the entries UN 3166 VEHICLE, FLAMMABLE GAS POWERED or UN 3166 VEHICLE, FLAMMABLE LIQUID POWERED, as appropriate.</p> <p>SP960 Vehicles and equipment are not subject to the provisions of this Code if any of the following conditions are met:</p> <ol style="list-style-type: none"> .1 The vehicles or equipment are stowed on a roll-on/roll-off ship or in another cargo space designated by the competent authority of the flag State as specifically suited for the carriage of vehicles and equipment and there are no signs of leakage from the battery, engine, fuel cell, compressed gas cylinder or accumulator, or fuel tank when applicable; .2 The fuel tank(s) of the vehicles or equipment powered by a flammable liquid fuel is empty and installed batteries are protected from short circuit; .3 The fuel tank(s) of the vehicles or equipment powered by a flammable gas is emptied of liquefied or compressed gas, the positive pressure in the tank does not exceed 2 bar, the 	適直(パッキング インストラク ション中に Fuel cell が言及されて いるが?)	原則合意され、詳細については E&T グループにて検討されることとなった。
-----------------	--	--	--	---------------------------------------

13/3/14 (事務局)	IMDG コードと 国連勧告の調和	<p>fuel shut-off valve is closed, and installed batteries are protected from short circuit; or The vehicles or equipment is electrically powered by a wet electric storage battery and the battery is protected from short circuit.</p> <p>・ 第 4.1 章中に危険物に該当する場合に適用するバッキングインストラクション P9xx を追加する</p> <p>Vehicles, machines or equipment containing internal combustion engines, fuel cells or batteries shall meet the following requirements:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) vehicles and equipment shall not show signs of leakage from batteries, engines, fuel cells, compressed gas cylinders or accumulators, or fuel tank(s) when applicable; 2) for flammable liquid powered vehicles and equipment, the fuel tank(s) containing the flammable liquid shall not be more than one-fourth full; 3) for flammable gas powered vehicles and equipment, the fuel shut-off valve of the fuel tank(s) shall be securely closed; 4) installed batteries shall be protected from damage, short circuit, and accidental activation during transport. Lithium ion or lithium metal batteries shall meet the requirements of the United Nations Manual of Tests and Criteria, Part III, subsection 38.3, unless otherwise approved by the competent authority; and 5) dangerous goods required for the operation of the vehicle or equipment such as fire extinguishers, compressed gas accumulators, airbag inflators, etc., shall be securely mounted in the vehicle or equipment. <p>Vehicles and equipment transported under the provisions of this Code need not be marked, labelled or placarded.</p>	適宜	ノートされた。
11/3/INF.3 (事務局)	IMDG コード第 34 回改正統合版	<p>Related documents: DSC 12/19 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ DSC 12 での指摘及び要請事項についての事務局の対応である。 ○ IMDG コードの書籍と国連勧告の書籍のラベル/プラカードの色の不一致については、確認したところ、現在既に一致しており、不一致があったのは初回版のみであった。 ○ IMDG コードの改正部分を強調させる方法として、以下を考案した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 書籍については、本文中に改正されたことを示す注釈を入れる ・ IMO 文書については、改正部分を”strike-through”や”shading”する <p>Related documents: MSC 84/24/Add.1 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ IMDG コード第 35 回改正案の作成等をスムーズに行うため、IMDG コード第 32 回改正、第 33 回改正及び第 34 回改正の内容を組み入れた統合版である。 	感謝	ノートされた。
13/4 (事務局)	IMSBC コードの 改正周期	<p>Related documents: MSC 75/24 and DSC 12/19 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ IMSBC コードの改正手続きに関する提案 提案されている改正手続きは IMDG コードと同様であり、概要は以下の通りである： <ul style="list-style-type: none"> ・ 偶数年の DSC 小委員会 で改正案を作成し、これを事務局長が回章する。 ・ 次（奇数年の春）の拡大 MSC で採択される。 	適宜	台意された。

13/4/1 (マーシャル諸島 共和国)	DRI の個別スケ ジュールに関す るCGの報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ MSC の 18 ヶ月以降の奇数年の年頭から発効される。 ・ 各国は、任意で一年先取りして取り入れることができる。そのため、一年先取りして取り入れることを改正を採択する文書で勧告する。 ○ 「または(2年の)倍数」で改正するとの記述が鍵括弧に入っており、この部分が議論になる可能性がある。 <p>Related documents: DSC 11/4/3, DSC 12/WP.3, DSC 12/4/1, DSC 12/4/2, DSC 12/4/3, DSC 12/4/11, DSC 12/4/12, DSC 12/4/13, DSC 12/4/14, DSC 12/INF.4, DSC 12/INF.5 and DSC 12/INF.6</p> <p>【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ DRIに関するCG(我が国も参加)の報告 ○ DRI(C)(粉)の個別スケジュールを作成することで合意した。 ○ DRI(A), DRI(B), DRI(C)の個別スケジュール案を準備した。 ○ DRI(A)については、以下の点について合意に至らなかった： <ul style="list-style-type: none"> ・ 次(奇数年の春)の拡大MSCで採択 ・ 性状：粒径に関する記述 ・ 天候に関する注意：船積み前に許容される貯蔵方法("open" or "dry") ・ 積み荷役：貨物の水分値の制限を設けることで基本的に合意したが、値については意見が分かれた(1% or 1.5%) ○ 運送：水素濃度の計測結果を保存する期間(1年 or 2年 or 規定無し) ○ DRI(B)については、以下の点について合意に至らなかった： <ul style="list-style-type: none"> ・ 積み荷役：貨物の水分値の制限を設けることで基本的に合意したが、値については意見が分かれた(1% or 0.3%) ・ 積み荷役：船積み時のハッチカバーの風雨密性に関する試験要件 ・ 注意事項：船積み前に貨物を晒す期間(3日 or 10日) ・ 運送：この貨物を運送する船倉は不活性ガス(窒素)で満たすことが合意されているが、航海中の非常時対策として、防爆型の機械通風を要求するかについて意見が分かれた。 ・ 揚げ荷役：機械式通風(運送の項参照) ・ 非常措置：貨物を揚げた後に船倉を検査する者(旗国主管庁または船級協会)に関する記述の要否 ○ 運送：水素濃度の計測結果を保存する期間(1年 or 2年 or 規定無し) ○ DRI(C)については、以下の点について合意に至らなかった： <ul style="list-style-type: none"> ・ 貨物の説明：DRI(B)の取り扱いの仮定で発生する粉状貨物を含めるか否か ・ 積付・隔離：「主管庁の許可」の要否 ・ 積み荷役：船積み時のハッチカバーの風雨密性に関する試験要件 ・ 積み荷役：貨物の水分値の制限(1% or 10.5% or 12%) ・ 注意事項：船積み前に貨物を晒す期間(3日 or 10日 or 30日) ・ 注意事項：船倉を不活性ガスで満たすことに関する要件 ・ 通風：不活性ガス雰囲気とするか、通風(表層通風または機械式連続通風)を要求するか ・ 運送：水素濃度の計測結果を保存する期間(1年 or 2年 or 規定無し) ・ 運送及び揚げ荷役：機械式通風 ・ 非常措置：貨物を揚げた後に船倉を検査する者に関する記述の要否 	適宜	DRI(A)、DRI(B)及びDRI(C)の個別スケジュール案が合意され採択のためにMSC 85に送られることとなった。
----------------------------	--------------------------------	---	----	--

13/4/2 (日本)	石炭及び褐炭(ブリケット)の個別スケジュールの改正	<p>Related documents: DSC 12/4/18, DSC 12/19 and DSC 12/19/Add.1</p> <p>【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 石炭及び褐炭ブリケットの個別スケジュールについて、以下の修正を行うよう提案する： <ul style="list-style-type: none"> 燃料タンク等に隣接する貨物倉への積込を一律禁止するのではなく、自己発熱性のある場合についてのみ禁止とする。 貨物区域に隣接する区域にある電子部品に一律に防爆を義務付けるのではなく、貨物倉への出入り口が気密でない場合のみ義務付けとする。 	取り下げ	-
13/4/3 (スウェーデン)	木材ペレット及びその他木材加工品の運送	<p>Related documents: DSC 13/INF.6 and DSC 13/INF.7</p> <p>【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一酸化炭素及び酸欠への対策として、WOOD PELLETS 並びに WOODCHIPS の個別スケジュールの改正、PULP WOOD TIMBER (round wood) の個別スケジュールの追加、IMSBC コードの第3章の改正及び「閉鎖区域への立ち入りのための勧告」の改正を提案している。 WOOD PELLETS の個別スケジュールの改正： <ul style="list-style-type: none"> 天候に関する注意：「一度船倉を閉鎖した場合、一酸化炭素濃度が上がる、または、酸欠となる可能性がある」という注意事項を追加する。 注意事項：立ち入り可能な水準として、酸素濃度を 20.9 %、一酸化炭素濃度を 100 ppm とする。 通風：「隣接する貨物区域に立ち入る前には、この貨物を積載する船倉との間が密封されているように見えても、通風が必要かもしれない」との記述を追加する。 WOODCHIPS の個別スケジュールの改正： <ul style="list-style-type: none"> 危険性：「完全な酸欠状態は 48 時間以内で発生する可能性がある」との記述を追加する 注意事項：立ち入り可能な水準として酸素濃度を 20.9 % とし、この条件が満たされない場合には、再度通風するとの要件を追加する。 注意事項：閉鎖区域及び船倉に入る際には、酸素濃度計を所持し、作動させておくとする要件を追加する。 通風：「隣接する貨物区域に立ち入る前には、この貨物を積載する船倉との間が密封されているように見えても、通風が必要かもしれない」との記述を追加する。 特別な非常用装備：自臍式呼吸器具及び酸素濃度計 PULP WOOD TIMBER (round wood) の個別スケジュールへの以下の内容の追加： <ul style="list-style-type: none"> 積み荷役：甲板積み木材コード参照 注意事項：立ち入り可能な水準として酸素濃度を 20.9 % とし、この条件が満たされない場合には、再度通風するとの要件を追加する。また、閉鎖区域及び船倉に入る際には、酸素濃度計を所持し、作動させておくとする要件を追加する。 非常措置指(抄) IMSBC コードの第3章の改正(3.5.2.5節の追加)： <ul style="list-style-type: none"> 内容は「階段のような船倉と(空気が)繋がる隣接閉鎖区域の通風は、船倉の通風とは異なる場合がある」との記述を追加する。 主旨は、「船倉と繋がっている階段等の閉鎖区画は、船倉の通風を行ったとしても十分に換気されない場合があるので、船倉とは別に通風する必要がある」との注意事項を 	適宜	WOOD PELLETS 及び WOODCHIPS の個別スケジュール改正案が準備されMSC 85に送られることとなった。なお、PLP WOOD TIMBER については継続審議となった。

13/4/4 (カナダ及びドイツ)	成形された硫黄の分類	<p>追加すべき」と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「閉鎖区域への立ち入りのための警告」の改正： <ul style="list-style-type: none"> 2.1 節：定義 - 最後の文に "cargo space stairways" を追加する。 5 節：一般的注意 - 酸欠等の危険がある区画の施錠、扉への注意の明記、不注意な立ち入りの防止等に関する注意事項を追加する。 9.4.2.4 節：酸欠を引き起こす貨物に関する記述"wood pellets"を追加する。 <p>Related documents: DSC 11/5/1 paragraph 10, DSC 12/4/16, DSC 12/19, DSC 13/INF.8 and IMDG Code special provision 242 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 非危険物の硫黄（成形されたもの）の個別スケジュールの追加を提案している。危険物の硫黄の個別スケジュールとの主な違いは以下の通りである： <ul style="list-style-type: none"> 貨物の説明：危険物の硫黄（国連番号 1350）を除く旨を明記 密度や載貨係数（数字の順序が逆）の値はやや異なり、粒径の記述も異なる 積付・隔離：酸化性物質との隔離を要求（危険物では、糧食との隔離を要求） 船倉の清浄さ：海水の使用を禁止（危険物では、清水の使用を要求） 注意事項：(i) 塵埃が発生する場合には、機械、居住区域、装置の保護、(ii) 荷役作業員の保護衣等、(iii) 船倉のコーティングを要求しているが、(i)と(ii)は、危険物には要求されていない 揚げ荷役&清掃：「閉鎖区域への立ち入りのための警告」にある適切な要件を実施すること 清掃：清水で洗うことを要求（危険物では、掃き掃除を禁止、また、船倉の乾燥を要求） 	原則支持 個別スケジュールの仕上げに協力	硫黄（Group C）の個別スケジュール案が合意され、MSC 85 に送られることとなった。
13/INF.8 (ドイツ)	成形された硫黄に関する追加情報	<p>Related documents: DSC 13/4/4 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 見かけ密度、粉塵防止のための散水が行われること、貨物水分値、静止角（非適用）について説明している。 腐食の危険性があるため、船倉表面のライムコーティング等の必要性等について説明している。 <p>Related documents: DSC 12/4/14 and DSC 13/4/1 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> Annex に事故例のリストを示している。 Ythan と Adamandas の事故以来、多くの船会社が DRI (C) を運送していない。 DRI を運送するか否かの判断は、船長には困難であり、貨物に関する者 (cargo interests) 及び積み地の主管庁が責任を持って判断すべきである。 海運業界は、以下のように理解している。 <ul style="list-style-type: none"> 不明確な名称の使用が、混乱を招き、危険性に結びついている。 複数の貨物が混ぜられた場合または同じ船倉に積載された場合、別の性状を持った貨物となり、危険な粉の割合も高くなる場合がある。 船長や傭船者が、貨物の性状を理解しているとの誤解がある。 船側の試料採取の信頼性の問題も含めて、荷送人/主管庁の責任が曖昧である。 	DSC 13/4/4 参照	DSC 13/4/4 参照
13/4/5 (INTERCARG 及び P&I 協会)	DRI	<p>Related documents: DSC 12/4/14 and DSC 13/4/1 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> Annex に事故例のリストを示している。 Ythan と Adamandas の事故以来、多くの船会社が DRI (C) を運送していない。 DRI を運送するか否かの判断は、船長には困難であり、貨物に関する者 (cargo interests) 及び積み地の主管庁が責任を持って判断すべきである。 海運業界は、以下のように理解している。 <ul style="list-style-type: none"> 不明確な名称の使用が、混乱を招き、危険性に結びついている。 複数の貨物が混ぜられた場合または同じ船倉に積載された場合、別の性状を持った貨物となり、危険な粉の割合も高くなる場合がある。 船長や傭船者が、貨物の性状を理解しているとの誤解がある。 船側の試料採取の信頼性の問題も含めて、荷送人/主管庁の責任が曖昧である。 	適宜	DSC 13/4/1 参照

13/4/6 (米国)	柑橘類樹木のバルブレット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時として、貨物の性状にバラツキがある。 ・ Annexの事故例からは、DRIは最も厳しい安全対策の下に運送されるべきと言える。 ○ 事故例を考慮すれば、DRI(C)は、不活性ガス雰囲気運送すべきである。 <p>Related documents: None 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ “Cirus pulp pellets”は、パルプと柑橘類の皮から機械的に生成される。パルプと柑橘類の皮に水酸化カルシウム（消石灰）及び炭酸カルシウムが加えられ、粉碎された後、圧縮成型され、モラッセ（リモネンになる）が除去されたものである。家畜の餌の添加剤として用いられる。 ○ 従来 UN 1386 のシードケーキとして運送されてきたが、油分は 4 % 以下、油分と水分の合計が 15 % 以下であり、Class 4.2 の危険物には該当しない（試験結果を Annex に添付）。 ○ よって、UN 1386 と UN 2217 のシードケーキの個別スケジュールの改正（この貨物を非危険物のシードケーキとする改正）を提案する。 	適宜	継続審議となった。
13/4/7 (ベネズエラ)	DRI(A)に関する技術報告	<p>Related documents: DSC 12/WP.3 and DSC 13/INF.10 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ DSC 13/INF.10 に示された DRI (A) の運送実績に関する纏めであり、貨物の水分値、航海中の水素濃度、酸素濃度等が示されている。 ○ 結論として、DRI (A) はこれまで通りの方法で安全に運送できるとしている。 <p>Related documents: DSC 12/WP.3 and DSC 13/4/7 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ DRI (A) の運送実績の説明である。主なポイントは以下の通りである。 ・ 自然表層通風で十分である。水分値が 1.39 % でも、安全に運送できた。 ・ 40 万トン、1844 航海の運送で、貨物に起因する事故は無かった。 ・ 結論として、表層通風（自然または機械式）で良いこと、粉の量は 5 % 以下で良いことを指摘している。 	適宜	DSC 13/4/1 参照
13/4/8 (ベネズエラ)	機械式通風装置を使用した DRI(C)輸送に関する技術報告	<p>Related documents: DSC 11/4/2; DSC 11/4/3; DSC 11/4/4; DSC 11/19, annex 3; DSC 12/4; DSC 12/4/1; DSC 12/4/2; DSC 12/INF.4; DSC 12/INF.6; DSC 12/WP.3 and DSC 13/INF.11 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ DSC 13/INF.11 に示された DRI (C) (DRI Fines) の機械通風による運送実績に関する纏めである。 ○ 結論として、DRI (C) は機械通風で良い（イナーテイングは不要である）としている。 <p>Related documents: DSC 11/4/2, DSC 11/4/3, DSC 11/4/4, DSC 11/19, annex 3; DSC 12/4, DSC 12/4/1, DSC 12/4/2, DSC 12/INF.4, DSC 12/INF.6, DSC 12/WP.3 and DSC 13/4/8 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ DRI (C) の運送実績（60 航海）の説明であり、13 航海について水素濃度計測等を実施している。 ○ 水素濃度は、二日間船倉を閉めた際に 7 % に達した例を別にして、2.88 % までであった。 ○ 結論は以下の通りある。 ・ DRI (C) は、適切に扱えば、安全に運送できる。 ・ 機械通風が適切な手段である。 	適宜	DSC 13/4/1 参照
13/INF.11 (ベネズエラ)	DRI(C)の機械通風による船舶輸送に関する統計データ		DSC 13/4/8 参照	DSC 13/4/1 参照

MSC 84/8/1 (日本)	IMSBC コードの 前文及び第1節の 修正	<p>・ 機械通風を適切に行えば、事故は起こらない。</p> <p>Related documents: DSC 12/4/1, DSC 12/4/2, DSC 12/4/3, DSC 12/4/11, DSC 12/4/12, DSC 12/4/13, DSC 12/4/14, DSC 12/4/15, DSC 12/4/16, DSC 12/4/18, DSC 12/4/19, DSC 12/INF.4, DSC 12/INF.5, DSC 12/INF.6, DSC 12/5, DSC 12/19 and DSC 12/19/Add.1 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ IMSBC コード案の第1章の記述の修正を提案している。 ○ Appendix 1 への言及方法等が、強制要件の記述として不適當であったため、これを修正するた めのものである。 	我が国提案の説 明に努める。	改正案が合意さ れ、MSC 85 に送 られることと なった。
DSC 12/4/15 (カナダ)	Self-unloader type vessel での石炭 運送の BC コー ドの要件の改正	<p>Related documents: BC Code 2004, DSC 11/4/8, DSC 11/19, DSC 12/4/5 and DSC 12/4/6 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ Self-unloader 船による石炭運送を規定するため、以下を提案している。 ・ 新 4.2.4 節の追加 ・ 石炭の個別スケジュールの改正案 	適宜 適用となる船舶 (甲板下に belt conveyor を有す る Self-unloader) を明確にする必 要がある。 新 4.2.4 節は石炭 の個別スケ ジュールに取り 入れた方がいい のではなからう か。	石炭の個別スケ ジュール案に本 件に関する要件 を盛り込むこと が合意された。
13/INF.9 (オランダ及びス ウェーデン)	業界共同調査プ ロジェクト Lashing@sea	<p>Related documents: None 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2006 年夏から開始された Lashing@Sea プロジェクトに関する情報である。 ○ プロジェクトの目的、参加者等は記述されているが、具体的な研究内容は紹介されていない。 ○ DSC 15 には、中間報告がなされる予定である。 ○ 我が国から、NYK 及び MTI が参加している。 	適宜	継続審議となっ た。
13/6 (事務局)	コンテナ船 HANJIN LONDON 号の事 故調査報告	<p>Related documents: None 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2006 年 7 月 10 月にドイツ・ハンブルグ港においてコンテナ船 Hanjin London 号船上で発生した コンテナからの有害物質漏洩事故の調査報告である。2 名の乗組員及び 6 名のドック作業員が負 傷した。 	適宜	ノートされた。
13/6/1 (ISO)	貨物コンテナの 保守管理要件	<p>Related documents: DSC 12/6/5, DSC 12/18/1, DSC 12/18 and CSC/Circ.134 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「top picker」によるコンテナ落下事故に関するカナダ提案の検討結果として、DSC 11 から要請 された吊上用部材 (Corner Fittings) の検査基準の見直しに対する ISO TC104 での最初の審議結 果報告である。 	適宜 (DSC 13/6/14 参 照)	CSC/Circ.134 の 改正案が合意さ れた。

		<ul style="list-style-type: none"> 吊上り部材の全ての状況（積載許容量、製造品質、保守管理、運用及びコンテナへの固定を含む）についての調査研究を開始し、本作業が完了次第、ISO 1161 の改訂版に編入される予定である。 CSC/Circ.134 の annex 1 の”corner and intermediate fittings (Castings) ”の構造上の重大な欠陥の判定基準に、以下の基準を編入するよう推奨する。 <i>Massing corner fittings, any through cracks or tears in the fitting, any deformation of the fitting that precludes full engagement of securing or lifting fittings, any deformation of the fitting beyond 5 mm from its original plane, any aperture width greater than 66.0 mm, any aperture length greater than 127.0 mm, any reduction in thickness of the plate containing the top aperture that makes it less than 23.0 mm thick or any weld separation of adjoining components in excess of 50 mm in length.</i> 		
13/6/2 (ベルギー)	CIP の結果報告	<p>Related documents: MSC.1/Circ.1202 【提案のポインント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個品危険物に関するインスベクシヨンの結果報告 	適宜	ノートされた。
13/6/3 (フィンランド)	CIP の結果報告	<p>Related documents: MSC.1/Circ.1202 【提案のポインント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個品危険物に関するインスベクシヨンの結果報告 	適宜	ノートされた。
13/6/4 (カナダ)	CIP の結果報告	<p>Related documents: MSC.1/Circ.1202 【提案のポインント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個品危険物に関するインスベクシヨンの結果報告 	適宜	ノートされた。
13/6/5 (ドイツ)	CIP の結果報告	<p>Related documents: MSC.1/Circ.1202 【提案のポインント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個品危険物に関するインスベクシヨンの結果報告 	適宜	ノートされた。
13/6/6 (スウェーデン)	CIP の結果報告	<p>Related documents: MSC.1/Circ.1202 【提案のポインント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個品危険物に関するインスベクシヨンの結果報告 	適宜	ノートされた。
13/6/7 (イラン)	CIP の結果報告	<p>Related documents: MSC.1/Circ.1202 【提案のポインント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個品危険物に関するインスベクシヨンの結果報告 	適宜	ノートされた。
13/6/8 (イタリア)	CIP の結果報告	<p>Related documents: MSC.1/Circ.1202 【提案のポインント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個品危険物に関するインスベクシヨンの結果報告 	適宜	ノートされた。
13/6/9 (韓国)	CIP の結果報告	<p>Related documents: MSC.1/Circ.1202 【提案のポインント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個品危険物に関するインスベクシヨンの結果報告 	適宜	ノートされた。

13/6/10 (オランダ)	CIPの結果報告	<p>Related documents: MSC.1/Circ.1202 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 個体危険物に関するインスプレキションの結果報告 <p>Related documents: None 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ Bandar Abbas 港ターミナルにおいて、エチルメチルケトンパーオキシサイド (MEKP) を収納したコンテナから白煙が出ているが発見され、消防士による放水作業により冷却されたのだが、当該コンテナのターミナル外への移送中、突然爆発した。 ◦ MEKP は、衝撃や摩擦の影響、炎やその他の発火源との接触により極度の爆発危険がある。また、水や湿度の高い空気との接触により炎症を起こすガスを放出及び圧力を上昇させる可能性があるがあり、そのガスは非常に高い毒性を示す。 ◦ 当該事故の発生は、貨物の落下を導くようなコンテナ内の不適切な固縛と港の気象条件に起因する。 ◦ 以上より、危険物の固縛は非常に重要であり、貨物の収納に関するガイドラインは、確実に実施されなければならない。更に以下を提案する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 危険物リストのコラム 17 に、エチルメチルケトンパーオキシサイドから出る煙は有毒であると明記する。 ・ これらの種類の危険物が Bandar Abbas のような港へ向う場合には、4 月から 8 月中の気温や湿度が比較的に高い日には、当該物質は冷凍・冷蔵コンテナで運送する必要がある。 	適宜	ノートされた。
13/6/11 (イラン)	Bandar Abbas 港コンテナターミナルで発生した火災事故の報告	<p>Related documents: MSC.1/Circ.1202 and DSC 12/6/9 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 個体危険物に関するインスプレキションの結果報告 <p>Related documents: None 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ Port Evergrades でドック中の貨物船 Madeleine 号において、甲板下の貨物区域に積載していたアルゴン (深冷液化されているもの) (UN1951) を収納したポーターバルタンクから当該アルゴンが漏出し、同貨物区域に入った港湾労働者 3 名が窒息死した。 ◦ 本事故の原因は、冷却され空気より重くなったアルゴンガスが貨物区域内の空気を置換し、かなりの時間経過にもかかわらず消散しなかったことによるものであり、全ての深冷液化ガスは同様の窒息の危険性を有する。 ◦ また、甲板下での大量の深冷液化ガスの漏出は、船舶構造物の強度低下を引き起こし得る。 ◦ したがって、深冷液化ガスの甲板下積載を禁止し、UN 1913, UN 1951, UN 1963, UN 1970, UN 2187, UN 2201 及び UN 2591 の積載要件 "Category B" を "Category D" に変更するよう提案する。 <p>Related documents: MSC 13/6/1 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 本文書は、ISO 提案文書 (DSC13/6/1) に対するコメントである。 	適宜	ノートされた。
13/6/13 (米国)	深冷液化ガスの甲板下積載	<p>Related documents: MSC 13/6/1 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 本文書は、ISO 提案文書 (DSC13/6/1) に対するコメントである。 	適宜	ノートされた。
13/6/14 (ドイツ)	貨物コンテナの保守管理要件	<p>Related documents: MSC 13/6/1 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 本文書は、ISO 提案文書 (DSC13/6/1) に対するコメントである。 	適宜	ノートされた。

13/6/15 (チリ)	CIPの結果報告	<ul style="list-style-type: none"> ISOが推奨するCSC/Circ.134改正案中で定める吊上用部材の変形及び摩滅に対する許容量では、コンテナ固縛設備の機能への悪影響およびコンテナの積み重ね積載に対するISO 1496の強度基準を満足することができないような構造部材の強度低下に繋がること懸念される。 よって、ISO TC 104で着手されたISO 1161の改訂作業の結果を考慮した上での更なる技術的な審議を行うため、CSC/Circ.134の改正案の採択を延期するよう提案する。 <p>Related documents: MSC.1/Circ.1202 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個体危険物に関するインスベクシヨンの結果報告 	適宜	ノートされた。
13/6/16 (事務局)	個体危険物に関するインスベクシヨンの結果報告	<p>Related documents: MSC 13/6/2, DSC 13/6/3, DSC 13/6/4, DSC 13/6/5, DSC 13/6/6, DSC 13/6/7, DSC 13/6/8, DSC 13/6/9, DSC 13/6/10, DSC 13/6/12 and DSC 13/6/15 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各国からDSC 13に提出されたCIPの結果をとりまとめたものである。 	適宜	ノートされた。
13/INF.6 (スウェーデン)	木材ペレットの揚げ荷役時に発生したばら積み船 SAGA SPRAY 号の事故報告	<p>Related documents: DSC 13/4/3 and DSC 13/INF.7 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> WOOD PELLETSの揚荷の際、船倉底部に通じる”access trunk”に入った甲板員が一酸化炭素により死亡し、ステベが重傷を負った事故の報告である。 	適宜	DSC 13/4/3 参照
13/INF.7 (スウェーデン)	木材パルプ、木材チップ及び木材ペレット運送中の一酸化炭素の発生及び酸素の減少	<p>Related documents: DSC 13/4/3 and DSC 13/INF.6 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> WOOD PELLETSを運送する5隻の船において、ガス計測を実施した結果報告である。 危険なレベルのCO生成と酸欠の両方が容易に起こることが確認され、船倉への開口を有する区画におけるCO等の危険性が指摘されている。 	適宜	DSC 13/4/3 参照
13/8 (ICHCA International)	コンテナ固縛時の安全作業環境の整備に関するガイダンス：CSSコード改正案	<p>Related documents: DSC 12/WP.4 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> コンテナ固縛時の安全作業環境の整備に関するガイダンスの策定作業は、DSC 12において終了せず、その完成についてはDSC 13に持ち越された。 DSC 13での同ガイダンスの完成を目的に、DSC 12での作業報告書(DSC 12/WP.4)をもとに検討を続けた結果である。 本ガイダンスが新造船のみ適用されるのか新造船と既存船の両方に適用されるのか不明確であることから、新造船と既存船の両方へ適用されることを前提とし、また、作業に関する事項も含めることとした。 以上のことから、DSC 12/WP.4の改訂案、及び、これを基にした3部構成(Part A: New Ships, Part B: Existing Ships 及び Part C: Operational Aspects)の代替案を考案した。 DSC 12/WP.4の改訂案(annex 1)及び代替案(annex 2, annex 3 及び annex 4)を添付し、どちらの案を採用すべきが審議するよう求めている。 	現存船への適用は反対である。ドレイツ提案をベースに検討を進めるべき。(ドレイツ提案の内容であれば大きな問題はない。)	継続審議となった。

13/8/1 (ドイツ)	コンテナ固縛時の安全作業環境の整備に関するガイドランスコード改正案	<p>Related documents: Resolution A.714(17), MSC/Circ.644, MSC/Circ.745, MSC/Circ.886, MSC/Circ.1026, DSC 12/WP.4, DSC 12/19 paragraphs 8.1 and 8.2 and annexes 6 and 7, and MSC 84/24, paragraph 8.20 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> DSC 12 で策定されたコンテナ固縛時の安全作業環境の整備に関するガイドランス案 (DSC 12/WP.4) を部分的に修正したものである。 	<p>Related documents: Resolution A.714(17), MSC/Circ.644, MSC/Circ.745, MSC/Circ.886, MSC/Circ.1026, DSC 12/WP.4, DSC 12/19 paragraphs 8.1 and 8.2 and annexes 6 and 7, and MSC 84/24, paragraph 8.20 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> DSC 12 で策定されたコンテナ固縛時の安全作業環境の整備に関するガイドランス案 (DSC 12/WP.4) を部分的に修正したものである。 	DSC 13/8 参照	継続審議となった。
13/10 (スウェーデン)	保護衣に関する適当な基準	<p>Related documents: DSC 10/17 paragraphs 16.8 to 16.10 and DSC12/19 paragraphs 13.1 to 13.4 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 船舶に備え付ける保護衣の要件を規定した SOLAS 第 II-2/19.3.6.1 規則及び 2000HSC コード第 7.17.3.6.1 項の第 1 文章に次の文言が追加されることが承認された: “and shall selected taking into account the hazards associated with the chemicals being transported and the standards developed by the Organization according to the class and physical state.” 保護衣は緊急時の安全を確保するために重要である。 緊急時用の保護衣の適当な基準として、EN 943-2 “Protective clothing against liquid and gaseous chemicals, including liquid aerosols and sold particles – Part 2 Performance requirements for “gas-tight” (Type 1) chemical protective suits for emergency teams (ET)”がある。 また、工業用保護衣の基準として、ISO 166602 “Protective clothing for protection against chemicals – Classification, labelling and performance requirement”があるが、同基準は、化学薬品のハンドリング時に着用する保護衣への適用を意図するものであり、緊急時用の保護衣への適用を意図するものではない。 よって、緊急時用の保護衣の適当な基準として、EN 943-2 を採用することを提案する。 	<p>Related documents: DSC 10/17 paragraphs 16.8 to 16.10 and DSC12/19 paragraphs 13.1 to 13.4 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 船舶に備え付ける保護衣の要件を規定した SOLAS 第 II-2/19.3.6.1 規則及び 2000HSC コード第 7.17.3.6.1 項の第 1 文章に次の文言が追加されることが承認された: “and shall selected taking into account the hazards associated with the chemicals being transported and the standards developed by the Organization according to the class and physical state.” 保護衣は緊急時の安全を確保するために重要である。 緊急時用の保護衣の適当な基準として、EN 943-2 “Protective clothing against liquid and gaseous chemicals, including liquid aerosols and sold particles – Part 2 Performance requirements for “gas-tight” (Type 1) chemical protective suits for emergency teams (ET)”がある。 また、工業用保護衣の基準として、ISO 166602 “Protective clothing for protection against chemicals – Classification, labelling and performance requirement”があるが、同基準は、化学薬品のハンドリング時に着用する保護衣への適用を意図するものであり、緊急時用の保護衣への適用を意図するものではない。 よって、緊急時用の保護衣の適当な基準として、EN 943-2 を採用することを提案する。 	適宜(緊急時に使用するものであれば問題ないが、通常の荷役時に使用するものであれば“gas-tight”は問題である。使用条件等を明確にする必要がある。)	継続審議となった。
13/11 (スウェーデン)	TIMBER DECK コードの見直し: CG の報告	<p>Related documents: DSC 12/14 and DSC12/19 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> CG の報告であり、現時点での Draft Code が示されている (Annex 2)。 CG におけるコメント集は“http://www.marterm.se/TIMRA.html”に掲載されている。我が国は、Mr. Takashi Hamada を Contact person として、第 2 章等についてコメントしている。 	<p>Related documents: DSC 12/14 and DSC12/19 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> CG の報告であり、現時点での Draft Code が示されている (Annex 2)。 CG におけるコメント集は“http://www.marterm.se/TIMRA.html”に掲載されている。我が国は、Mr. Takashi Hamada を Contact person として、第 2 章等についてコメントしている。 	適宜	継続審議となり、コレスポンデンスグループが設置された。
13/INF.5 (ロシア)	航行区域を考慮した木材輸送の安全確保のための法規制の実施	<p>Related documents: Resolution A.715(17), MSC 82/21/14, MSC 78/13/1, DSC 12/14 and DSC 12/8 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 丸太及び角材の運送に関するロシア基準を紹介している。 	<p>Related documents: Resolution A.715(17), MSC 82/21/14, MSC 78/13/1, DSC 12/14 and DSC 12/8 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 丸太及び角材の運送に関するロシア基準を紹介している。 	適宜	DSC 13/11 参照
13/14 (スペイン)	CSC 条約の統一解釈と実施についての勧告の修正	<p>Related documents: Regulation 2 of the CSC Convention (paragraphs 11.2.1.2 and 11.2.1.3 of the Supplement) 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> コンテナの保守点検を規定する CSC 条約の第 2 規則を説明する Supplement 中に、吊上げ用部材 (corner fittings) 及び他の損傷を受けやすい構造部材 (安全を確保する上で重要な部分) に関するより詳細な検査要件を追加することを提案する。 <ul style="list-style-type: none"> 11.2.1.2 項に以下の文を追加する: This examination must include in particular the upper part of the container, especially the corner fittings with the aid of steps or platform. 11.2.1.3 項に以下の文を追加する: 	<p>Related documents: Regulation 2 of the CSC Convention (paragraphs 11.2.1.2 and 11.2.1.3 of the Supplement) 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> コンテナの保守点検を規定する CSC 条約の第 2 規則を説明する Supplement 中に、吊上げ用部材 (corner fittings) 及び他の損傷を受けやすい構造部材 (安全を確保する上で重要な部分) に関するより詳細な検査要件を追加することを提案する。 <ul style="list-style-type: none"> 11.2.1.2 項に以下の文を追加する: This examination must include in particular the upper part of the container, especially the corner fittings with the aid of steps or platform. 11.2.1.3 項に以下の文を追加する: 	<p>適宜 (11.2.1.2 項については支持出来る。文言の修正は必要かも? 11.2.1.3 項については、考え方は支持出来るものの具体的な tool が何であるか、又どれをどのように使</p>	<p>継続審議となり、コレスポンデンスグループが設置された。</p>

13/14/1 (イラン)	CSC 条約の実施を容易にするための RFID 技術の適用	<p>In this regard, and especially if there is a possibility of serious structural defects to structurally sensitive components (rails, posts, cross members, corner fittings, etc.), it is advisable to use measuring tools (such as magnetic spacers, magnetized wire probe, millimetre-accuracy measuring sticks, etc.) to measure the container defects, since an external visual examination alone may not be sufficient.</p> <p>Related documents: None 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> コンテナに取り付けられた安全承認板の妥当性を確認するには時間が掛かるという実態を考慮して、貨物輸送の過程においてすべてのコンテナに RFID 技術を利用することを提案する。これにより、以下の利点が期待できる。 <ul style="list-style-type: none"> CSC 条約で規定される安全承認板の妥当性確認のためのインスペクションゲートでのコンテナ停留が必要なくなり、コンテナ登録作業の能率促進となる ソフトウェアへのデータ登録の人為的ミスの低減となる コンテナ追跡が容易となる 最短時間で最大数のコンテナを確認することが出来る RFID 技術を利用することにより、識別番号、ラベル等のコンテナに関連する更なる明細事項の追加が可能となる 行政手続き費用の削減となる コンテナ検査の時間/費用の削減となる 管理する上で要求される試験後の安全承認板の再確認作業が容易となる 	用するかをはっきりさせてから結論を出すべきである。))	合意されなかつた。
13/14/2 (ロシア)	貨物コンテナの保守管理及び試験要件	<p>Related documents: CSC Convention, CSC/Circ.100, CSC/Circ.134, DSC 12/6/5 and DSC 12/18 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> CEP (continuous examination programme) の策定及び締約国による承認に関する一定の共通原則が存在しないため、CSC 条約及び勧告中の規定「1972 年安全なコンテナに関する国際条約の附属書 1 の第 2 規則に従って、CEP が十分な安全上の基準を満たす場合には、締約国政府は当該 CEP を承認することができる」との解釈について誤解を招く可能性がある。これら現状の解決方法として、以下の方法について審議するよう提案する。 <ul style="list-style-type: none"> 現行の IMO 文書 (CSC 条約, CSC/Circ.100, CSC/Circ.134 等) の改正 別の IMO 文書 (circular, recommendation, 類似の文書等) の発行 これに関連して、CEP の有効期間、CEP に基づくコンテナ表示の手順、CEP 項目の審査、記録及び記録保管の手順、次回検査日の管理手順等についての検討が必要である。 	適宜	DSC 13/14 参照
13/15 (ドイツ)	IMDG コードと貨物輸送ユニットへの収納ガイドラインの整合	<p>Related documents: DSC 12/3/6 and DSC 12/19 paragraph 3.45 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> CTU への収納ガイドラインの第 3 版は 2006 年に出版されたが、MIDG コード第 33 回改正内容を反映してはならず、annex 2 中のクラス 5.2 のラベル/ブラカード及びびくん蒸注意表示は IMDG コードで要求される現在のシンボルと一致していない。これは CTU に貨物を収納する関係者に混乱を引き起こす可能性がある。 本提案は DSC 12 で報告され、MSC 84 にて今次会合の新規作業項目として追加されること 	支持	改正案が作成され、詳細については E&T グループにて検討が行われることとなった。

		<p>意された。</p> <ul style="list-style-type: none"> よって、以下を提案する。 <ul style="list-style-type: none"> ガイドラインの annex 2 を改正し、IMDG コード第 34 回改正で使用されるクラス 5.2 のラベル/プラカード及びくん蒸注意表示を採用する。 序文の最後の文を“This edition has been amended to conform with Amendment (34-08) of the IMDG Code”と改正する。 事務局にIMDGコード2008のSupplementに改正されたガイドラインを含めるよう指示する。 	適宜	事務局に見直しを行うよう指示した。
13/18 (事務局)	コード、勧告、ガイドライン及びその他非強制文書	<p>Related documents: MSC 83/28, paragraphs 22.3 to 22.9; MSC 82/18/1 and MSC 82/INF.12 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> MSC 83 は、コード、勧告、ガイドライン及びその他非強制文書のリストの見直しに当たって、同リストの関連する部分の見直しを行うよう各小委員会に指示した。 これに関連し、事務局はこれらコード等のリスト、各国における非強制文書の実施状況等を検索できるモジュール(GISIS: IMO Global Integrated Shipping Information System)を開発中である。 よって、本文書に添付したリストの見直しを行い、各国による当該コード等の実施状況を収集する必要がある規則を確認するよう要請する。 	適宜	提案内容のメリットが確認され、イランがMSCに新規作業計画の提案を行う用意があることがノートされた。
13/18/1 (イラン)	塗上国の港湾における放射性物質特定のための放射性線検出装置の設置	<p>Related documents: None 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在、多くの貨物が海上運送されており、その中には放射性物質を含むものも多く存在する。 本来、全ての放射性物質はコンテナ及び物質の状態を明示したタグを設置し輸送すべきである。しかし、実際には申告されずに輸送される放射性物質が多く見受けられる。また、放射性物質に汚染された貨物(NORM、金属廃棄物等)も申告なしに運送されている場合がある。 よって、放射線検出装置(コンテナを通過させるだけで放射線を検知することが出来るような(ゲート式))の港湾への設置を強制化することを提案する。 また、放射性物質の輸送に関係する者に対し放射線防護に関する教育訓練を強制化することも提案する。 	適宜	原則合意され、詳細についてはE&Tグループで検討が行われることとなった。
13/19 (米国)	個品危険物の輸送書類要件を明確化するためのSOLAS条約の改正	<p>Related documents: DSC 13/3/1 and DSC 12/19 【提案のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 近年のDSC小委員会及びE&TグループにおいてSOLAS条約第VII/4規則の意義について検討がなされた。議論の中で、SOLASに規定された輸送書類及び積み荷一覧書等に関する要件はその量及び輸送形態にかかわらず全ての危険物に適用されるとの意見である一方、輸送中の危険性を考慮し一定条件を満足する場合にはその要件は課されないとする意見もあった。 SOLAS条約の要件は曖昧であり、SOLAS条約の要件とIMDGコードの要件の齟齬にも繋がっている。例えば、UN 3175に適用されるIMDGコードの特別要件SP216は“Sealed packets and articles containing less than 10 ml of a packing group II or III flammable liquid absorbed into a solid material are not subject to the provisions of the IMDG Code”と規定しているがSOLAS条約では輸送書類等の要件はIMDGコードに規定された“classification”に該当する場合に提要されると読み取れる。 	適宜(支持できる。)	原則合意され、詳細についてはE&Tグループで検討が行われることとなった。

	<p>○ IMDG コードは、その量及び輸送形態により、コードに規定した“classification”に該当するが輸送中の危険性が無視することが出来レベルであると考える多くの物質を輸送書類の適用から免除している。</p> <p>○ よってこれらの要件を要件の曖昧さを取り除き明確にするため次のとおり SOLAS 条約第 VII/4 規則改正の改正を提案する：</p> <p>“Documents</p> <p>1 In the Transport documents relating to the carriage of dangerous goods in packaged form by sea shall be in compliance with the relevant provisions of the IMDG Code, the Proper Shipping Name of the goods shall be used (trade names alone shall not be used) and the correct description given in accordance with the classification set out in the IMDG Code.</p> <p>2 The transport documents prepared by the shipper shall include, or be accompanied by, a signed certificate or a declaration that the consignment, as offered for carriage, is properly packaged, marked, labeled or placarded, as appropriate, and in proper condition for carriage.</p> <p>23 The person(s) responsible for the packing/loading of dangerous goods in a cargo transport unit shall provide a signed container/vehicle packing certificate in accordance with the IMDG Code, stating that the cargo in the unit has been properly packed and secured and that all applicable transport requirements have been met. Such a certificate may be combined with the document referred to in paragraph 1.</p> <p>4 Where there is due cause to suspect that a cargo transport unit in which dangerous goods are packed is not in compliance with the requirements of paragraph 1 or 2, or where a container/vehicle packing certificate is not available, the cargo transport unit shall not be accepted for carriage.</p> <p>35 Each ship carrying dangerous goods in packaged form shall have a special list, manifest or stowage plan setting forth, in accordance with the classification set out in the IMDG Code, the dangerous goods on board and the location thereof. A detailed stowage plan, which identifies by class and sets out the location of all dangerous goods on board, may be used in place of such a special list of manifest. A copy of one of these documents shall be made available before departure to the person or organization designated by the port State authority.”</p>	

付録 1.2 第 13 回 DSC 小委員会審議概要報告

1 会合の概要

(1) 平成 20 年 9 月 22 日～26 日（ロンドン IMO 本部）

(2) 参加国又は機関

アルジェリア、アンゴラ、アルゼンチン、豪、バハマ、バングラディシュ、ベルギー、ボリビア、ブラジル、カナダ、チリ、中国、コロンビア、コートジボアール、キプロス、北朝鮮、デンマーク、ドミニカ、エクアドル、エジプト、エストニア、フィンランド、仏、独、ガーナ、ギリシャ、インドネシア、イラン、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、ケニヤ、ラトビア、リベリア、マレーシア、マルタ、マーシャル諸島、メキシコ、モロッコ、蘭、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、韓国、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、シリア、タイ、トリニダードトバゴ、トルコ、ツバル、ウクライナ、英、米、ウルグアイ、パヌアツ、ベネズエラ、香港、EC、MOWCA、ICS、IUMI、ITF、BIMCO、IACS、ICHCA、CEFIC、IICL、IFSMA、P&I CLUBS、DGAC、INTERCARGO、WNTI 及び VOHMA

(3) 議長等

議長：Mrs. Olga Pestel Lefevre（仏）

副議長：Mr. Juan P. Heusser（チリ）

日本からの参加者：

小磯 康（在英日本大使館）
（敬称略）
近藤 敏和（国土交通省海事局）
太田 進（独立行政法人海上技術安全研究所）
松尾 守（(財)日本海事協会）
田中 直人（電気事業連合会）
木曾 吉富（電気事業連合会）
松田 泰英（(社)日本船主協会）
福井 利明（(社)日本船主協会）
川又 竜也（(社)日本船主協会）
日下部 敏（(社)日本船主協会）
井上 幸一（(社)日本船主協会（ロンドン））
保坂 均（(社)日本船主協会（ロンドン））
濱田 高志（(社)日本海事検定協会）
山崎 晃（(社)日本海事検定協会）

2 審議概況

(1) 議題の採択（議題 1 関連）

特段のコメントなく、小委員会は、今次会合の議題（DSC13/1/Rev.1）を採択した。

(2) IMO の他の組織の決定（議題 2 関連）

事務局から、文書 DSC13/2 に基づき、MSC83、A25、FP52、MEPC57 及び MSC84 の決定のうち、本小委員会に関係するものについて報告があり、特段のコメントなく、これらをノートした。

(3) 国連勧告との調和を含む IMDG コード及び追補の改正（議題 3 関連）

UN 及び IAEA 輸送規則間の調和に関するコンサルタントサービスミーティングの報告（DSC 13/3 及び DSC 13/INF.2）

事務局より、2007 年 9 月 26 日～28 日に開催された UN 及び IAEA 輸送規則間の調和に関するコンサルタントサービスミーティングにおいて“Excepted package（L 型輸送物）”の適用要件を明確にする文言の修正が準備されたことが報告された。同修正案は E&T グループ（2009 年 5 月頃開催予定）にて検討され、IMDG コード第 34 回改正案に盛り込まれることとなった。

E&T グループの報告（DSC 13/3/1）

IMDG コード第 33 回改正のエラッタが準備され発行されたこと、同コード第 34 回改正が本年 5 月に開催された MSC にて採択されたこと等が報告され、その内容が確認された。

SOLAS 及び 2000HSC コードにおける個品危険物の運送に関する要件の適用：FP 52 の結果（DSC 13/3/3）

(イ) プレナリーにおける審議

事務局による文書の説明に引き続き検討が行われたが特段の意見はなく、同文書はドラフティンググループ（DG）にて検討されることとなった。

(ロ) DG における審議

(a) SOLAS 第 II-2/19 規則及び 2000HSC コード第 7 章の改正

2000HSC コードの表 7.17-3 の脚注 9 及び 10 について、表中に同脚注を参照する部分が抜けているため、それぞれ、脚注 9 については表上部の「Class 1.1 to 1.6」、脚注 10 については表上部の「Class 5.1」から参照するよう修正することが合意された。

(b) “副次危険性 2.1 を有するクラス 2.3 の危険物” 及び “引火点が 23 未満のクラス 4.3 の危険物” の甲板下積載禁止について

DSC12 において、SOLAS 第 II-2 章 19 規則及び 2000HSC コード第 7 章の表にそれぞれ脚注として追記した改正案が作成、提出されていたが、FP52 にて同脚注は削除されて MSC84 に報告された。今次 DG にて、誤った解釈を避けるため、同脚注の追記を再度提案することとした。

(ハ) プレナリーにおける審議（DG の報告：DSC 13/WP.6）

特段の意見はなく DG の報告が承認された。

インターネットによる IMDG コードの無料ダウンロード (DSC 13/3/4)

IMDG コードの全文を IMO ウェブサイトから無料でダウンロードすることが出来るようにすべきかどうかの検討が行われた。安全性向上の観点からは、無料ダウンロードによる IMDG コードの販売量減少が技術協力活動の原資の減少に繋がり長期的にはデメリットとなることも考えられるとの意見もあったが、メリットのみでありデメリットと考えられるものは無いとの意見がほとんどであり、これら検討結果が MSC に報告されることとなった。

個別の提案について

(イ) 貨物コンテナ内消火システム (DSC 13/3/2 及び DSC 11/3/6)

事務局から、国連危険物輸送専門家小委員会第 32 回会合 (UNSCETDG 32) において International Dangerous Goods and Containers Association (IDGCA) から提出された貨物コンテナ内の火災に対応する消火設備のコンテナ内への設置の可能性に関する文書が紹介され、引き続き、コンテナ内消火システムに関するイラン提案が検討された。同提案に対しては、システムが確立されてはならず結論を出すには時期早尚である、費用対効果に疑問が有る等の意見が出され、これら検討結果を FP 小委員会に報告することとし DSC 小委員会では検討を行わないこととなった。

(ロ) 到着港毎の気象条件表の IMDG コードへの追加 (DSC13/3/5)

IMDG コードに各港の気象条件の表を追加するイラン提案については、それらの情報は危険物の安全運送を行う上で重要な情報ではあるものの、IMDG コードへの表の採り入れの困難性や情報の正確性に問題があるとの指摘があり、検討の結果、小委員会は、イラン及び興味のある国に対し今次会合での検討結果を踏まえ DSC 14 に修正提案を行うよう要請した。

(ハ) IMDG コード第 7 章の改正 (DSC 13/3/6 及び DSC 13/INF.6)

IMDG コード第 7 章を全面的に見直すとするベルギー、フランス等の共同提案については、英国をコーディネーターとするコレスポネンスグループが設置され検討が続けられることとなった。

(ニ) 正式品名表示の文字の高さ (DSC 13/3/7)

貨物輸送ユニットへの正式品名の表示に関し、その文字の高さを 65 mm 以上とする規定を追加するスウェーデン提案については、原則合意され E&T グループにて検討が行われることとなった。また、文字の幅についても規定が必要ではないかとの指摘があり、同指摘も併せて E&T グループにて検討されることとなった。

(ホ) 火薬類及び極めて引火性の高い物質の隔離規定 (DSC 13/3/8)

クラス 1 の物質を積載した同一船舶での極めて引火性の高い物質の運送禁止に関する規定を改正すべきとする CEFIC 提案については、原則合意され E&T グループにて検討が行われることとなった。

(ヘ) クラス 1 の副次危険性を有する有機過酸化物と副次危険性を有しない有機過酸化物の混載 (DSC 13/3/9)

クラス 1 の副次危険性を有する有機過酸化物と副次危険性を有しない有機過酸化

物の隔離要件を免除するべきであるとの CEFIC 提案については、議長から当該危険物相互の隔離は現行コードでも既に免除されているとの指摘があったが、規定が曖昧であり理解しにくいとの意見もあり、E&T グループにて検討を行うこととなった。

(ト) 海洋汚染物質の正しい専門的名称の表示 (DSC 13/3/10)

海洋汚染物質のタンクコンテナによる輸送に関し、“correct technical name” をタンクに表示することが必要であるか否かについての検討を要求するオランダ提案については、タンクへの“correct technical name”の表示は必要ないとの意見が大勢を占め、MEPC に対し MARPOL 条約 ANNEX III の改正に関する作業計画の設置を要求することとなった。

(フ) 追跡・監視装置 (DSC 13/3/12)

IMDG コード第 7.5 章に追跡・監視装置に関する安全要件を新たに規定する米国提案については、原則合意され E&T グループにて検討が行われることとなった。これに関連して、追跡・監視装置以外の装置にも適用される安全要件の導入が必要ではないかとの指摘があり、他の装置への適用範囲の拡大についても E&T グループにて検討されることとなった。

(リ) UN 3166 及び UN 3171 (DSC 13/3/13)

UN 3166 : ENGINE, INTERNAL COMBUSTION or VEHICLE, FLAMMABLE GAS POWERD or VEHICLE, FLAMMABLE LIQUID POWERD 及び UN 3171 : BATTERY-POWERD VEHICLE or BATTERY-POWERD EQUIPMENT を海上運送上も危険物として取り扱うとする米国提案の検討が行われた。提案趣旨の説明の中で、米国は、危険物からの免除要件を規定した SP960 中の“empty”及び“protected from short circuit”の要件はパフォーマンス・スタンダードであり、具体的な特定の操作を要求するものではないとの説明を行った。これに対し、現時点では規制導入の必要性が明確ではない、また逆に Ro-Ro 船による運送も規制すべきである等の指摘があったものの、多くの国が規制の導入を支持したため原則合意され E&T グループにて詳細について検討が行われることとなり、米国に対し、今回の検討結果を考慮した新たな提案を E&T グループに提出するよう要請した。

(ヌ) IMDG コードと国連勧告の調和 (DSC 13/3/14)

事務局より、IMDG コード (出版物) に規定されたラベルの色と国連勧告 (出版物) に規定されたそれとの間に齟齬があるとの指摘があったが、現在はその問題が解消されているとの報告がありノートされた。また、事務局より、IMDG コードの改正箇所が出版物及び IMO 文書中で識別できるような方法の検討を行い、その結果を反映した文書を用意したことが報告されノートされた。

(4) 貨物の性状評価を含む固体ばら積み貨物の安全実施基準の改正 (議題 4 関連)

石炭及び褐炭 (ブリケット) の個別スケジュールの改正

(イ) プレナリーにおける説明

日本が提案文書を取り下げた理由について説明を行ったが、特段の意見はなく、次のとおり小委員会の報告書にノートされることとなった。

“Stowage and segregation requirements for coal

4.7 The Sub-Committee noted that document DSC 13/4/2 (Japan) had been withdrawn by the Japanese delegation, as it had found the proposed clarification on the stowage and segregation requirements for coal required further improvement and any clarification should be made only after a thorough deliberation. In this context, the Sub-Committee further noted the intention of Japan to start an investigation into the safe carriage of coal and to submit a proposal to clarify the requirements to a future session of the Sub-Committee.” (DSC 13/WP.5/Add.1 からの抜粋)

なお、これに関連し、最終日の会合における審議の結果、非公式 CG において、“hot areas” の解釈についての検討が行われることとなった (9)節参照)。

(D) 「高温場所の解釈 / 取り扱い」以外に関する WG 等における対応

褐炭 (ブリケット) の個別スケジュールにおける貨物の隔離要件について、現行 BC Code では “hot areas” との言葉が使用されているのに対して、IMSBC Code 案では “sources of heat” との言葉が使用されている。そのためこれを現行コード及び石炭の個別スケジュールに合わせ “hot areas” に戻すこととなった。また、取り下げた日本提案にて指摘されたとおり、石炭及び褐炭 (ブリケット) の個別スケジュールには、「石炭を積載した船倉に隣接する区画 (space) の電気設備は防爆型にすること」との要件があり、一方、機関室には防爆型ではない電気設備があるとの問題がある。そのため、船倉との間がガスタイトの隔壁で仕切られた機関室には、電気設備の防爆要件を適用しないよう当該要件を次のとおり改正することとなった。

“All electrical cables and components situated in cargo spaces and adjacent enclosed spaces are free from defects. Such cables and electrical components are safe for use in an explosive atmosphere or positively isolated. The provisions in this clause need not apply to engine rooms where the engine room is separated from the cargo space by a gas tight bulkhead with no direct access.”

WG が作成した改正案は小委員会で合意され、採択のため MSC 85 に送られることになった。

前文及び第 1 節の修正 (MSC 84/8/1 : 日本)

日本が、提案文書の一部変更 (IMSBC Code の改正案から “modal” との用語を削除する) について発言した後、提案文書について説明を行った。プレナリーにおいては ICS とギリシャが提案を支持し、検討は WG に委ねられた。

WG では、日本の提案の通り IMSBC Code 案を改正すべきことが異議無く承認され、また、プレナリーにおいても改正案が承認され、採択のため MSC 85 に送られることになった。

成形された硫黄の分類 (DSC 13/4/4 及び INF.8 : カナダ及びドイツ)

(イ) WG における審議 (プレナリーにおける審議前)

非危険物の硫黄 (成形されたもの) の個別スケジュールを IMSBC Code に取り入

れるべきとのカナダ及びドイツの提案に対しては、日本は取り入れに賛成するとの意見を述べた。これに対して ICS は、前回会合で取り入れについて基本的に合意したとは考えていない旨をコメントし、危険性に関する記述に問題があるとの意見を述べた。またギリシャは、危険性に関する記述及び塵埃に対する保護具を要求していることに鑑み、この貨物を Group C にすること、即ち、化学的危険性を有しない貨物に区分することには問題があるとの意見を述べた。その後、IMSBC Code への取り入れの是非及び貨物の分類 (Group B か Group C か) に関する結論は棚上げしたまま、DSC 13/4/4 にある個別スケジュール案を基礎として、危険性に関する記述等の修正を行った。

(D) プレナリーにおける審議 (WG 終了前)

DSC 13/4/4 で示された個別スケジュール案に対して、その取り入れに反対する国はなかった。ICS、INTERCARGO 及びギリシャは、塵埃に対する保護具の要件及び塵埃を考慮した上での貨物の区分について疑義がある旨を述べた。また、ベルギーは Group B にすべきであるとの意見を述べた。一方、米国は Group C で良いとの考えを示し、ドイツは、塵埃はさほど発生しない旨を説明した。

審議の結果、議長は Group C として個別スケジュールへの取り入れを図るよう、WG に指示した。また、MHB のクライテリアについては、引き続き検討する必要がある旨が認識された。

(E) WG における審議 (プレナリーにおける審議後)

非危険物の硫黄 (成形されたもの) の個別スケジュール案について詳細に審議され、案が作成された。日本は、非強制の勧告を本文引用することの問題点等を指摘し、修正を提案したところ、WG はこれに合意した。

(F) プレナリーにおける審議 (WG 終了後)

特段のコメントもなく個別スケジュール案が承認され、採択のため MSC 85 に送られることになった。

IMSBC Code の改正方法 (DSC 13/4 : 事務局)

プレナリーにおいて IMSBC Code の改正のインターバルが審議され、ドイツは 4 年間隔で良いとの意見であったが、英国、フランス、ギリシャ及びイタリアは 2 年間隔が良いとの意見であり、2 年間隔で改正することで合意された。

還元鉄 (DRI) の個別スケジュール

(G) 経緯及び関連提案文書

現行 BC Code には、熱間成形のブリケット : DRI (A) と冷間成形のブリケット : DRI (B) については個別スケジュールがあるが、粉状の DRI については規定が無く、これまでに、粉状等の DRI の運送中に事故が発生している。そのため DSC 小委員会では、各種 DRI の個別スケジュールについて検討し、前回、DRI に関する CG を設置した。CG では、DRI (A)、DRI (B) に加え、新たに DRI (C) を正式名称 (Bulk Cargo Shipping Name: BCSN) とする「粉状の DRI」に関する個別スケジュールを設けるこ

とで基本的に合意し、各貨物に関する個別スケジュール案を作成した。

CG では、DRI (C) を機械通風により運送するか、イナーティングで運送するかについて議論があり、この点については合意に至らず、小委員会に判断が委ねられた。なお、DRI (A) については機械通風で運送することが要求されており、DRI (B) についてはイナーティングで運送することが要求されている。

この事項に関連する提案文書は以下の通りである。

DSC 13/4/1 : DRI に関する通信グループの報告 (マーシャル諸島)

DSC 13/4/5 : DRI (C) の個別スケジュール案に関するコメント (INTERCARGO 及び P&I CLUBS)

DSC 13/4/7 及び INF.10 : DRI (A) に関する技術報告及び運送実績 (ベネズエラ)

DSC 13/4/8 及び INF.11 : DRI (C) に関する技術報告及び運送実績 (ベネズエラ)

INTERCARGO 等は、提案文書 (DSC 13/4/5) において、DRI (C) は最も厳しい要件で運送すべきであり、イナーティングが必要であると主張した。一方、ベネズエラは、提案文書 (DSC 13/4/8) において、機械通風で安全に運送できると主張した。

(D) WG における審議 (プレナリーにおける審議前)

プレナリーにおける審議前の WG にて、INTERCARGO 及びベネズエラが、それぞれプレゼンテーションを行った。質疑応答では、貨物を乾燥される可能性 (実行上は容易ではないとのこと)、イナーティングした場合の水素発生量の推定等についての意見交換がなされ、また、DRI (C) をイナーティングで運送した例は無い旨が確認された。その後、DRI (A) の個別スケジュールについて審議され、日本は、DSC 11 で DRI (A) については基本的には要件を変えないことで合意済みである旨を指摘した上で、“competent authority”に係る表現の曖昧さの問題等を指摘し、要件案の明確化に努めた。審議の結果、DRI (A) の個別スケジュール案が作成された。

DRI (B) 及び DRI (C) については、プレナリーにおける審議の後に審議することとし、この場では審議しなかった。

(E) プレナリーにおける審議 (WG 終了前)

DRI (A) については特段のコメントは無かった。

DRI (B) については、トリニダードトバゴがこの貨物に関する経験に基づき、エージングは3日で十分、積み付け前の貨物のイナーティングの要否が貨物の性状によるといった点を指摘した。この他には、特段のコメントはなかった。

DRI (C) については、特に、機械通風で運送するか、イナーティングで運送するかについて議論があった。

INTERCARGO 及び P&I CLUBS の他、ドイツ、イタリア、韓国、ギリシャ、バハマ、英国、エクアドル、マーシャル諸島、シンガポール、ノルウェー、USA、スウェーデン、スペイン、ベルギー、オランダ、ICS、BIMCO がイナーティングによる運送を支持し、ベネズエラ他、カナダ、ペルー、コロンビア、チリ、ウルグアイ、アルゼンチン、ブラジル、パナマ、南アフリカ、ナイジェリアは機械通風で運送すべきである、または、イナーティングで運送することには問題があるとの意見を述べた。フランスは、DRI (C) には、DRI (B) の製造時に発生する粉を含めるべきで

は無いとした上で、どちらかと言えば、イナーティングが望ましいとの意見であった。また、カナダは、DRI (C) に関する情報の不足を指摘し、DRI (C) のスケジュール案を基本的には支持できないとした。また、ロシアも現時点で決定すべきではないとの意見を述べた。また英国は、ベネズエラ以外の国も DRI (C) を出荷しており、DRI (C) を特定の貨物とすべきではないとし、豪はこの意見を支持した。

議長は、以上の意見を総括して、DRI (C) の個別スケジュールを作成する際には、イナーティングを優先するが、機械通風による運送を完全に禁止しないとの方針を述べた。議長の総括をベネズエラ、マーシャル諸島、ギリシャ、ナイジェリアが支持し、この方針の下、WG で個別スケジュールを検討することにした。

(二) WG における審議（プレナリーにおける審議後）

WG では、まず DRI (B) の個別スケジュールを作成した。

DRI (C) の個別スケジュールについては、まず、貨物の範囲について検討した。ベネズエラは、DRI (A) の粉と DRI (B) の粉は性状が異なるので、一つのカテゴリーに含めるべきではないとの意見を述べたが、ICS、INTERCARGO、トリニダードトバゴ等の意見により、DRI (C) の範囲を限定しないことに合意した。この点をも考慮して、個別スケジュールではイナーティングによる運送を要求することにし、その上で、機械通風による運送に関する DSC/Circular を作成する方向で、ベネズエラ及びトリニダードトバゴを中心とした非公式の CG により更に検討をおこなうこととした。以上の審議結果を基礎として、適宜 DRI (B) の個別スケジュールとの整合を図りつつ、DRI (C) の個別スケジュール案を作成した。

(ホ) プレナリーにおける審議（WG 終了後）

WG で作成された各スケジュールのうち DRI (A) 及び DRI (B) に関するものは、特段のコメントはなく承認された。DRI (C) については、荷役終了後の貨物状態の確認に係る要件等について、質疑応答があったが、個別スケジュールの修正等は提案されなかった。以上の審議の結果、全ての個別スケジュールは採択のため MSC 85 に送付されることになった。

Self-unloader type vessel による石炭運送（DSC 12/4/15：カナダ）

(イ) プレナリーにおける審議（WG における審議前）

小委員会における審議に先立って、日本はカナダの代表に当該要件を適用する船舶の定義を明確にして欲しい旨を伝え、カナダは提案文書の説明において、船の定義はさらに明確にしたい旨を述べた。同提案については特段のコメントもなく、審議は WG に委ねられた。

(ロ) WG における審議（プレナリーにおける審議後）

日本は、IMSBC Code 本文の案を修正する必要はなく、石炭の個別スケジュールの改正のみで十分であること、当該要件を適用することが適当でないと考えられる船舶については「特に明確な規定が無い限り」との文言を入れれば特定の船舶に適用する要件はまとめて記述できること等を指摘した。審議の結果、船舶は Gravity fed

self-unloading bulk carrier と呼ぶことにし、その定義を明確にした上で、船倉が気密であること等の要件を適用せず、また、通風に関する特別な規定を設けるよう、石炭の個別スケジュールの Appendix の改正案を作成した。Gravity fed self-unloading bulk carrier の定義は以下の通り。

A gravity fed self-unloading bulk carrier means a vessel that has gravity fed system from the bottom of cargo holds, using gates that may be opened or closed to feed the cargo onto conveyors belts, such belts run in fore and aft direction underneath the holds, from there the cargo is carried by means of conveyor system to the deck and discharged onto shore with a self-unloading boom that can extend over the shore and has a conveyor belt. This is not applicable for the vessels with unloading systems such as cranes and grabs.

(A) プレナリーにおける審議 (WG 終了後)

特段の意見も無く、WG が作成した改正案が承認され、採択のため MSC 85 に送られることになった。

木材ペレット等の運送 (DSC 13/4/3, INF.6 及び INF.7 : スウェーデン)

(イ) プレナリーにおける審議 (WG における審議前)

提案文書の説明において、スウェーデンは、酸欠を起こす可能性のある貨物は他にも多数あるので、全体的な見直しが必要と考えている旨を述べ、Justification も用意してある旨を述べた。バヌアツはスウェーデンの提案を支持し、バハマは、木材チップに関する改正案で一酸化炭素濃度の計測に言及していない点を指摘し、検討するよう求めた。

小委員会は、もし時間があればこれらの提案文書を検討するよう WG に指示した。

(ロ) WG における審議 (プレナリーにおける審議後)

日本は、木材ペレット等の個別スケジュールは MSC 85 における採択の際に、MSC 84 で承認された改正案から変更する可能性がある部分としては予定されておらず、位置づけはどのようにするのかとの質問をしたところ、事故も発生しているのだから WG としては、まず、改正案を用意するとの説明であった。

WG では、DSC 13/4/3 に基づき、木材ペレット及び木材チップの個別スケジュールの改正案を作成した。提案文書には、木材ペレット及び木材チップの個別スケジュールの改正の他に、PULP WOOD TIMBER (round wood) の個別スケジュールの取り入れも提案されていたが、これについては、そもそも固体ばら積み貨物か否かについても疑問があるとの意見があり、今次会合では新個別スケジュール案を用意せず、後述する CG で検討するよう小委員会に要請することにした。

(ハ) プレナリーにおける審議 (WG 終了後)

特段の意見も無く、WG が作成した改正案が承認され、採択のため MSC 85 に送られることになった。

柑橘類樹木のパルプペレット (DSC 13/4/6 : 米国)

この提案については、プレナリーで審議された。

ブラジルは、ブラジルもこの貨物を輸出している旨を述べ、米国の提案を支持した。また、カナダもこの提案を支持した。一方英国は、基本的には提案を支持するが、この時点では、情報が少な過ぎるため承認できないとした。この意見をギリシャ、オーストラリア及びオランダが支持し、スウェーデンは酸欠と二酸化炭素についても調査して欲しい旨を述べた。

審議の結果、この貨物についてはさらに情報が出されてから審議することとなり、さらに情報を提供するよう米国に要請した。

非公式 CG の設置

WG では、PULP WOOD TIMBER の個別スケジュールについて審議する時間がなかったことから、CG を設置して、このスケジュールを検討することとした。また、石炭の個別スケジュールの改正に関連して、"hot areas" の定義も検討する必要がある、この点も CG で検討してはどうかとの提案があった。審議の結果、以下の付託事項により、我が国をコーディネーターとする CG の設置を小委員会に要請した。

1. DSC 13/4/3 に基づき PULP WOOD TIMBER の個別スケジュールを検討し、案を作成すること。
2. "hot areas" 及び温度限界の明確化または定義を提案すること。
3. DSC 14 に報告すること。

プレナリーにおける審議の結果、既に4のCGの設置が合意されていることを考慮し、本CGは公式のCGとせず、非公式に実施することとなった。

その他の IMSBC Code に関連する事項

IACS はプレナリーにおいて、IMSBC Code に Survey and certification に係る規定が無い旨を指摘し、適当な要件を作成する必要があるの意見を述べた。これに対して、英国も Certification に係る要件が必要である旨を述べたところ、議長は提案文書を出すよう要請した。

これに関連して、小委員会議長は、IMDG Code 及び IMSBC Code に係る他の IMO 文書の consequential amendments についても検討する必要がある旨を指摘した。

(5) CSS コードの改正 (議題 5 関連)

オランダとスウェーデンは、プレナリーにおいて標記にかかる海運業界との共同調査プロジェクト (Lashing@Sea) の調査レポート (DSC 13/INF.9) を報告するとともに、会期中に本調査に関するプレゼンテーションを実施した。

WG では、これらの報告を踏まえて検討した結果、両国に対して引き続きプロジェクトの進捗状況を報告するとともに、最終的な結論についてのレポートを提出するよう要請することを合意し、プレナリーもこれを了承した。

(6) 海難・事故報告及びその分析（議題 6 関連）

コンテナ船 HANJIN LONDON 号の事故調査報告（事務局：DSC 13/6）

ドイツ・ハンブルグ港においてコンテナ船 HANJIN LONDON 号船上で発生したタンクコンテナからの有害物質（UN 1838）漏洩事故の調査報告が事務局より紹介され、これをノートした。

貨物コンテナの保守管理要件（ISO：DSC 13/6/1 及びドイツ：DSC 13/6/14）

吊上用部材（Corner Fittings）に関する CSC/Circ.134 の改正案（ISO：DSC 13/6/1）については、ドイツから改正案で定める吊上用部材の変形及び摩滅に対する許容値についての再検討の必要性を指摘する文書（DSC 13/6/14）が提出され、オランダからドイツ案を支持するとの意見があったものの、大多数が ISO 案を支持したことから、ISO 案が合意され、MSC 86 に提出されることとなった。

Bandar Abbas 港コンテナターミナルで発生した火災事故報告（イラン：DSC 13/6/11）

エチルメチルケトンパーオキサイド（MEKP）を収納したコンテナの火災事故を受け、DG リストの MEKP のカラム 17 に MEKP から出る煙は有毒であると明記する提案については、原則合意され、E&T グループで IMDG コードの改正案が準備されることとなった。

また、この種類の危険物は冷凍・冷蔵コンテナで運送すべきであるとする提案については、更なる情報が必要であること及び本件は他の輸送モードにも関係するので国連危険物輸送専門家小委員会（UNSCOE）で検討すべきものであることが確認され、小委員会はイランにこれらを考慮した上で次回会合に再提案するよう要請すると共に、事務局に本件に関する検討結果を UNSCOE に報告するよう指示した。

深冷液化ガスの甲板下積載（米国：DSC 13/6/13）

深冷液化アルゴン（UN 1951）の漏出事故を受け、深冷液化ガス（UN 1913、UN 1951、UN 1963、UN 1970、UN 2187、UN 2201 及び UN 2591）の甲板下積載を禁止すべきとする提案については、原則合意され、E&T グループで積載要件の変更に関する IMDG コードの改正案が準備されることとなった。

危険物を収納したコンテナの検査（CIP）の結果報告

DSC 13/6/2（ベルギー）、DSC 13/6/3（フィンランド）、DSC 13/6/4（カナダ）、DSC 13/6/5（ドイツ）、DSC 13/6/6（スウェーデン）、DSC 13/6/7（イラン）、DSC 13/6/8（イタリア）、DSC 13/6/9（韓国）、DSC 13/6/10（オランダ）、DSC 13/6/12（米国）及び DSC 13/6/15（チリ）に基づき、CIP（コンテナ検査）の結果報告が行われ、その結果がノートされた。本件に関連し、小委員会は、CIP の結果を報告していない国に対し MSC.1/Circ.1202 に従って結果を提出するよう要請した。

(7) **BLU Code の穀類への適用拡大（議題 7 関連）**

今次会合に文書が提出されていないことから、米国をコーディネーターとする CG が設置され、次回会合（DSC14）で継続審議することとなった。

また、INTERCARGO から、ばら積み船の荷役スピードについて、いくつかのターミナルの指示する荷役スピードが BLU コードで許容されるスピードを超えている実状があるとの調査結果が報告され、本件に関しても CG で検討されることとなった。これにより、次回会合における議題名称が「BLU コードの見直し」に変更され、作業完了目標は 2009 年に延長された。

(8) **コンテナ固縛時の安全な作業環境の整備に関する指針案（議題 8 関連）**

適切な落下防止設備や十分な作業スペースの不備等により、コンテナ固縛時における作業員の事故が多発していることから、コンテナ固縛時の安全な作業環境の整備を図るための検討が DSC 10（2005 年）より行われている。

具体的には、「貨物固定マニュアル（CSM）策定のための指針」に落下防止設備、照明、通路等の情報を盛り込んだ“Cargo Safe Access Plan（CSAP）”を新たに第 5 章として追加することが、前回会合（DSC 12）で原則合意されている。

また、新第 5 章では CSAP に関する具体的な要件は CSS Code の New ANNEX 14（コンテナ固縛時の安全な作業環境に関する指針）に拠ることとされているため、今次会合においてこれを最終化した上で、上記の CSAP に関する CSM 策定のための指針案とともに承認のため次回 MSC に送付することが予定されていた。

しかしながら、上記指針案を盛り込んだそれぞれの改正 MSC Circular 案（DSC13/WP.2 ANNEX 2 及び ANNEX 1）の中で、強制適用すべき対象船（新造船、現存船）や適用日が明確に規定されていないことなど多くの問題が指摘された結果、本件の作業完了年を 2010 年に延期するよう MSC に要請するとともに、次回の DSC 14 において引き続き検討することを合意した。さらに、今回提起された様々な適用に係る問題に関して、次回 DSC に文書を提出するよう各国に要請した。

なお、WG 及びプレナリーにおける検討状況は以下のとおりである。

WG における検討

(イ) コンテナ固縛時の安全な作業環境に関する指針案（CSS Code New ANNEX 14）

プレナリーにおいて、ICHCA（DSC13/8）及びドイツ（DSC13/8/1）の提案文書のうち、どちらの文書をベースとするかが検討された結果、ITF 及び米国が ICHCA 提案を支持したのに対して、英国、ICS、オランダ、日本、中国、韓国、ロシアなど多くがドイツ提案を支持したことから、同提案をベースとして検討することが合意された。

WG では、ドイツ提案をベースに審議が行われた結果、DSC13/WP.2 ANNEX 1 のとおり CSS Code の改正に関する MSC Circular 案が取り纏められた。New ANNEX 14 として追加される「甲板上のコンテナ固縛時の安全な作業環境のための指針」の内容についての特記事項は以下のとおりである。

- (a) CSAP の適用は新造コンテナ船のみとし、On-deck のコンテナ固縛についてのみ適用（ホールド内は対象外）することとした。これに伴い、タイトルの最後に「on deck」を追加した。
 - (b) 作業区域における Lashing position の幅及び固定された Lashing bridge の通路幅（ハンドレール間）については、ILO Code of Practice – Safety and Health in Ports の勧告に従い 750 mm とする ICHCA 等の意見と SOLAS 条約の要件（Transit area）に基づき 600 mm とするデンマーク、韓国、日本等の意見に分かれ、検討の結果、いずれも[]を付してプレナリーでの検討に委ねることとした。
 - (c) ターンバックルのデザインに関する規定を新たに追加した。
 - (d) コンテナトップでの作業に関する規定（前回の会合において指針に盛り込むことが合意）を新たに追加した。
 - (e) 現存船に適用可能な内容として、訓練及び慣熟（Sec.4.4）、序文（Sec.7.1）、保守（Sec.7.3）並びにコンテナの安全に係る特別な設計（Sec.8）を特定した。
 - (f) 船主及びターミナルに対して、設計（Sec.6）及び操作手順（Sec.7.2）の内容を実行可能な限り適用するよう奨励することとした。
- (II) その他
- 貨物ユニット及び車輛の安全な固縛の際に考慮すべき要素に関する CSS Code Appendix 3 の改正、並びにコンテナ固縛作業中の作業員の安全についての勧告の改正に関する MSC Circular 案については、前回合意した内容で特に変更を加える必要が無いことを合意した。

プレナリーにおける検討

(I) 合意事項

- (a) 上記（イ）の作業区域における Lashing position の幅及び固定された Lashing bridge の通路幅（ハンドレール間）について検討した結果、デンマーク、日本、韓国、中国、ギリシャ、ICS 等 9 カ国・機関が 600 mm を支持した一方で、米国、豪州、カナダ、ドイツ、ノルウェー、オランダ、英国、ICHCA、ITF 等 15 カ国・機関が 750 mm を支持した。賛否が分かれたが、750 mm を支持する国が多数を占めたことから、[600 mm]は削除され、750 mm の部分のみ[]付きで次回 DSC に送付することとなった。
- (b) 「甲板上のコンテナ固縛時の安全な作業環境のための指針」に関する CSS Code 改正案についての MSC Circular 案（DSC13/WP.2 ANNEX 1）は、最初の Para.2 を削除した上で、新造船、現存船適用にかかる 2 番目の Para.2 も含めて、全てを[]付きとして次回 DSC に送付することとした。なお、Para.7.2 は 7.3 に、7.3 は 7.2 に修正することとなった（タイプミス）。
- (c) “Cargo Safe Access Plan（CSAP）”を新たに第 5 章として追加した「貨物固定マニュアル（CSM）策定のための指針（MSC Circ.745）」の改正についての MSC Circular 案（DSC13/WP.2 ANNEX 2）のうち、Para.4 の適用日に関する

規定を全て[]付きとして次回 DSC に送付することとした。

- (d) 上記 (ロ) の「その他」部分の改正案 (DSC13/WP.2 ANNEX 3 及び 4) についても ANNEX 1 との関連で修正される可能性があるので、このまま次回 DSC に送付することとした。

(ロ) プレナリーにおいて指摘された問題点

- (a) 「甲板上のコンテナ固縛時の安全な作業環境のための指針」に関する CSS Code 改正案についての MSC Circular 案 (DSC13/WP.2 ANNEX 1 : 以下「ANNEX 1」) の設計 (Sec.6) に係る規定については、「船主及びターミナルに対して、この内容を実行可能な限り現存船にも適用するよう奨励する」とされているが、構造要件 (Lashing bridge の幅等) の変更は不可能であり、適用不可能なものに「可能な限り」というのは問題である (英国)。
- (b) ANNEX 1 の位置付け (Status) に関する質問に対して、事務局 (海上安全部長) より、同指針はあくまで勧告であって、これを強制化する/しないは各国の判断。同指針に基づき PSC を実施するのであれば、より明確な定義が必要とされる。同指針の内容を強制化するのであれば、SOLAS 条約上で明確に規定することが必要、との説明があった。
- (c) 新造コンテナ船への適用にかかる「新造」の定義は何か (IACS)。
- (d) CSM (新 CSAP) は、船舶の設計に係るものであるから、適用日は設計後にする必要がある (IACS)。
- (e) ANNEX 1 は、構造等に係る要件を含んでいるので DE 及び SLF での検討を求めべきであり、さらに MSC で承認する前に FSA を実施すべきである (ギリシャ)。
- (f) 「貨物固定マニュアル (CSM) 策定のための指針 (MSC Circ.745)」の改正についての MSC Circular 案 (DSC13/WP.2 ANNEX 2) の Para.5 において、(新第 5 章の CSAP は新造コンテナ船に対してのみの規定にも拘らず) この Circular は MSC Circ.745 に取って代わるとあるが、かような書き振りで良いのか。

(9) 船内での殺虫剤の安全使用勧告の見直し (議題 9 関連)

今次会合にて最終化される予定であったが、今次会合には文書が提出されておらず検討は次回会合に持ち越された。また、作業完了目標を 1 年延長して 2009 年とすることを MSC に要請することを合意した。

(10) 保護衣に関する指針 (議題 10 関連)

プレナリーにおける審議 (DG 設置前)

SOLAS 条約及び HSC コードに規定された保護衣の適当な基準として、EN 943-2 を採用するスウェーデン提案 (DSC13/10) の検討が行われた。

ICS より、非常時以外に使用する保護衣もあることから、適用対象を明確にして基準

の作成を行うべきとの指摘があった。また、米国は、耐ケミカル保護衣の基準は多く存在しており、米国内にも保護衣選定のためのガイダンス（ACGIH 0460）があると報告すると共に、当該ガイダンスも EN 943-2 と同様に IMO の基準策定の参考にすべきであると提案した。ギリシャは米国の意見を支持した上で、EU 指令 96/98 Annex 1 及び 2 にも基準があり、耐ケミカル保護衣に関する様々な基準を参考にして IMO の基準を作成すべきとの意見を表明した。

議長より、EN 等、指摘された様々な規格を基にして基準を策定しても差し支えないが、SOLAS 条約及び HSC コードの規則は IMO が作成した基準を参照することとなっているため、新たに IMO の基準を作成する必要があるとして、DG を設置し、どのように作業を進める事が出来るか具体的な検討を行うよう指示した。

DG における審議

適用の対象は荷役時に使用する保護衣ではなく、非常時に使用するものであることが確認された。また、全種類の危険物の化学的危険性に耐性のある保護衣の基準作成は困難であるとして、広い範囲の危険物の化学的危険性に耐性のある保護衣の基準を作成することが目的であることが確認された。

IMO の基準については、改正 EU 指令 96/98 の Annex 1 及び 2、EN943-2、ISO/FDIS 16602、NFPA 1991 及び 1992、ACGIH(American Conference of Governmental Industrial Hygienists) 0460、並びに、これらと同等の基準の適切な要素を考慮して、ISO/TC8/SC1 に作成を要請することが合意された。

プレナリーにおける審議（DG 後）

議長より、ISO に IMO 基準の作成を要請せず DSC にて基準の草案を作成すべきであり、そのために本議題を次回会合（DSC14）で継続審議する旨の提案がなされ、これが承認された。本議題の作業完了目標は 2009 年に延長された。

(11) 甲板積木材運送の安全実施基準の改訂（議題 11 関連）

甲板上の木材運送については、「Code on Safe Practice for Ships Carrying Timber Deck Cargoes (resolution A.715(17))(Timber Deck Code)」によって運送要件が規定されているが、安全、合理的、効果的な安全実施基準となるように、同コードの改正について、前回の DSC12 でその枠組み、および今後のスケジュールが合意されている。今次会合において、コレスポンデンスグループ（CG）により検討されていた改正案が提出され、以下の内容に関して検討が行われた。

- ・コードの対象利用者
- ・甲板積木材の固縛用具の基本設計
- ・機能的要求や慣例要求
- ・コードの基本情報
- ・板材固縛と丸太固縛との相違点
- ・他の規則で取り決められている関係要求事項

・固縛終了後の士官による見回り

改正案の検討は時間の関係で第一章「一般」と第二章「甲板積木材の積み付けと固縛に関する一般要求」にとどまり、第三章「構造原則」と「附属書」については、再度 CG を設立し引き続き検討が行われることとなった。次回の DSC14 に新たな改正案が提出され、2010 年に最終化される予定である。

(12) 貨物固縛マニュアルの書式及び承認手続き（議題 12 関連）

前回の DSC 12 の合意を受けて、貨物固定マニュアル（CSM）策定のための指針（MSC Circ.745）の改正案の中に新パラグラフ 1.2 として、CSM が英語、仏語、スペイン語以外の作業言語で記載されている場合には、これら言語のいずれかに翻訳しなければならないとする規定が追加された。なお、中国が中国語を追加するよう強硬に主張したが合意されなかった。

(13) 水反応性物質の積載（議題 13 関連）

文書が提出されていないことから、本議題に関する検討は次回会合にて行うこととした。なお、ドイツから次回会合には提案を行う予定であるとの発言があった。

(14) 1972 年の安全なコンテナに関する国際条約（CSC 条約）の改正（議題 14 関連）

CSC 条約の統一解釈と実施についての勧告の修正（スペイン：DSC 13/14）及び貨物コンテナの保守管理及び試験要件（ロシア：DSC 13/14/2）

スペイン及びロシア提案の検討において、CSC 条約中の要件が ISO で要求される基準に比べ低いものであるため、ISO 基準を考慮した見直し作業を CG を設置し行うべきとの意見があり、小委員会はこれを合意した。よって、スペイン及びロシア提案は、CG での CSC 条約の見直し作業の中で検討されることとなった。

CSC 条約の実施を容易にするための RFID 技術の適用（イラン：DSC 13/14/1）

すべてのコンテナへの RFID 技術の利用に関する提案については、その重要性については支持できるものの、RFID の規格がまだ確立されていないため時期尚早であり、かつ、経済的影響が大きいとして、合意されなかった。

(15) 貨物輸送ユニットの収納指針の見直し（議題 15 関連）

プレナリーにおける審議

ガイドラインを第 34 回改正 IMDG コードの内容と整合させるよう改正すべきとするドイツ提案（DSC 13/15）については、ドラフティンググループ（DG）を設置し、検討を行うこととなった。

DG における審議

DG において、IMDG コードを引用する節（第 4 節、第 5 節及び ANNEX 2）の改正案が準備された。なお、本ガイドライン見直し作業において、以下の問題についての検討の必要性が確認された。

- (イ) セミトレーラー及びフルトレーラーへのプラカード等の表示方法
- (ロ) ばら積み固体貨物への本指針の適用
- (ハ) 他の節の改正の必要性
- (ニ) 今後の IMDG コードの改正に伴う本指針の改正方法
プレナリーにおける審議 (DG の報告 : DSC 13/WP.7)
DG で作成した改正案を、E&T グループにて更に審議することとした。

(16) 作業計画と DSC 14 の議題 (議題 16 関連)

作業計画

今次会合において作業が終了した作業計画項目が無かったところ、BLU コードの見直しについて作業計画の項目名を変更すること (議題 7 参照) 並びに CSS コードの見直し、船内における殺虫剤の安全な利用に関する勧告の見直し、及び保護衣に関するガイダンスについての作業終了目標を延長することを MSC に求めることを確認した。

DSC 14 の議題

DSC14 の議題に、「MARPOL 附属書 III の改正」及び「船上の閉囲されたスペースに入る際の勧告の見直し」の 2 件を含めることを合意し、MSC に承認を求めることとした。

CG の設立

次回会合までの会期間に検討を行う CG として、以下の 4 つを設立することを合意した。

- (イ) IMDG コード第 7.1 章及び第 7.2 章の隔離要件の見直し
- (ロ) 甲板積木材運送の安全実施基準の改訂
- (ハ) 1972 年のコンテナ条約及び関連サーキュラーの見直し
- (ニ) BLU コードの見直し

DSC 14 で設立予定の WG・DG

次の作業部会・起草部会を設けることを暫定的に合意した。

- (イ) IMSBC コードの見直し
- (ロ) 甲板積木材運送の安全実施基準の改訂
- (ハ) 1972 年のコンテナ条約の改正
- (ニ) 船内における殺虫剤の安全な利用に関する勧告の見直し
- (ホ) MARPOL 条約附属書 III の改正

DSC14 の日程

DSC 14 は 2009 年 9 月 21 日から 25 日に開催される予定であることがノートされた。

(17) 2009 年の議長及び副議長の選出 (議題 17 関連)

2009 年の議長に Lefèvre 女史(フランス)を再選するとともに、副議長に Dominguez 氏(パナマ)を選出した。

(18) **その他（議題 18 関連）**

コード、勧告、ガイドライン及びその他非強制文書（DSC 13/18）

事務局よりコード、勧告、ガイドライン及びその他非強制文書のリストの作成に関する文書が紹介され、小委員会は事務局に、更なるリストの見直しを行うことを指示した。

途上国の港湾における放射性物質特定のための放射性線検出装置の設置（DSC 13/18/1）

放射線検出装置（コンテナを通過させるだけで放射線を検知することが出来るような（ゲート式））の港湾への設置を強制化するイラン提案については、そのメリットが確認され、イランが MSC に新規作業計画を提案する意図があることをノートした。

IMDG コードの実施に関するコース

標記コースが DSC 12 以降開催されていないこと、及び 2008 年/2009 年に 2 つのコースが計画されていることをノートした。

(19) **個品危険物の輸送書類要件の見直し（議題 19 関連）**

個品危険物の輸送書類要件を明確化するための SOLAS 条約の改正に関する米国提案（DSC 13/19）については、SOLAS 条約と IMDG コードとの齟齬をなくすためにはコードを改正すべきであるとの指摘や、輸送書類に関する全ての要件を IMDG コードの規定に委ねることは要件の改正を容易にすることに繋がり支持できないとの意見もあったが、右提案を支持する国が多かったことから、これを原則合意し、E&T グループにて検討を行うこととした。また、これに関連し、小委員会は E&T グループに対し、MARPOL 条約附属書 III に規定された輸送文書に関する要件の改正についての検討も行うよう指示した。

* * *

付録 1.3 BLG 小委員会第 14 回 ESPH 作業部会審議概要

1 会合の概要

- (1) 平成 20 年 10 月 27 日～31 日（ロンドン IMO 本部）
- (2) 参加国又は機関
ベルギー、中国、エクアドル、エジプト、フィンランド、仏、独、日本、マレーシア、メキシコ、蘭、ノルウェー、オマーン、スペイン、スウェーデン、英国、米国、MOWCA、ICS、IAPH、OCIMF、INTERTANKO、DGAC 及び IPTA
- (3) 議長等
議長： Mr. David MacRae（英国）
日本からの出席者： 松木 邦夫 社団法人日本化学工業協会
（敬称略） 濱田 高志 社団法人日本海事検定協会

2 審議概況

- (1) 新規物質の評価
7 物質の新規提案があり、下記検討及び修正を行ったのち全ての物質の輸送要件が承認された。この結果は本年 12 月に発行される MEPC.2/Circ.14 の List 1 に掲載されることとなる。
 - ・ Dialkyl (C9-C10) phthalates： ◦ 欄（特別要件）に“ 15.19.6 ”を追加することとした。これに関連して、IBC コードに記載されている既存品名 Dialkyl (C7-C13) phthalates との相違を明確にする事を考慮のうえ第 19 章の見直しを行うことが合意された。
 - ・ Glycerol ethoxylated： 修正無く提案が合意された（第 18 章）
 - ・ Olefin mixtures (C7-C9)： 当該製品をより明確に特定するため、品名を“ Olefin mixtures (C7-C9), C8 rich, stabilized ”に変更することとした。なお、IBC コードに既に様々な Olefin 類の品名が存在しており、それらの GESAMP HP 間に矛盾点が有る事が指摘され、このことから、GESAMP/EHS に対し HP の見直しを行うことを要請すると共に、評価結果の有効期間を 2010 年 12 月 17 日のままにすることとした。
 - ・ Sodium bromide solution (less than 50%) drilling brines： 使用目的を表す品名は不適當であるとの指摘から、品名を“ Sodium bromide solution (less than 50%) ”に変更することとした。なお、Sodium bromide は生殖毒性を有していることから、基準に基づき当該製品の蒸気からの保護の関する輸送要件を設定すべきであるとの意見と、当該製品は水溶液であり蒸気は水によるものであることから要件を設定する必要はないとの意見があり、検討の結果、現行の三国間合意の内容（要件）をそのまま維持し、有効期限を 2009 年 12 月 17 日とすることとした。本件については今後も検討を行うこととし、メンバーに対し BLG 13 に提案を行うよう要請した。
 - ・ Sodium bicarbonate solution (less than 10%) drilling brines： 上記 Sodium bromide solution (less than 50%)と同様、品名から“ drilling brines ”を削除することとした。
 - ・ Potassium chloride (brines<26%)： 品名を“ Potassium chloride solution (<26%) ”とすることとした。
 - ・ Alcohols, linear (C12+)： 品名を“ Alcohols (C12+), primary, linear ”

なお、MEPC.2/Circ.14 の List 1 に記載される物質は次に掲げるものとなる：

- ・ 有効期限を有する三国間合意物質
- ・ IBC コードの 2009 年改正の採択よりも後に合意された物質であって、全ての締約国について無期限に有効である（all countries/no expiry date）とされているもの
- ・ IBC コードの 2009 年改正に含まれている物質であるが、採択後にその後の輸送要件の変更が合意されたもの

(2) タンク洗浄剤

49 物質の評価が行われ 31 物質が承認され、MEPC.2/Circ.14 の ANNEX 10 に追加されることとなった。

なお、MEPC/Circ.363 に基づいて行われた洗浄剤の評価結果の有効期限は 2010 年 7 月 31 日であり、同年 8 月 1 日以降に使用が見込まれる洗浄剤については MEPC.1/Circ.590 に基づき再度評価を行わなければならないことが確認された。

(3) MEPC.2/Circ の見直し

日本からの 1 物質を含め 4 物質についての提案が検討され、いくつかの修正を行ったのち全ての物質の輸送要件が承認された。これらの物質は MEPC.2/Circ.14 の List 3（安全危険性を有する混合物の商品名の表）に掲載されることとなる。日本から提案された H.B.M. (Volatile Oil) については Contains 欄に “ 1.3-Pentadien ”、o 欄に “ 16.6.1, 16.6.2 and 16.6.3 ” 及び Company 欄に “ Nihon Zeon Co. Ltd ” を追加することとなった。

なお、評価対象物質に関する商業上の秘密情報（内容物等）の取扱いについての検討が行われ、提案文書には当該物質の汚染分類及び輸送要件決定する上で最低限必要なデータが含まれていれば問題ないが、ESPH 開催時には詳細なデータ（BLG Data Reporting Form）が用意されなければならないと合意された。

(4) GESAMP/EHS の作業結果

第 45 回 GESAMP/EHS 作業部会の結果の検討が行われた。同作業部会では 8 の新規物質の評価が行われ、そのうち 4 の物質が新規物質として今回の ESPH に提案されている（上記 (1) 参照）。なお、物質の評価にかかる費用の負担方法として、来年 4 月に開催される第 46 回 GESAMP/EHS 作業部会以降、評価依頼者から \$6,500 を徴収するシステムが導入されることが確認された。

また、事務局より、既存（既に IBC コードに記載されている）の 4 物質について、GHP が変更されたため汚染分類及び輸送要件を変更して MEPC.2/Circ List 1 に含めるとの提案がなされた。この提案に対し、MEPC.2/Circ List 1 に改正された要件が含まれた場合 IBC コードの規定と List 1 の規定のどちらが優先されるのかとの疑問が出され、法的には IBC コードの規定が優先されることが確認された。これに関連し、GHP が変更された場合の IBC コードへの反映手順について検討が行われ、GHP を変えるか変えないかは GESAMP の自由であるが、IBC コードを改正するかしないかは IMO が決めるものであり、GHP の変更に基づく IBC コードの改正が必要な場合には、いずれかの政府が BLG Data Reporting Form を添えて改正を提案すべきであると合意された。（過去にも同様の決定がなされている。）この決定に基づき、事務局が提案した 4 物質の汚染分類及び輸送要件の変更は行われなかった。

(5) バイオ燃料及びバイオ燃料混合油

バイオ燃料の船上混合作業に関するガイドラインの必要性は確認されたものの、MEPC 58 の決定に従い、今回合合では陸上で混合されたバイオ燃料混合油の関する検討のみを行うこととした。

前回合合において例示された 3 の Band の適用についての検討が行われ、次のとおり合意された。

- ・ Band 1：ODME の作動状況が確認できないため判断不可
- ・ Band 2：MEPC.1/Circ.512 の規定に沿った取扱をする
- ・ Band 3：問題は無い

なお、航海中の船上における混合についても、BLG 13 において必要であると判断された場合には、今後、検討を行うことが合意された。

(6) 第 19 章の見直し

IBC コード第 19 章の見直しの方針が合意され、オランダが中心となり同方針に従って見直し作業が続けられることになった。

(7) その他

適当なガス検知管が存在しない物質に対するガス検知要件に関し、IBC コードに規定された要件に従うことは煩雑であり非常に時間の掛かることから問題となっているとする INTERTANKO 提案については、IPTA 及び ICS より、所属各社から問題があるとの報告はなく IBC コードの規定どおり対応できているとの指摘があり、詳細な検討は行われなかった。

なお、本件の検討は ESPH の作業範囲を超えるものであるとの判断から、部会は INTERTANKO に対し正式な提案を行うよう要請した。

付録 1.4 第 13 回 BLG 小委員会審議概要

(第 3 議題関連：化学物質の安全及び汚染危険度評価及び改正の準備、議題 4 関連：バイオ燃料の輸送要件、議題 10 関連：MARPOL 条約附属書 I 貨物及び燃料油に関する MSDS の見直し、議題 17 関連：その他の議題（一部）)

1 会合の概要

(1) 平成 21 年 3 月 2 日～6 日（ロンドン：IMO 本部）

(2) 参加国又は機関

アルジェリア、アルゼンチン、豪、バハマ、ベルギー、ブラジル、カナダ、チリ、中国、クック諸島、キューバ、キプロス、北朝鮮、デンマーク、ドミニカ、エクアドル、エジプト、エストニア、フィンランド、仏、独、ガーナ、ギリシャ、インドネシア、イラン、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、ラトビア、リベリア、マレーシア、マーシャル諸島、メキシコ、蘭、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、韓国、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、スペイン、スウェーデン、シリア、トルコ、ウクライナ、英、米、ウルグアイ、ベネズエラ、香港、EC、MOWCA、ICS、ISO、IUMI、ITF、CIRM、IAPH、BIMCO、IACS、CEFIC、OCIMF、FOEI、IADC、CESA、INTERTANKO、IUCN、ACOPS、SIGTTO、DGAC、CLIA、INTERCARGO、EUROMOT、IMarEST、IPTA、ISAF、IBIA 及び IPPIC

(3) 議長等

議長：Mr. Z. Alam（シンガポール）

副議長：Mr. S. Oftedal（ノルウェー）

2 審議概況

2.1 議題 3 関連：化学物質の安全及び汚染危険度評価及び改正の準備

(1) プレナリーでの審議

ESPH WG議長から2008年10月に開催された第14回ESPHの報告（BLG 13/3）が行われ、特段の指摘事項も無くその内容が承認された。

(2) WGでの審議

Mr. David MacRae（英国）を議長とするWGが設置され、小委員会からの付託事項に基づき審議が行われた。審議結果の概要は次のとおりである。

新規物質の評価

今回会合には新規物質の提案はなく、検討は行われなかった。なお、ESPH 14にて指摘されたIBCコードの規定とGESAMP HPとに齟齬がある物質について、IBCコードの改正は締約国からの提案があった場合のみ検討されることが再度確認された。

新規タンク洗浄剤の評価

政府代表者のみからなるグループにより 48 種類の新規洗浄剤の評価が行われ、29 種類の洗浄剤が承認された。わが国が提案した 3 種の洗浄剤については、1 種の洗浄剤は承認されたが、2 種の洗浄剤は提出された資料が十分ではない（内容物の約 90%が不明である。）として検討は行われなかったこととなったが、不明の内容物について確認の上、再度提案を行ったところ、当該 2 種の洗浄剤の検討も行われ承認された。

洗剤の評価結果が掲載される MEPC.2/Circ の発行が本年 12 月であり発行までに時間があることから、WG は小委員会に対し、今次会合の評価結果を小委員会の報告書に含めるよう要請することとした。

IBC コード第 19 章の見直しについて

オランダから IBC コード第 19 章の見直し作業について進行状況の報告があり、今後、引き続きオランダが作業を行うことが確認された。WG はメンバーに対しオランダに情報提供を行うよう要請した。

(3) プレナリーでの審議

WG の報告書が審議され、特段の議論もなく報告書が承認された。

2.2 議題 4 関連：バイオ燃料の輸送要件

(1) プレナリーでの審議

バイオ燃料混合物の輸送

ESPH WG 議長より第 14 回 ESPH におけるバイオ燃料の輸送に関する検討結果が報告され、その内容が承認された。なお、クック諸島及び OCIMF より暫定ガイドラインの適用期限（2009 年 6 月末）が迫っており、現在行われているバイオ燃料混合物の輸送に支障を来す事が予想されるとの指摘があり、小委員会は ESPH WG に対し指摘を考慮の上検討を続けるよう指示した。

バイオ燃料の船上における混合作業

提案文書（BLG 13/4、BLG 13/4/1 及び BLG 13/4/2）の説明が行われた後、バイオ燃料の船上での混合作業についての検討が行われ、多くの国が環境保護の観点からだけではなく安全の観点からも航海中の混合作業は禁止すべきであるとの立場であった。事務局より、安全上の問題も考慮の上検討を続けるのであれば海上安全委員会の指示を仰ぐ必要があるとの指摘があったものの、今次会合での検討結果を報告することで十分であるとの意見があり、検討の結果、小委員会は、全会一致にて航海中の混合作業は禁止すべきであると合意するとともに、ESPH WG に対し、港における混合作業について検討を行うよう指示した。なお、航海中の混合作業の禁止に関し、小委員会は海洋環境保護委員会及び海上安全委員会に対しする本件に関するサーキュラーを作成するよう要請することとした。

(2) WG での審議

バイオ燃料混合物の輸送

バイオ燃料混合物の輸送に関するガイドラインの検討が行われ下記の取扱が暫定合意された。暫定ガイドラインは脂肪酸メチルエステル（FAME）、エタノール及び植物油と鉱物油の混合物にのみに適用される。なお、暫定ガイドラインの適用期限は 12 ヶ月延長され 2010 年 6 月 30 日までとし、今後、検討を続けることとなった（混合率の境界値（85%:15%）の妥当性、ODME の作動状況及び承認方法、タンク洗浄方法等）。

Band 1：鉱物油分 85%以上の混合物

- MARPOL 条約附属書 I の適用対象貨物として運送する。
- ODME が正常に作動することが承認されたものでなければならず、正常に作動しない場合には貨物残渣及び洗浄残渣は全て陸揚げする。

Band 2：鉍物油分 1%以上 85%未満の混合物

- MARPOL 条約附属書 II の適用対象貨物として運送する。
- MEPC.1/Circ.512 の規定に従って三国間合意を行う。ただし、船型要件については、内容物個々に適用される船型要件を下回るものであってはならない。
又は
- 汚染分類を X、船型 2 とし、その他運送要件は n.o.s. (4) と同等（pyrolysis gasoline と同等）のものを適用し、三国間合意を行う。

Band 3：鉍物油分 1%未満の混合物

- MARPOL 条約附属書 II の適用対象貨物として運送する。
- 当該化学品として取り扱う。

バイオ燃料の船上における混合作業

検討の結果、WG は次の事項に合意の上、今後の会合において引き続き検討を続けることとした：

- 「混合（Blending）」とは 2 種の製品を物理的に混ぜ合わせ 1 の製品とすることであり、化学的反応を伴うものではない。
- 検討対象とする製品は脂肪酸メチルエステル（FAME）、エタノール及び植物油と鉍物油の混合物にのみとする。
- 混合作業の実施手順等に関する事項は取り扱わず、規則の適用上に関する事項（P&A マニュアルや貨物記録簿等の文書に関する規定、荷揚げ時の貨物の名称、荷揚げ時の貨物の分類、荷揚げ後の貨物艙の洗浄方法）のみを検討対象とし、ガイドラインを策定する。
- 混合作業を実施した後の製品の輸送要件についてはバイオ燃料混合物の輸送要件を適用する。
- 「港（in port）」の定義を明確にする必要がある。

(3) プレナリーにおける審議

WGの報告書が審議され、バイオ燃料混合物の輸送に関する暫定ガイドラインの適用期限の延長を12ヶ月ではなく24ヶ月（2011年6月30日まで）とすることが合意され、その他については特段の異議も無く、承認された。

2.3 議題 10 関連：MARPOL 条約附属書 I 貨物及び燃料油に関する MSDS の見直し

(1) プレナリーにおける審議

CG議長の米国が、BLG 13/10に基づき、MSC決議の改正案を含むCGの検討結果を報告した。シンガポール、フランスは改正案の支持を表明したが、ノルウェーは物理的及び化学的性質についてGHSの第9節に従って記入するとされているが、GHSはケミカルを対象とし油を想定したものではないため、第9節に掲げられた19項目について油で測定可能か精査する必要があるとの意見を表明した。スウェーデンは、改正案は一般的な内容である目的に特化したものとなっていないため議論が必要である旨発言した。INTERTANKOが少数の専門家により第9節の項目について精査を行うことを提案し、OCIMF、IBIAがINTERTANKO案を支持した。また、IMarESTがMSDSにより提供された情報の利用方法もふまえた上での検討が必要である旨の指摘をした。

以上の議論を踏まえ、小委員会は、専門家による会合を開催し、第9節の項目を精査し

たうえて、その結果を踏まえ、MSC決議の改正案をDGにて検討することを合意した。

(2) 専門家会合における審議

検討の結果、第9節に掲げられた19項目のうち13項目が必要であると合意された。

(3) DG における審議

DGにおいて専門家等による検討をふまえた修正及び一部表現上の修正を行ったMSC決議の改正案が作成された。

(4) プレナリーにおける審議

クック諸島が、特定の値を記述した場合には値が異なる度にMSDSの作成が必要となると指摘したことに対し、DG議長のアメリカが、幅をもった値或いは上限又は下限値を記述することができるとの回答を行った。また、これに関連し、INTERTANKOから、SOLAS条約の規定では貨物の荷役毎にMSDSの受け取り義務を課しているが、記載された数値に変更がないことから受け取り不要とした場合には条約の規定に反することとなると指摘があったが、クック諸島及びオランダから、たとえ同じMSDSを使用してもその都度MSDSの受け取りが必要であり条約の規定に反することではないとのコメントがあった。

審議の結果、小委員会はDGから提出されたMSC決議の改正案を採択のためにMSC 86に提出することに合意した。

2.4 議題 17 関連：その他の議題（一部・貨物タンクへの火炎通過防止のための装置）

(1) プレナリーにおける審議

提案文書（BLG 13/17/2；IACS、BLG 13/17/3；IPTA及びBLG 13/17/4；デンマーク）の説明が行われた後、検討が行われた。IAPHは、通常、過圧状態は高速通気弁で、減圧状態は吸気弁で調整されることを考えると、設計上MESG0.9mm以下用の装置がブロッキングの状態を引き起こすとは考えにくく、（上記装置の設置を要求する）FPの決定が（ブロッキングによる）安全性の低下を招くものではない旨主張した。

議長は、これら提案及び意見を踏まえ、FP 51及びデンマークの提案（MESG0.9mm以下の装置の設置を要求）若しくはBLG 11の結果（FP提案を拒否）のどちらを支持するかについて、挙手による判断を議場に求めたところ、多数の国がFP 51の意見を支持した。この結果を踏まえ、小委員会は、デンマークを議長とする非公式グループを設置し、MESG0.9mm以下に対応した装置を設置することを前提に詳細の検討を行うよう指示した。

(2) 非公式会合における審議

審議の結果、非公式会合は、若干の修正の後MSC/Circ案に合意した。MSC/ Circ案の主な内容は以下の通りである。

- MESG <0.9mm の場合のテスト媒体を明確化するため、IBC コード 17 章の i 欄が IIB（0.5mm< MESG <0.9mm）の貨物の場合はエチレン（MESG=0.65mm）、IIC（MESG<0.5mm）の場合は水素（MESG=0.28mm）を試験媒体とする。
- i 欄が未記入の場合は IIB として扱う。
- 装置には使用した試験媒体を明記する。
- 発効は、2013 年 1 月 1 日からとし、現存船については 2013 年 1 月 1 日以降の最初

の上架までに適用する。

(3) プレナリーにおける審議

非公式会合議長のデンマークが非公式会合の結果及びMSC/Circ案を説明した。ICSは、BLG 11にて確認され、今次会合でもIPTAが指摘した問題点（火炎防止装置の根詰まりによる危険：BLG 13/17/4）がプレナリーにて議論されなかったことにつき懸念を表明するとともに、この懸念をレポートにNoteすべきであると発言した。また、クック諸島は、ICSのコメントを支持するとともに、BLGにて確認された問題が解消されていないと繰り返し主張したことから、小委員会は、これらの懸念をレポートに記載することとした上で、MSC/Circ. 677の改正に関するMSC/ Circ. 案及び、IBCコード17章の”i”コラムにおいて不足している情報に関するMSC/Circ.案に合意し、MSCに提出することとした。

* * *

付録 2 UNCETDG&GHS 等審議概要

付録2.1 第33回 危険物輸送専門家小委員会個別提案概要(対応及び結果)

議題2 火薬類及び関連事項

文書番号	表題	提案内容	対応	備考・結果
08/2 Rev.1 (豪州)	鈍感化の定義	火薬類を安定化又は鈍感化するために添加された物質を含有する火薬類に対し“Phlegmatized”の用語を用いているが、“Phlegmatize”、“Phlegmatized”又は“Phlegmatizer”という用語は、常用されていないし、標準的な辞書にも記載されていないので、物品のさらなる安全な取り扱いや輸送ができるよう“Phlegmatized”の次の定義を1.2章に追加することを提案する。 「“Phlegmatized”とは、安全な取り扱い及び輸送を容易にするため火薬類に物質又は“Phlegmatizer（鈍感剤）”を添加することを言う。“Phlegmatizer”は、火薬類の分子間でバリアーとして作用し、熱伝導と結果として生じる全ての反応を鈍化し、衝撃及び摩擦感度を減少させるものである。標準的な“Phlegmatizing”する物質には、クロロフルオロ重合体のような重合体だけではなく、ワックス、紙、水、アルコール及びワセリンとパラフィンのような油類が含まれる。」	賛成	修正の上採択 用語の定義を明確化することに賛同が得られ、内容を一部修正の上採択された。
08/10 (IME)	1.4S の分類のための追加試験	第31回小委員会で、カナダは提案書 ST/SG/AC.10/C/3/2007/26 において1.4S の分類のための追加試験を提案した。しかし、この提案は、新しい試験の必要性が十分説明されていないし、試験の可否判定基準が明確でない。又、現在の分類試験で誤った分類がなされ、事故が発生したり安全輸送に支障をきたしているとは考えられないので、提案に強く反対する。	適宜	継続審議 火薬類ワーキンググループで議論されたが意見の一致には至っていない。
08/11 (カナダ)	1.4S の分類のための追加試験	第31回小委員会で提出した提案 ST/SG/AC.10/C/3/2007/26 は、作業部会の多くの国により暫定的に承認することで了解が得られたが、もう少し議論すべきとの意見もあったため、今回、作業部会で出された意見を考慮し、提案に修正を加え、新しい試験を追加することによる試験及び判定基準の各項の改正をまとめた。	適宜	継続審議 一部を仮採択し、継続審議となった。
08/26 (豪州)	クラス1 物品の容器包装要件	クラス1の物品が金属容器内で爆発した場合、金属容器の不必要な密閉によりさらにエネルギーシユノ爆発の危険性が増大するため、容器等級 の試験に合格した金属容器の使用を排除している。しかし、現行の4.1.5.5の表現では不十分であるので、次のように文書を明確化することを提案する。 「不必要な密閉を避けるため、容器等級 の判定基準を満たしている金属容器は使用してはならない。容器等級 の判定基準を満たしている他の容器については使用することができる。」	賛成	継続審議 修正提案 INF44 を検討していくことで承認が得られた。
08/32 (豪州)	正味火薬量(NEQ)による分類	第31回会合で豪州で発生した爆発事故の調査で危険区分1.3及び1.4の商品が貯蔵されたコンテナ/火薬庫も大爆発し、正味爆薬数量(NEQ)による危険性の増大も考えられるので、輸送ユニットに密閉される煙火に関して、輸送単位での分類システムや輸送単位の数量の制限等について議論することを提案した。同様な事故が2007年12月にも発生し、1.3Gに分類された物品が大爆発に関与していたことが判明した。従って、次の規定を追加することを提案する。 「2.1.3.5.1.1 危険区分1.2及び1.3の煙火を非開放型貨物輸送ユニットに積載し、その正味火薬量が1,000kgを越える場合は、危険区分1.1に分類されなければならない。」	適宜	不採択 正味薬量ではなく、現在の分類方法に問題があるとして提案は受け入れられなかった。
08/39 (オランダ)	鈍感化爆薬に関するワーキンググループ報告	鈍感化爆薬類に関するワーキンググループを2007年12月17日及び2008年3月31日に開催した。ワーキンググループにて鈍感化爆薬類の分類に関する次の基本原則が同意されたので、その内容につきコメントを求める。 (a) 鈍感化爆薬類について別のカテゴリを設ける (b) 鈍感化爆薬類に3つのタイプを設ける 3つのタイプに基本的な有害特性を設ける	適宜	継続審議 内容については審議されなかった。次回会合にワーキンググループで検討することが決定された。

08/40 (ICCA)	爆発性を有する可能性のある物質のスクリーニング	試験シリーズ1を実施することは非常に困難であり事実実施されていない。これを解決するには爆発性を有する可能性のある物質のスクリーニング手順を確立することである。有機物質の熱分解エネルギーが800J/g未満である場合は国連ギャップ試験をしない規定されているがこの個に疑問がある。又国連ギャップ試験に代わるBAMトラウズル試験が適切であることもわかってきた。これらの検討事項に対しワーキンググループで議論するよう要請する。	適宜	継続審議 提案の主旨は理解が得られたが、更なる検討が必要であるとして継続審議となった。
08/41 (ICCA)	UN3474の正式品名の改正	第31回の会合で、UN3474にI-HOBI-1水塩を含めるとする米国提案につき議論したが、追加情報が必要であるとして結論が持ち越した。I-HOBIとI-HOBI-1水塩は非常に異なる結晶構造をしているが、試験の結果、I-HOBI-1水塩は熱安定性があり、長期にわたる貯蔵、輸送における温度条件下でも水を維持し続けることが判明した。これは結晶学的調査と一致し、容易に結晶から水を取り外せないことを証明している。以上より、I-HOBI-1水塩を危険区分4.1の物質に分類することはできたと考えられる。従って、UN3474にI-HOBI-1水塩を加え、正式品名を次のようにすることを提案する。 「I-HYDROXYBENZOTRIAZOLE, ANHYDROUS, WETTED with not less than 20% water, by mass or I-HYDROXYBENZOTRIAZOLE, MONOHYDRATE」	賛成	採択 根拠が明確であるとして採択された。
08/43 (ドイツ)	爆発性を有する物質	爆発性を有する物質の分類に関する試験手順に関しては、試験シリーズ1から3は固有特性を試験することを目的に非包装の物質で行なわれ、試験シリーズ4から7は包装された物質を試験することを目的としているので、輸送のための試験と言える。この試験方法は輸送には適切であるが供給や消費には有効でない。従って、供給や消費を目的とした試験手順を検討したのワーキンググループによる議論を要請する。	適宜	取り下げ 提案は全く支持が得られず取り下げとなった。
08/44 (ドイツ)	ST/SG/AC.10/C.3/2006/62及び2007/29へのコメント	第29回会合でカナダは1.4Sの分類を決定するための試験、非密閉単一包装試験を追加し、以下の証拠がないことを確認した場合に1.4Sに区分するよう提案した。 ・ 包装品真下の証拠板の損傷 ・ 包装品から1mを超えて広がる火柱又は火炎噴出 ・ 包装品及びその内容物の破裂、散乱 ・ 距離 質量関係によって評価した8Jを超える運動エネルギーを有する金属製の噴出物 提案に示された非密閉単一包装試験を実施し、上記判定基準を検証したところ、いくつかの問題点が判明したので、次の判定基準案を議論するよう要請する。 ・ 火柱又は火炎噴出のサイズ ・ 金属飛散物のエネルギー値 ・ 起爆された包装品の外部への影響が近接包装品に対し何ら危険を及ぼさないことを示すための密閉下の試験の実施	適宜	継続審議 1.4Sの分類のための追加試験へのコメントであり、継続審議となった。
08/54 (米国)	クラス1から除外できる物品の判定基準	国連勧告の2.1章の定義及び一般規定の2.1.1.1.(b)に爆発性物質の内、輸送中の偶発的な点火又は点爆により当該物品の外部に噴射、火炎、煙、熱又は高音を発生する程の量若しくは性質の爆発性物質を含有しない物品はクラス1に該当しない旨の除外規定がある。しかし、この規定を明確にする試験も判定基準もないので、次の規定を2.1.3.6.4として追加することを提案する。 2.1.3.6.4 3個以上の無包装の物品が意図した方法又は同じ効果を持つ外部手段で発火爆発させた場合、以下の判定基準を満たせば、クラス1から物品を除外しなければならない。 (a) 爆発物質に最も近い外面が200を超え試験物品があってはならない。 (b) 試験物品は外部ケーシングに破裂又は破砕があってはならない。又は、どの方向であろうと1mを超える移動があってはならない。 (c) ANSI Type I Sound Level Meterで測定した場合150デシベル、又は、1m以内に設置したANSI Type 2 Sound Level Meterで測定した場合、140デシベルを超える高音を発生する物品があってはならない。 (d) 約1m ³ の閉鎖したチャンバー中の物品がチャンバー内の一定の光源から1m離れた位置でメモリー付きの光度計で測定した場合、チャンバー内の視界を50%を超えて減少させる煙が発生してはならない。	適宜	次期新提案 検討すべき点が多く、次期2年間の検討項目とされた。

08/55 (米国)	危険区分 1.4S の成型爆薬の追加試験	第 29 回会合でカナダの専門家が 1.4S の分類を決定するための試験（非密閉単一包装試験）及び判定基準を規定するよう提案した。米国は非密閉単一包装試験を実施し、判定基準の妥当性について検討した。その結果、既存の試験で正確に分類された多くの 1.4S の物品に矛盾が生じ、非密閉単一包装試験は不要であると確信した。しかし、成型爆薬についてのみ焦点を合わせるのであれば、試験を UN0441 へのみ適用する以下のような特別規定を設けることを提案する。 SPXXXX 成型爆薬の非密閉単一包装は次のように試験されなければならない。 計画した容器中に設置された成型爆薬のトップ中央の背後に標準雷管を平行に取り付け、遠隔で起爆するものとする。もし計画した容器中の成型爆薬が包装品真下の厚さ 3mm の鋼製証拠板に裂け目を付けたり又は穴を開けたりせず、かつ、計画した包装品から 8l を超える運動エネルギーを有する飛散物が発生しないならば、計画した容器に収納して輸送する成型爆薬は、危険区分 1.4S に分類することができる。	適宜	継続審議 他の 1.4S の追加試験提案と同様継続審議となった。
---------------	----------------------	---	----	-------------------------------------

議題 3 IBC 容器を含む容器性能

文書番号	表題	提案内容	対応	備考・結果
08/8 (英国)	固体用 IBC 容器の容器包装要件	2007 年 9 月の RID/ADR/AND の合同会議に IBC 容器の輸送要件に関し各規則に違いがあることが指摘された。英国が国連勧告の IBC 容器の容器包装要件を再検討したところ、固体用 IBC 容器の容器包装要件である IBC04 から IBC08 に液体用のみに規定されているタイプのものが含まれていることが明らかとなったので、次のを提案する。 容器包装要件 IBC04 ~ IBC08 から 31A, 31B, 31N, 31H1, 31H2, 31HZ1, 31HZ2w を削除し、「追加条件：輸送中液化化する固体は 4.1.3.4 を参照のこと」を加える。	適宜	修正の上採択
08/38 (英国)	薬用エアゾール	医薬用のエアゾール等について、国連勧告の 6.2.4.3 は WHO が規定する GMP (Good Manufacturing Practice) を参考としているが、規定が明確でなく主官庁許可の際に混乱を生じている。GMP は医薬品のみならず医薬品の製造過程で使用する材料についても規定しているもので、6.2.4.3 にその旨を明記するよう提案する。	適宜	修正の上採択 修正提案 INF25/Rev.1 の内容で採択された。
08/45 (ドイツ)	プラスチック容器からの透過によるコンテナ内の爆発限界に達する危険性	プラスチック容器から物質が透過し、コンテナ内が爆発限界に達する危険性があることが研究により明らかとなったので、そのような危険性に対応する次の新規定を提案する。 運送書類に透過による爆発の危険性があること、積載日及び透過物の種類を記載する。 透過による危険性を示す表示をコンテナ内の見やすい位置に貼付する。 表示は換気され爆発限界以下となり、火気から離され、透過物質が荷下ろしされるまで行う。	適宜	修正の上採択 4.1.1.2 に透過は許されないとする規定を設けることが採択された。

議題 4 危険物リスト、分類及び容器包装

文書番号	表題	提案内容	対応	備考・結果
08/3 (英国)	酸化エチレンの殺菌装置	ガラス製アンブルに入った小量（30ml 以下）の酸化エチレンは、内科及び外科用の殺菌装置として使用されており、ICAO では 10 年以前にこの酸化エチレンの輸送が特別要件 A131 として採択された。しかし、国連勧告ではこのような規定がないので、UNI040 酸化エチレンに次の特別要件を追加し、アンブルでの輸送を可能とすることを提案する。 ・ 内装の許容量は 30ml 以下で外装は 300ml 以下。 ・ ガラス製内装容器は温浴試験に合格すること。 ・ ガラス製内装容器が破損したとしても酸化エチレンが漏れないようなプラスチック袋にシールすること。 ・ プラスチック袋は仕切り等を設けて破損しないよう保護をすること。	適宜	修正の上採択 特別要件の内容を修正して採択された。

08/5 & Add.1 (スペイン)	6.7.2.6 及び 6.7.3.6 の改正	ポータブルタンクの付属装置の定義が曖昧であるので、6.7.2.6 及び 6.7.3.6 の表題を「底部開口部、マンホール及び他の検査用開口部」として、各付属装置の定義を明確化することを提案する。	適宜	次期新提案 提案のとおり付属品の定義について検討していくこととなった。
08/12 (カナダ)	硫黄化合物を含有する原油	硫黄化合物を含む原油は、通常の原油と異なり硫化水素を発生する。硫化水素は吸入の毒性があり、発生する硫化水素を試験すると毒物に分類される場合がある。従って、UN1267(原油)のエントリでは不十分であり、次の二つのエントリを追加することを提案する。 主危険がクラス3の引火性、副次危険がクラス6.1の毒物類の原油 主危険がクラス6.1の毒物類、副次危険がクラス3の引火性の原油	適宜	修正の上採択 硫化水素を含む原油のみを新しいエントリとすることが採択された。
08/16 (ドイツ)	容器包装要件 P200 の改正	高圧ガスの容器包装要件 P200(4) ^{"k"} 及び ^{"q"} には気密性のあるプラグや栓の使用を規定しているが具体的にどのようなものが正確でない。従って、プラグや栓の規格に関しバルブの気密性の標準を示した ISO10297:2006 を引用することを提案する。	適宜	修正の上採択
08/19 (ドイツ)	クラス8のヨウ素の新エントリ	未処理ヨウ素は世界中で輸送され増加傾向にある。しかし、荷主により次の5種類に分類されている。非危険物、UN3077(環境有害物質) UN1759(その他の腐食性物質(他の危険性を有しないもの))、UN2923(その他の腐食性物質(固体)(毒性のもの))又はUN3290(その他の毒物(腐食性のもの))。多量に輸送されている物質は、安全輸送上一つのエントリを割り当てて容器包装要件や輸送条件を規定すべきであるので、未処理ヨウ素の新エントリを次のとおり提案する。 IODINE, RAW, Class 8, Subsidiary risk 6.1, PG	適宜	修正の上採択 人間の経験値によりクラス8 PG とすることが採択された。
08/25 (CEFC)	特別要件 SP274 の適用	RID/ADR/AND の合同会議で特別要件 SP274 が規定されている物質の数が国連勧告と RID/ADR/AND に相違があることが指摘された。 SP274 が割り当てられていないことで、分類を間違えたり、運送できないものを運送したりする危険性がある。又、IMDG コード上の積み付けや隔離に化学名が必要であるし、特に毒物類のようなものにはテケニカル名が必要である。 従って、国連勧告にある次の物質に SP274 を割り当てててを提案する。 UN1378, 1450, 1461, 1462, 1482, 1549, 1556, 1557, 1564, 1566, 1583, 1655, 1851, 1935, 2024, 2025, 2026, 2291, 2570, 2672, 2630, 2742, 2856, 2881, 3141, 3144, 3210, 3212, 3213, 3214, 3219, 3248, 3249, 3256, 3257, 3258, 3283, 3284, 3285, 3361, 3362, 3340	適宜	次期新提案 物質毎に根拠を明確にする必要があるとして、次期新提案となった。
08/27 (豪州)	密封しない危険である危険物の容器包装要件	2007年9月豪州にてコンテナに積載された UN2761(有機塩素系殺菌剤類)の事故が発生した。該貨はプラスチック袋に入れられダンボール箱に収められていたが、プラスチック袋のシール用巻き紐がしっかり締められていなかったことが原因であった。 このような危険性を防ぐ要件として IMDG コード 2006 年度版に記載されている事項を参考にして次のように 4.1.1.7.2 に記載することを提案する。 4.1.1.7.2 危険物リストに規定されていない場合、次の物質 (a) 引火性ガス又は蒸気を発生するもの (b) 乾燥すると爆発性を生じるもの (c) 毒性のガス又は蒸気をはき出すもの (d) 腐食性のあるガスまたは蒸気を発生するもの (e) 空気と危険に反応するもの が収納された容器は密閉されなければならない。	適宜	不採択 賛成と反対の意見が分かれ、採決の結果、不採択となった。
08/34 (USFCC)	UN3166 の品名追加	燃料電池車は内燃機関を使用した車に代わるものとして発達している。燃料電池は燃料の化学エネルギーを電気エネルギーに変換する電気装置であり、自動車においては電気モーターを駆動するために使用される。燃料電池車の輸送や取り扱いにおける危険性は内燃機関を使用した自動車と同じであるので、UN3166 に引火性ガス又は引火性液体を内蔵する燃料電池エンジン又は燃料電池車を追加することを提案する。	賛成	修正の上採択 語彙編集上の修正を経て採択された。

08/35 (USFCC)	UN3468 水素吸蔵合金システムに関する容器包装要件	水素吸蔵合金システムの容器包装要件 P099 は主官庁許可としているが、ISO 基準が策定されたのでそれを取り入れ、新しい容器包装要件 P1205I を提案する。主な内容は、次のとおり。 この要件は内容量 150ml 以下で最高内圧が 25Mpa 以下の水素吸蔵合金システムに適用。 水素吸蔵合金システムを搭載した車両は除く。 容器包装要件は ISO16111 によること。	賛成	次期新提案 ISO 基準が安全上受け入れられるかどうか更なる検討が必要であるとして次期新提案となった。
08/37 (ドイツ)	ニッケル水素電池の輸送	前回会合でニッケル水素電池が海上輸送中熱源に接して積載されたため事故が発生したことを紹介し、除外規定の適用是非について検討すべきことを提案した。種々検討した結果、SP304 に追加要件を附記し、海上輸送上も除外規定を適用することを提案する。追加要件は次のとおり。 ポタン型以外のニッケル水素電池の海上輸送にこの除外規定を適用する場合は、以下の要件を適用する。 (1) 輸送貨物は、電池はしっかりと包装され、短絡防止がなされ、熱源から離して積載することを荷送り人が明記したサイン入り申請書を含むニッケル水素電池である旨を明記した運送書類を附すること。 (2) ユニコードと貨物輸送ユニットには 65mm 以上の高さの大字で「熱源から離して積み込むこと」と表示しなければならない。	賛成	修正の上採択 賛成と反対に意見が分かれ、一部修正案の採決が行われた。その結果、採択された。
08/46 (PRBA)	大型電池、モジュール及アセンブリの試験	リチウムイオン電池は近年通信機器や自動車等への用途拡大が進んで大型化している。現在の国連試験手順のままでは大型電池の試験は莫大なコストがかかる可能性がある。又、国連試験に合格した組電池やモジュールで作製された大型のバッテリーは試験を減少すべきであると考えるので、次の提案をする。 ・ バッテリモジュール及びバッテリーアセンブリの定義を追加。 ・ 大型、小型電池の定義をリチウム金属電池の総リチウム含有量 500g から 80g、リチウムイオン電池 6,200Wh から 600Wh へ変更。 ・ 大型電池とモジュールの試験に関し、試験個数の減少（4 個から 2 個）サイクル数の減少（50 サイクルから 25 サイクル） ・ T8 試験（強制放電）を除いて完全放電状態の試験削除。 ・ UN 試験に合格した単電池、組電池、モジュールでできたバッテリーアセンブリである総リチウム含有量が 500g 以下又は 6,200Wh 以下の場合には、T3（振動試験） T4（衝撃試験） T5（外部短絡試験）のみを行い、再充電可能なものは、T7（過充電試験）を追加試験し、使用するアセンブリは、少なくとも 25 サイクルしたものとす。 ・ 過充電保護のないモジュールは、T7（過充電試験）を不要とする。	賛成	継続審議 試験及び判定基準の見直しが必要であることが賛同され、ワーキンググループで検討して行くこととなった。
08/49 (オランダ)	吸入毒性物質の検証用データ	吸入毒性に関しては情報が少なく、分類や輸送規定が正確でない物質が多いと考えられる。オランダの保健環境省は 41 物質の蒸気圧と急性毒性値のデータを収集し、28 物質については、国連試験及び判定基準によりクラス 6.1、PG であることが判明したが、他の 13 物質については、新しい毒性等が考えられ、わからなかった。従って、吸入毒性があるかどうかデータを検討するよう小委員会に要請する。 第 30 回会合において、吸入毒性液体のタンク要件の改正を行なった。しかし、これらの物質の小型容器又は高圧容器の要件は現在も P001 となっており、吸入毒性液体用の要件 P602 に改正すべきである。従って、次の物質の小型容器又は高圧容器の要件を P602 に改正することを提案する。 UN1143, 1695, 1752, 1809, 2337, 2646 及び 3023	賛成	次期新提案 提案どおり、データを検討して行くこととなった。
08/52 (米国)	吸入毒性液体の要件		適宜	採択
08/53 (米国)	クラス 2.2 のガスを内蔵する物品	前回会合で分類項目 2.2 のガスを内蔵する物品について規定の適用を除外するよう提案し、小委員会において概ね承認された。しかし、将来を考えて、個別品名を列挙するのではなく、一般名で規定する方が良いとの意見があり、検討した結果、広範囲な一般名で規定すると混乱が生じると考えられたので、除外規定を適用すべきと現在考えられる品名を特定した。従って、2.2.2.4 を次のように改正することを提案する。 2.2.2.4.2.2 のガスは次のものに含まれている場合は、規則から除外する。 ・ 炭酸飲料 ・ スポーツ用ボール	賛成	修正の上採択 INF77 の内容で採択された。

		・ タイヤ ・ 破損した場合にも容器包装内で留まるように包装された電球			
08/56 (米国)	次亜塩素酸リチウム及びその混合物の容器等級の新エントリー	次亜塩素酸リチウムは殺菌剤として使用され、世界中で輸送されている。主なものは、非危険物との混合物でその含有量が30%のもので、50年以上事故なく輸送されている。これらの混合物の国連試験では、等級5.1酸化性物質、容器等級となる。一方、UNI471には容器等級のエントリーしかなく適切でない。従ってUNI471に容器等級のものを追加することを提案する。	適宜	採択	
08/57 (PRBA)	再充電可能電池の試験	再充電可能電池の試験においても完全放電状態で試験をするよう規定されているが、これは充電不可能な電池に課せられた要件であり、再充電可能電池には安全性や分類に関する有益な情報をたらさない。又、再充電可能電池は50%充電と満充電の試験があり、完全放電状態での試験は不必要である。従って、この規定を定めた試験及び判定基準の38.3.3を改正することを提案する。	賛成	採択	
08/60 (IDGCA)	温石綿のクラス9への新エントリー	クリソタイル(温石綿)は現在UN2590ホワイトアスベストとして分類されている。しかし、温石綿は角閃石型アスベストと比較して危険性は少なく、化学的本質も異なるので、クリソタイルをUN2590から除外し、新しいエントリー UN3xyz、クラス9とすることを提案する。	適宜	次期新提案 賛成が得られなかったので、IDGCAは次期に再提案することとなった。	

議題5 少量危険物(モード間の調和)

文書番号	表題	提案内容	対応	備考・結果
08/1 (スイス)	エアゾール及び小型ガスボンベの構造及び証明書	エアゾール及び小型ガスボンベに割当てられた容器包装要件 P003 には、これらの物品の構造や証明書に関して、国連勧告の6.2.1クラス2に関する特別要件に従うべきかどうか明確でなく、混乱を生じている。従って、容器包装要件 P003 の特別要件を次のように改正することを提案する。 「UNI1950 及び 2037 に関しては、4.1.6のクラス2に関する特別要件に従うこと。容器の正味質量はそれぞれファイバー板製外装容器を使用する場合は55kg、他の外装容器を使用する場合は125kgを超えないこと。」	適宜	修正の上採択 FEA が指摘した修正案が採択された。
08/17 (フランス)	少量危険物の輸送	日用品の少量危険物輸送に関する各モード間の調和については第31回会合よりワーキンググループにより検討が行なわれた。運送書類や表示方法について検討されたがモード間での意見の差が大きく、最終的に各モードで柔軟性を持たせることで一致し、マーキング方法については同一とすることで意見の集約が行なわれた。マーキングに関する3つの案を提示するので、検討を要請する。	適宜	仮採択 ワーキンググループ報告書 INF75 で仮採択された。

議題7 モデル規則改訂に関するその他の提案

文書番号	表題	提案内容	対応	備考・結果
08/4 (スペイン)	6.7.2.15の改正	ポータブルタンクの圧力逃がし装置は、タンク本体の上部に蓋を持つものが増え、現行の規定6.7.2.15では不十分であるので、新しい規定6.7.2.15.3を追加し、このような構造のタンクに関する揚荷、圧力逃がし方法を規定することを提案する。	適宜	次期新提案 提案は賛同が得られなかったので、次期新提案となった。
08/6 (VOHMA)	5.4章の改正、複合輸送における危険物総量の記載	組合せ容器を使用して危険物を輸送する場合、国によっては内装容器の種類、容量及び個数を運送書類に記載するよう要求している。この情報を記載できるのは内装容器を外装容器に梱包した者しか分からず、輸送の拒否や遅延を生じている。また、この情報は安全性を考慮した場合それほど重要とは考えられないので、5.4.1.5に次の規定を追加することを提案する。 「組合せ容器の外装容器に収められる内装容器の個数、種類及び容量は記載する必要がない。」	適宜	修正の上採択 提案内容を5.4.1.5.1に注として記載することが採択された。
08/7 (カナダ)	UNポータブルタンク及びMECCsの名称	前回の会合にてUNポータブルタンク及びMECCsの名称に明記し定型フォームを規定することを提案したところ、基本的には合意されたが、いくつかの要望が出され新提案するよう依頼されたの	適宜	修正の上採択 オナー一名は除くこととして採

08/09 (英国)	くん蒸した貨物輸送ユニット及び冷却用の危険物を積載した貨物輸送ユニット	前回会合で、くん蒸した貨物輸送ユニット及び冷却用の危険物を積載した貨物輸送ユニットに関する次の内容を含む提案をした。 ・ 貨物輸送ユニットに国連番号は表示しない。 ・ くん蒸中の貨物輸送ユニットには図に示す標識を貼付する。 ・ 冷媒用としてドライアイスの入った貨物輸送ユニットには図に示す標識を貼付する。 ・ 貨物輸送ユニットへのクラス9の標識は必要としない。 ・ 運送書類には、国連番号、正式品名及び分類を記載する。 同会合で出されたコメントを考慮して、UN3359とUN1845及びUN1977の2項目に分けて規定を設定したので、提案を採択するよう要望する。	適宜	修正の上採択 INF84の内容に現在の図5.5.1はそのまま使用するとの内容で採択された。	採された。
08/13 (EIGA)	容器包装要件 P200(4)“k”の改正	毒物類の容器要件 P200(4)“k”の規定は、ミクロ電子工学に使用されるガスについては適切ではない。ISO基準 10692 にはミクロ電子工業に使用されているガスシリンダーとガスシリンダーバルブの接続について明記されている。従って、“k”を次のように訂正することを提案する。 「各バルブは、圧力容器の試験圧力に耐えられるものでなくてはならない。又、先細の繊維又は ISO10692-1:2001 の要求事項をクリアした他のもので圧力容器に直接接続されなければならない。」	適宜	採択	
08/14 (EIGA)	MEGCs の圧力調整弁に関する改正	MEGCs の圧力調整弁に関する規定 6.7.5.4.1 の最後の文章は意味が曖昧で明確でない。従って次の文書に改正することを提案する。 「使用する国の主管庁から要求される場合は、指定以外のガス用 MEGCs であっても主管庁により指定された圧力調整弁を設けなければならない。」	適宜	採択	
08/15 (EIGA)	再充填可能圧力容器の表示の改正	再充填可能圧力容器の表示に関しては、6.2.2.7 に規定されているが、圧力容器がシリンダー束になっている場合については明確でない。従って、次を提案する。 6.2.2.7.2(g)に「シリンダー束の場合、容量とは束のフレーム及び恒久的付属部品（マニホールド及びバルブ）を含む」を追加する。 6.2.2.7.2(h)に「又はシリンダー束」を追記する。 6.2.2.7.3(m)に「又はシリンダー束」を追記する。	適宜	継続審議 表示方法が国により異なることが確認されたので、引き続き検討して行くこととなった。	
08/20 (英国)	開放型低温容器の要件	前回会合で提案された開放型低温容器については、概略の改正点は次のとおり。 新しい容器要件を設定するのではなく、P203 の規定に編集上の修正を加え、この容器を使用できる物質を特定し、表示等の要件を規定した。	適宜	修正の上採択 容量の上限 450L は仮採択となった。	
08/21 (IFALPA)	P903 のリチウムイオン電池表示要件の追加	前回会合で、2009年1月1日以前に製造されたものを除いて Wh を表示すること及び2009年1月1日以前に製造されたものは2010年12月31日までは表示がなくても良い旨が SP188 に規定された。しかし P903 で輸送されるクラス9のリチウムイオン電池には明記されていないので、P903 にも同様の規定を追加することを提案する。	賛成	修正の上採択 新しい特別要件を設けることが採択された。	
08/22 (ISO)	ISO 基準超音波試験の参照	前回会合で水圧試験に代えて超音波試験を採用するよう提案したが、議論が十分であるとはいえないとして仮採択となった。ISO にて議論が十分尽くされたので仮採択から ISO10461:2005+A1:2006 及び ISO6406:2005 を正式採用するよう提案する。	適宜	一部採択 水圧試験に代わり超音波試験を許可することのみ採択された。	

08/23 (COSTHA)	教育訓練の記録	教育訓練には3つの分野があるが、1.3.3には安全教育のみ記録するよう規定しているが他の分野も記録することが必要であると考えるので、1.3.3に「この章の要求により全ての教育訓練の記録は保管されるべき」を明記することを提案する。	適宜	修正の上採択 INF85の内容で採択された。
08/24 (ICCA)	有機金属化合物用ポータブルタンクの可溶性	有機金属化合物用ポータブルタンクの可溶性に関しては、作動範囲の温度を除いて採択された。しかし、可溶性の熱から遮蔽されなければならない条件を「可溶性が主の逃がし弁として設置されている場合は」としたが、主の逃がし弁とは何か明確でない指摘された。従ってこれを明確にするために6.7.2.10.1を次のように修正することを提案する。 「可溶性はタンク本体の上部に蒸気のある空間の入り口に設置されなければならない。そして、安全輸送の目的で使用される場合は、熱源から遮蔽されなければならない。」	適宜	採択
08/28 (英国)	複合IBC容器ワーキンググループの報告	複合IBC容器の再充填、クロスボトリングについてワーキンググループの検討結果をINF4に纏めたので、議論を要請する。	適宜	一部採択 INF73にある修理IBC容器の定義及び再製複合IBC容器の表示等が採択された。
08/29 (EBSA)	運送子組み換え生物・微生物の輸送	カルタヘナ議定書に明記されている運送子組み換え生物・微生物に関しては国連勧告にクラス9として取り入れられているが、定義が明確でなく容器包装要件や書類はそれらが現れる危険性の比率を無視している。従って、定義、除外規定、容器包装要件及び書類についての変更を提案するので、検討を要請する。	適宜	次期新提案 国連勧告に入られるべきかどうか意見が分かれ、内容について検討していくこととなった。
08/31 (豪州)	容器等級の固体用ポータブルタンクの底部閉鎖装置	前回合会で容器等級の固体用ポータブルタンクの底部閉鎖装置を認める提案が採択された。しかし、閉鎖装置には二つの用途が考えられるので、これを明確にするために6.7.2.6.2(a)を次のように改訂することを提案する。 「外部の閉鎖装置は実用的に本体を閉鎖するよう取り付けられ、衝撃による故意でない開放又は不慮の行為を防止できるデザインとする。」	適宜	採択
08/33 (豪州)	国連勧告15訂版の間	豪州爆発物規定を国連勧告に整合させるための作業を行なったところ、明らかに印刷ミスである間違いが発見された。従って、正誤表又は16訂版に反映されるよう提案する。	適宜	採択
08/36 (カナダ)	表示における承認国の識別化	国際輸送に関する自動車識別記号は、1949年のジュネーブ議定書及び1968年のウィーン議定書に規定されている。現在約180の記号が使用されており混乱を来している。ISO3166には国名及びその統治国を表す記号を定めており、これを使用できるよう検討したい。従って今回合会で各国からコメントを受け2008年12月の会議に正式提案したい。	適宜	次期新提案 ISOへの変更は混乱が生じるので、次期新提案となった。
08/47 (豪州)	ポータブルタンク及び付属設備の保護	多くの事故により、ポータブルタンクやその付属設備について調査したところ、輸送時や取り扱い時及び保管時にも事故が発生し、垂直方向の衝撃でも損傷が発生したことが判明した。従って、輸送時のみならず取り扱い時、保管時にも垂直方向、横方向及び縦方向の衝撃に対する保護を行うよう4.2.1.2、6.7.2.5.1等に明記することを提案する。	適宜	不採択 現在の規則で十分であるとして採択されなかった。
08/50 (カナダ)	ST/SG/AC.10/C.3/2008/6へのコメント	VOHMAは組合せ容器を使用して危険物を輸送する場合、内装容器の種類、容量及び個数を運送書類に記載するよう必要はないとの提案をしているが、カナダは全てを指示しているわけではないが、もし小委員会が賛成するのであれば、「必要はない」を「記載するよう要求されない」としたい。	適宜	修正の上採択 08/6に同じ
08/51 (ICIBCA)	容器包装要件IBC520の修正	UN3109過酢酸に割り当てられたIBC520に31H2硬質プラスチック製IBC容器で積み重ねるための構造設備を備えないものを追加するよう提案する。その理由は、過酢酸に割り当てられている31H1、31HAI及び31Aと31H2は同様の容器試験であるからである。	適宜	不採択 採決され不採択となった。
08/58 (PRBA他)	リチウム電池の輸送試験のためのIEC62281の参照	リチウム電池の安全性は輸送だけでなく誤用の面からも検討すべきであり、リチウム電池の安全性の広範囲な認識と適用を進めるため、「IEC62281の規格を合格した場合、UNの規格を満たしているものと見なす」とする要件をSP188とSP230に追加することを提案する。	反対	取り下げ 会議開催前に取り下げ

08/59 (PRBA 他)	UN3091 装置に組み込まれたもの又は装置とともに包装されたものの輸送	これらの物品は、新しいUN 試験により輸送中の安全性が向上している上、電池の数量が少ない等を考慮して、UN3091 リチウム金属電池で装置に組み込まれたもの又は装置とともに包装されたものは次を満たせば非危険物として輸送できるとする新しい特別要件を提案する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総リチウム含有量が 25g 以下の組電池 ・ 総リチウム含有量が 5g 以下のコンポネント単電池 ・ UN 試験に合格 ・ 短絡防止を実施 ・ 同梱の場合 PG のファイバー板箱に電池を入れ、強固な外装容器で機器と同梱する ・ 装置に組み込まれた場合は機器が誤って作動しないよう強固な外装容器に入れる 	適宜	取り下げ 会議開催前に取り下げ
08/61 (豪州)	7.1.3.2.3 の改正	7.1.2.1.3 には爆破薬 (UN0083 爆破薬 C を除く) は、硝酸アンモニウム (UN1942 及び 2067)、硝酸アルカリ金属 (例えば UN1486 硝酸カリウム) とともに輸送することができる。そして、硝酸アルカリ土類金属 (例えば UN1454 硝酸カルシウム) は、標識、隔離、積付け、最大積載量に関してはクラス 1 の爆破薬としての集合体をなすものと見なすと記載されている。 しかし、例にあるような硝酸塩を含むものなどのようなものか明確でないし、隔離要件を目的に国連勧告を使用する人たちはこの規定を有効に活用できる化学知識が十分でない。その結果、間違った適用をしよう。どのようなものを明確にするために、7.1.3.2.3 に次の注を追加することを提案する。 注：硝酸アルカリ金属は、UN1451 (硝酸セシウム) UN1486 (硝酸カリウム) UN1498 (硝酸ナトリウム) 及び UN2722 (硝酸リチウム) を含む。硝酸アルカリ土類金属は、UN1446 (硝酸バリウム、UN1454 (硝酸カルシウム) UN1474 (硝酸マグネシウム) UN1507 (硝酸ストロンチウム) 及び UN2464 (硝酸ベリリウム) を含む。	適宜	取り下げ 提案の内容は必要ないとして賛同が得られなかつたので、提案は取り下げられた。

議題 11 GHS に関する問題

文書番号	表題	提案内容	対応	備考・結果
08/30 (豪州)	GHS 実施に関する問題の取り組み	GHS 実施に際しては多くの問題があるので、小委員会は GHS 実施に関する会期外ワーキンググループの設立及び GHS 実施上の問題点を検討する非公式ワーキンググループを承認するよう提案する。	適宜	採択
08/42 (ドイツ)	GHS 上の引火性液体類に関する問題点の明確化	第 31 回小委員会で GHS 上の引火性液体類に関する問題点の明確化を提案し、一部は採択されたが、燃焼継続試験については継続審議となった。引火点が 35 を超える液体に関する注記 2 は定義が曖昧であるので、「区分 4 に該当するものは輸送については引火性液体とされないことがある」と明記することを提案する。	適宜	継続審議 爆発性を考慮して検討していく必要があるとして、継続審議となった。
08/48 (オランダ)	GHS 腐食性判定基準の国連勧告クラス 8 への導入	腐食性に関する試験及び判定基準の GHS と国連勧告の大きな差異は、In Vitro 及び In Vivo 試験法の取り入れである。この差異を調和するために何をすべきか検討するよう要請する。	賛成	継続審議 INF17 の内容を継続審議して行くこととなった。

付録 2.2 第 33 回国連危険物輸送専門家小委員会議事概要

1. 会期、参加国、議題及び議長等

1.1 会期及び開催場所

会期 : 平成 20 年 6 月 30 日～7 月 9 日

場所 : 国連欧州本部(Palais des Nations、ジュネーブ)

1.2 参加国等

1.2.1 国及び国際機関

(1) 委員国 : アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、チェコ、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、日本、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ロシア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、英国及び米国(出席 : 22 カ国)

(2) オブザーバー国 : ブルガリア、アイルランド、ケニア、大韓民国、ルーマニア、スイス

(3) 国連機関及び政府間機関 : EC、OTIF 及び ICAO

非政府国際機関 : ABSA、AHS、AISE、CEPE、CGA、CLEPA、COLIPA、COSTHA、DGAC、EIGA、EMPAC、FEA、IATA、ICCA、ICCR、ICDM、ICIBCA、ICPP、IDGCA、IEC、IFA、IFALPA、IFDI、IME、IPPIC、ISO、PRBA、RCMASA、SAAMI、USFCC、VOHMA 及び WNTI

1.2.2 わが国からの参加者(敬称略・五十音順)

朝倉吉隆 (自動車研究所)

薄葉 州 (産業技術総合研究所)

張 安德 (電池工業会)

中島紀昭 (産業技術総合研究所)

野上光造 (電池工業会)

濱田高志 (日本海事検定協会)

三宅庸雅 (国連危険物輸送専門家小委員会委員・日本海事検定協会)

IEC メンバーとして出席

西村尉辞 (松下電池工業株式会社)

古川明男 (三洋電機株式会社)

森脇和郎 (三洋電機株式会社)

1.3 議題の採択

第 33 回会合の予定議題(ST/SG/AC.10/C.3/65 及び 65/Add.1)は、期限後送付された Informal Documents を今回会合文書に含めることを承認して採択された。

1.4 検討結果

今回会合の各正式提案に対する検討結果は、付録 2.1 の備考・結果欄に示した。

2. 火薬類及び関連事項

2.1 1.4S の分類のための追加試験

1.4S の分類のための追加試験に関する提案は、火薬類ワーキングで議論されたが意見の一致には至らなかった。しかし、この案件については、1998 年から議論されており、現在の試験のみでは不十分と考えられるので、非密閉単一包装試験に関するカナダ提案を修正の上、一部が仮採択され、継続審議されることとなった。

2.2 クラス 1 から除外できる物品の判定基準

クラス 1 から除外できる物品の試験及び判定基準を規定とする提案は、検討すべき点が多く、次期 2 年間の検討項目とされた。提案国である米国は、提案を見直すため各国にコメントを提出するよう要請した。

2.3 鈍感化爆薬に関するワーキンググループの報告

小委員会は、火薬類ワーキンググループが鈍感化火薬類非公式ワーキンググループの報告書にある提案については議論しなかったこと及びさらなる作業は GHS 小委員会の決定した指示 (C4/26 パラグラフ 16) に従って進めるべきことを確認し、鈍感化火薬類特別ワーキンググループを次回会合の会議と平行して開催することを決定した。

2.4 鈍感化の定義

“Phlegmatized”の定義を「“Phlegmatized”とは、安全な取り扱い及び輸送を容易にするため火薬類に物質又は“Phlegmatizer (鈍感剤)”を添加することを言う。“Phlegmatizer”は、火薬類の分子間でバリアーとして作用し、熱伝導と結果として生じる全ての反応を鈍化し、衝撃及び摩擦感度を減少させるものである。標準的な“Phlegmatizing”する物質には、クロロフルオロ重合体のような重合体だけではなく、ワックス、紙、水、アルコール及びワセリンとパラフィンのような油類が含まれる。」とする提案は、修正のうえ採択された。

2.5 クラス 1 物品の容器包装要件

クラス 1 の物品に関する金属容器の不必要な密閉を避ける規定を明確化とする提案は、英国が提出した修正提案、INF44 を検討していくことで承認が得られた。

2.6 正味火薬量(NEQ)による分類

煙火の分類に関しては、現在の分類方法に問題がある可能性が高く、正味火薬量(NEQ)による分類は導入すべきでないとして、提案は支持が得られず、不採択となった。

2.7 UN3474 の正式品名の改正

UN3474 に 1-HOBT-1 水塩を含めるとする提案は、含めても問題がないとする根拠が明

確であるとして、正式品名を”1-HYDROXYBENZOTRIAZOLE MONOHYDRATE”とすることで採択された。

2.8 爆発性を有する可能性のある物質のスクリーニング

医薬原料のような物質の区分に関しては、現在の試験は危険で高コストであるので爆発性を有すると考えられる物質は爆発性を有すると見なすとする提案は、一般的な支持は得られたが、更なる検討が必要であるとして継続審議となり、提案者である ICCA にコメントを提出するよう要請がなされた。

2.9 爆発性を有する物質

爆発性物質評価をおこなう試験シリーズの順序を見直すとする提案は、支持が得られなかったため、ドイツは提案を取り下げた。

3. IBC 容器を含む容器性能

3.1 複合 IBC 容器ワーキンググループの報告

複合 IBC 容器の再充填、クロスボトリングに関する多数の提案文書は、ワーキンググループにより検討され、検討結果が INF73 にまとめられた。

INF73 は小委員会で検討され、修理 IBC 容器の定義、再製複合 IBC 容器の表示等の提案の一部が採択された。

3.2 薬用エアゾール

国連勧告には医薬用のエアゾール等について、WHO が規定する GMP(Good Manufacturing Practice)を参考とする旨の規定を設けている。GMP は医薬品のみならず医薬品の製造過程で使用する材料についても規定しているので、6.2.4.3 にその旨を明記するとする提案は、スウェーデンの修正提案 (INF25/Rev.1) が適切であるとして、同案が採択された。

3.3 プラスチック容器からの透過によるコンテナ内の爆発限界に達する危険性

多くの専門家は、提案内容は透過は許されると解釈でき、賛成できないとして、IBC 容器も含めた容器包装は、通常輸送下において危険性が生じる危険物の透過は許されないと規定する新しいパラグラフ(c)を 4.1.1.2 に追加するとするカナダ提案を採択した。

4. 危険物リスト、分類及び容器包装

4.1 P903 のリチウムイオン電池表示要件の追加

Wh の表示が必要でないとして規定されている 2009 年 1 月 1 日以前に製造された電池と特別要件 SP188 の規定除外となっている電池との混乱を無くすため、SP188 の規定除外となっていない全てのリチウムイオン電池にも Wh を表示するとする提案は、修正を重ねた上、「2012 年 1 月 1 日以降に製造されたクラス 9 のリチウムイオン電池は、外装に Wh を表示しなければならない。」とする新しい特別要件を設けることで採択された。

4.2 ニッケル水素電池の輸送

熱源から離して積載することを書類に明記し、貨物輸送ユニットにその旨を表示すべきとする提案は、ニッケル水素電池は除外規定により非危険物として取り扱われているため、規則に規定しない貨物に書類や表示を課すということに反対の意見もあったが、論理的には問題はあるが、安全性を担保するという点では表示義務を課す方がよいとの理由で、採決の結果採択された。

4.3 大型電池、モジュール及アッセンブリーの試験

小委員会は、リチウム電池市場の急激な拡大やこの分野で実施されている新しい技術の開発を考慮して、適用できる試験及び合格基準を見直すべきであることに同意し、次の案件の問題点を話し合う非公式ワーキンググループを立ち上げるとする米国提案を受け入れた。

- a) 大型電池の試験要件の見直し（試験 1 から 8）
- b) 小型、大型電池の差異及び試験要件の評価
- c) 現在の輸送要件の適合性の評価及び必要であれば修正の提案

4.4 再充電可能電池の試験

再充電可能電池は 50% 充電と満充電の試験があり、完全放電状態での試験は不必要であるとする提案は、採択された。

4.5 リチウム電池の輸送試験のための IEC62281 の参照

提案は、会議開催前に取り下げられた。

4.6 UN3091 装置に組み込まれたもの又は装置とともに包装されたものの輸送

提案は、会議開催前に取り下げられた。

4.7 UN3166 の品名追加

燃料電池車の輸送や取り扱いにおける危険性は内燃機関を使用した自動車と同じであり、UN3166 に引火性ガス又は引火性液体を内蔵する燃料電池エンジン又は燃料電池車を追加するとする提案は、修正の上採択された。

4.8 UN3468 水素吸蔵合金に関する容器包装要件

UN3468 水素吸蔵合金に関する容器包装要件に ISO16111 を取り入れるとする提案は、ISO16111 が安全上受け入れられる水準にあるかどうか検証されるべきであるとして、ISO が提供する最終標準案を検証した後、新規提案されることとなった。

4.9 酸化エチレンの殺菌装置

ガラス製アンプルに入った少量の医療用酸化エチレンの輸送及び包装要件を緩和しようとする提案は、多くの修正を加えて採択された。

4.10 固体用 IBC 容器の容器包装要件

固体用 IBC 容器の容器包装要件である IBC04 から IBC08 に液体用のみに規定されているタイプのものが含まれているので、それらのタイプのものを削除とする提案は、修正の上採択された。

4.11 硫黄化合物を含有する原油

硫黄化合物を有する原油の新しいエントリーは採択されたが、硫化水素を含むものに限定された。

4.12 容器包装要件 P200 の改正

高圧ガスの容器包装要件 P200(4)“k”及び“q”には気密性のあるプラグや栓の使用を規定しているが具体的にどのようなものが正確でないので、プラグや栓の規格に関しバルブの気密性の標準を示した ISO10297:2006 を引用とする提案は、修正の上採択された。

4.13 クラス 8 のヨウ素の新エントリー

租ヨウ素を引火性の副次危険を有する容器等級 の腐食性物質とする新エントリーを追加とする提案は、提出されたデータからは租ヨウ素を腐食性物質とすることは困難であるとの意見も出されたが、最終的には人間の経験により新エントリーを追加することが決定された。しかし、容器等級は とすることが決定された。

4.14 特別要件 SP274 の適用

特別要件 SP274 が規定されている物質の数が国連勧告と RID/ADR/AND に相違があり、国連勧告の中で SP274 が割り当てられていない物質に RID/ADR/AND と同じのように SP274 を割り当てるとする提案は、ランチタイムワーキンググループで検討がなされ、物質ごとに根拠を明確にして決定すべきであるとの結論に達し、正当な根拠を示して新規提案をするよう CEFIC に要請した。

4.15 密封しないと危険である危険物の容器包装要件

引火性や毒性等のあるガス又は蒸気を発生するような物質が収納された容器は密閉されなければならないとする規定を設けるべきだとする提案は、賛成意見と密閉して封印する等の定義がなく明確ではないとの理由で反対する意見に分かれた。

議論の末、採決がなされ、不採択となった。

4.16 吸入毒性物質の検証用データ

全ての専門家は、オランダの専門家が次回会合又は近い将来に輸送要件を考える合理的な取り組みが提案できるよう、データのチェック及び追加情報を提出するよう要請された。

4.17 吸入毒性液体の要件

UN1143, 1695, 1752, 1809, 2337, 2646 及び 3023 の容器包装要件は P001 よりも P602 であるとする提案は、これら物質は吸入毒性液体であり、提案はもっともであるとして満場一で採択された。

4.18 クラス 2.2 のガスを内蔵する物品

クラス 2.2 のガスを内蔵する物品について規定の適用を除外とする提案は、修正提案である INF77 の内容で新しい 2.2.2.4 を加えることで採択された。

4.19 次亜塩素酸リチウム及びその混合物の容器等級 の新エントリー

UN1471 次亜塩素酸リチウムは殺菌剤として使用され、主なものは、非危険物との混合物で、国連試験では、等級 5.1 酸化性物質、容器等級 となる。一方、UN1471 には容器等級 のエントリーしかないので UN1471 に容器等級 のものを追加とする提案は、採択された。

4.20 温石綿のクラス 9 への新エントリー

温石綿を UN2590 ホワイトアスベストから外し、新しいエントリーを加えるとする提案は、温石綿は多くの国でホワイトアスベストと同様な制限と規則に拠っているとの理由で賛成が得られなかった。IDGCA は、再考し、次期会合に新提案を準備するとした。

5. 少量危険物（モード間の調和）

提案の検討は、ランチタイムワーキンググループに委ねられ、検討結果は INF75 にまとめられた。少量危険物の表示変更及びモードによる運送書類の必要性等が仮採択された。

6. 電子データ (EDI) を使用した文書作成・提出

正式な提案文書は提出されなかったが、三つの非公式文書が提出され、検討が行われた。検討の結果、次期 2 年間に行うべき作業計画が立てられ、承認された。

7. モデル規則改正に関するその他の提案

7.1 エアゾール及び小型ガスポンベの構造及び証明書

エアゾール及び小型ガスポンベの構造や証明書に関する容器包装要件 P003 の特別要件を改正とする提案は、FEA が指摘した修正案を取り入れて採択された。

7.2 容器包装要件 P200(4)“k”の改正

毒物類の容器要件 P200(4)“k”のガスシリンダーとガスシリンダーバルブの接続に関する規定に ISO 基準 10692 に準拠するよう明記すべきとする提案は、採択された。

7.3 MEGCs の圧力調整弁に関する改正

MEGCs の圧力調整弁に関する規定に「使用する国の主管庁から要求される場合は、主

管庁により指定された圧力調整弁を設けなければならない。」ことを追記すべきとする提案は、採択された。

7.4 再充填可能圧力容器の表示の改正

再充填可能圧力容器の表示に関して、圧力容器がシリンダ束になっている場合の要件を修正しようとする提案は、表示方法が欧州と北アメリカで違いのあることが認識されたため、引き続き検討していくこととなった。

7.5 ガスカートリッジ

小委員会は、圧力容器の要件である 6.2.1、6.2.2 及び 6.2.3 の規定をエアゾール容器、ガスカートリッジ及び燃料電池カートリッジに適用しない旨を明記するため 6.2 章を改正することを採択した。

7.6 ISO 基準超音波試験の参照

水圧試験に代わり超音波試験を許可とする提案は採択されたが、超音波試験を使用した内部状態検査には賛同が得られなかった。ISO は、採択されなかった提案の意味を十分に説明するよう求められた。

7.7 開放型低温容器の要件

開放型低温容器に関する英国提案は修正の上採択された。一方、容器の容量の上限が 450L は大きすぎるとの意見が出され、この数値は仮採択となった。

7.8 6.7.2.1.5 の改正

ポータブルタンクの圧力逃がし装置は、構造や設置場所が変化してきているので、規定を修正すべきとする提案は、検討の余地があるとして賛同が得られなかったので、次期会合に新規提案されることとなった。

7.9 6.7.2.6 及び 6.7.3.6 の改正

マンホールカバーの漏洩防止、特にタンクの転倒時に関するタンクの安全性を確実にしようとする提案は、多くの専門家の興味を引き出した。スペインの専門家は、コメントを考慮し、新しい提案を準備すると言った。

7.10 UN ポータブルタンク及び MEGCs の名板

UN ポータブルタンク及び MEGC の名板の記載事項を具体的に規定とする提案は、オーナー名は表示しないこととして、その他は原案通り採択された。

7.11 有機金属化合物用ポータブルタンクの可溶栓

有機金属化合物用ポータブルタンクの可溶栓の設置要件を明確化とする提案は、採択された。

7.12 容器等級 の固体用ポータブルタンクの底部閉鎖装置

容器等級 の固体用ポータブルタンクの底部閉鎖装置の要件を閉鎖装置の二つの用途（本体の閉鎖及び不慮の事故の防止）を考慮して修正するとする提案は、採択された。

7.13 ポータブルタンク及び付属設備の保護

提案は、ハンドリング中や保管中に、特に縦方向の衝撃に対して、ポータブルタンク本体や付属設備を適切に保護するために4.2.1.2及び6.7.2.5.1を改正しようとするものであったが、現在のテキストはハンドリング中適切な保護をするよう既に要求しているとの考えもあり、採決の結果、提案は採択されなかった。

7.14 くん蒸した貨物輸送ユニット及び冷却用の危険物を積載した貨物輸送ユニット

くん蒸した貨物輸送ユニットに関する規定を修正するとする提案は、ランチタイムワーキンググループにより検討され、修正提案は、INF84により小委員会に提出された。小委員会は、表示は修正せず現在の図5.5.1を使用すると決定した以外は、INF84の内容で採択した。

7.15 遺伝子組み換え生物・微生物の輸送

国連勧告において危険物の他の基準と合わないのであれば、このような生物や微生物の輸送に取り組むべきでないし、そのような生物が危険物で、輸送中に問題を起こすという科学的根拠はないとする意見と遺伝子組み換え生物及び微生物が散布されたり他の生物資源と混成した場合、環境に対して危険を及ぼすので偶発的な散布を防ぐために規則に沿った輸送を考慮し、国連勧告に規定を含めるのが適切であるとする意見とに分かれた。EBSAは、コメントを考慮して、新しい提案をするよう求められた。

7.16 5.4章の改正、複合輸送における危険物総量の記載

組み合わせ容器の外装容器に収められた各内装容器の数量、タイプ及び容量を運送書類に示す必要がないと明確に規定すべきとする提案は、5.4.1.5.1に注としてその旨を明記するとする修正案が採択された。

7.17 教育訓練の記録

三つの分野（一般教育、職種による特定教育及び安全教育）全ての教育訓練の記録を残すべきとする提案は、INF85の修正案で採択された。

7.18 国連勧告15訂版の間違い

国連勧告にある明らかに印刷ミスと判断できる間違いは修正されるべきとする提案は、当然なされるべき修正であり、事務局に正誤表に含めるよう要請がなされた。

7.19 表示における承認国の識別化

国際輸送に関する自動車識別記号は、ジュネーブ道路交通条約及びウィーン道路交通条約で規定されているが、条約を批准していない国が多いので、記号をISO3166に変更

するとする提案は、多大な事務上の影響を及ぼすであろうとの理由で、現在のシステムを ISO コードに変更することに賛成できないとする意見が提出されたので、提案国であるカナダは、現状を調査し、多くの情報を得た時点で新提案することを了承した。

7.20 ST/SG/AC.10/C.3/2008/6 へのコメント

7.16 に記載したとおり。

7.21 容器包装要件 IBC520 の修正

UN3109 過酢酸の輸送に IBC 容器 31H2 を認めるべきとする提案は、使用できるとする根拠を示す十分な情報が示されていないとの指摘もあり、意見が分かれた。提案は採決され、不採択となった。

7.22 7.1.3.2.3 の改正

アルカリ金属及び硝酸アルカリ土類金属の具体的品名を明記とする提案は、提案されたアルカリ金属及び硝酸アルカリ土類金属のリストは包括的でないし、そのようなリストを規定する必要はないとの意見が大勢を占めたので、豪州の専門家は提案を取り下げた。

8. IAEA 放射性物質安全輸送規則との調和

この議題に関する正式文書は提出されなかったが、事務局から提出された INF67 及び INF80 にて、IAEA 放射性物質安全輸送規則と国連勧告との整合性を図る作業が進められていることが確認された。

9. 国連モデル規則による危険物輸送規則の地球規模での調和

この議題に関する正式文書は提出されなかったが、ドイツ及び英国から提出された INF48 にて UNITAR が作成した GHS 基本コースにコメントを提出したこと及び全ての GHS 実施の重要な部分として危険物輸送の国連勧告の実施を進めるよう要請したこと等を確認した。

10. モデル規則の策定基本指針

この議題に関する正式文書は提出されなかったため、議論はされなかった。

11. GHS に関する問題

11.1 GHS 実施に関する問題点の取り組み

GHS 実施に際しては多くの問題があるので、小委員会は GHS 実施に関する会期外ワーキンググループの設立及び GHS 実施上の問題点を検討する非公式ワーキンググループを承認するよう要請する提案は、異論はないとして採択された。

11.2 GHS 上の引火性液体類に関する問題点の明確化

GHS 上の引火点が 35 を超える液体に関する注記 2 は定義が曖昧であるので、「区分

4 に該当するものは輸送については引火性液体とされないことがある」と明記すべきとする提案は、爆発性を有しないことを前提に提案が作成されているので、その点についても検討すべき等の意見が出され、継続的に審議をしていくこととなった。

11.3 GHS 腐食性判定基準の国連勧告クラス 8 への導入

GHS 腐食性判定基準を国連勧告に導入するよう検討を要請した提案は、補助資料として提出された INF17 を詳細に検討するには、時間がなかったとして継続審議となった。

12. その他

この議題に関する正式文書は提出されなかったが、非公式文書で提出された INF7(IFA の会議参加資格要請)、INF40(BFA の会議参加資格要請)、INF20(2008 年度版緊急対応指針)、INF30(国連勧告の修正の書類での発行) 及び INF62(危険物輸送に関する専門家の維持、養成) について議論がなされた。

13. 次回会合

34SCETDG	2008 年 12 月 1 日 ~ 9 日
16SCEGHS	2008 年 12 月 10 日 ~ 12 日(AM)
4CETDG&GHS	2008 年 12 月 12 日(PM)

* * *

付録 2.3 第 34 回 危険物輸送専門家小委員会個別提案概要(対応及び結果)

議題 2 火薬類及び関連事項

文書番号	表題	提案内容	対応	備考・結果
08/62 (スペイン)	煙火の分類	煙火無試験分類表によると“Shot tube”は煙火組成物が 25g を超えるか閃光組成物が 5% を超え 25% 以下の場合は 1.3G に区分される。一方、“Rocket”は閃光組成物が煙火組成物の 25% を超える場合は 1.1G に区分される。この二つには矛盾があるので、25g を超える煙火組成物で 25% を超える閃光組成物を含有する煙火の区分を明確化するよう議論してほしい。	適宜	報告
08/78 (ICCA)	爆発性を有する可能性のある物質のスクリーニング	前回会合において爆発性を有する可能性のある物質のスクリーニングについて提案をし、火薬類ワーキンググループにて討議した。提案は基本的に合意が得られたが、いくつかのコメントも提出されたので、それらを考慮して次のように提案する。 試験方法及び判定基準の付録 6 第 3 項の注に次を追加する。 分解エネルギーが 800J/g 以上を有する有機物質及び混合物は、Ballistic Motar MK, D Test(F.1)又は Ballistic Motar(F2)又は BAM トラウズル試験(F.3)において“NO”の場合、試験 1(a)及び 2(a)を実施する必要はない。 試験方法及び判定基準の 11.3 に 11.3.5 を追加する。 11.3.5 分解エネルギーが 800J/g 以上を有する有機物質及び混合物は、(F.1)又は(F.2)又は(F.3)において“NO”の場合、試験 1(a)を実施する必要はない。もし三つのいづれかの結果が“not low”の場合は結果を“+”とみなし試験 1(a)を実施する。 試験方法及び判定基準の 12.3 に 11.3.4 を追加する。 12.3.4 分解エネルギーが 800J/g 以上を有する有機物質及び混合物は、(F.1)又は(F.2)又は(F.3)において“NO”の場合、試験 2(a)を実施する必要はない。もし三つのいづれかの結果が“not low”の場合は結果を“+”とみなし試験 2(a)を実施する。 試験方法及び判定基準の 21.2.2 を改正する。 有機過酸化物だけではなく自己反応性物質についても明記する。	適宜	採択 試験シリーズ 1 及び 2 を実施しなくともよいとする条件を制定し試験方法及び判定基準を改定するとする提案は、採択された。
08/89 (カナダ)	1.4S の分類に関する追加試験	前回会合において 1.4S の分類に関する追加試験を提案し、火薬類ワーキンググループで修正案が採択されたが、小委員会では一部が採択となった。従って、仮採択された部分の修正案を次のとおり提案する。 16.7.1.4 試験判定基準及び結果の評価方法 隔離区分 S に含めるためには、この試験で物品の機能（発火又は起爆）により生ずるいかなる危険影響も包装品内に限られることが要求される。包装品外の危険な影響証拠については以下のとおり。 (a) 包装品真下の証拠版の凹み又は穴あき (b) 付近の物質 [例えば、包装品から 25cm 離れた 80 ± 3g/m ² の紙製シート] を発火させることが可能な閃光又は火災 (c) 内部爆発物の投射に起因する包装品の破裂 (d) [容器包装を完全に貫通する投射物（容器包装の壁面に突き刺さる又は壁内に留まった投射物又は破片は、危険性がないものとみなす）] 所轄官庁は、試験した物品を比較する場合重要であると予想されるならば、試験結果を評価する時、インシエーターの予想される影響を考慮にいれてもよい。包装品外部に危険な影響があれば、製品は隔離区分 S から除外される。	反対	修正の上採択 主管許可を要するその他の品名のものには適用しないこととして採択された。IME の反対意見は、採択されなかった。

08/105 (英国)	HLS(環境安全研究所)の閃光組成物の試験	閃光組成物を決定する時間/圧力試験の改良についてコメントをするよう依頼したが、コメントは提出されなかった。従って、前回作業部会で支持が得られた時間/圧力試験を試験方法及び判定基準に取り入れる次の提案をする。 試験方法及び判定基準の 2.1.3.5.5 の注を次のように改正する。 Note: この表の閃光組成物とは、粉状の閃光組成物又は煙火の中に含まれる花火ユニットをいり、聴覚効果を出したり割薬又は揚薬として使用され、試験方法及び判定基準付録 6 の HLS 閃光組成物試験で、0.5g の閃光組成物の立ち上がり時間が 8ms 以下を示すものをいう。	反対	採択 新しい閃光組成物試験(時間/圧力試験)の導入及び判定基準の改正提案は、採択された。
08/106 (英国)	クラス 1 物質の特別包装要件	火薬類の密閉及び容器の影響については、クラス 1 の分類試験で十分対応されているので、クラス 1 の容器包装の特別要件を規定している 4.1.5.5 の中に 4.1.1.13 (液体物質の要件) や 6.1.2.4 及び 6.5.1.4.4 (容器包装のタイプ表示) が言及されているのは問題である。従って、4.1.5.5 からこれらを削除し、次のように改正することを提案する。 4.1.5.5 勸告書に具体的な規定がない限り、クラス 1 に使用される小型、大型容器又は IBC 容器の最低基準を守るため、これらの容器類は 6.1、6.5 又は 6.6 の容器等級 に関する試験要件を満たさなければならぬ。	賛成	採択 火薬類の試験目的及び落下試験の目的等を考慮して採択された。

議題 3 IBC 容器を含む容器性能

文書番号	表題	提案内容	対応	備考・結果
08/71 (英国)	プラスチック容器からの透過	前回会合においてプラスチック容器からの透過は許されないとする新しい規定を 4.1.1.2 及び 6.1.4.0 に設けることが採択された。 4.1.1.2 の規定は賛成であるが、6.1.4.0 の規定は容器製造者にとって大きな負担となるので再検討を要請する。 通常、容器製造者は充填予定の品物に対して安全性を担保するが、予想していない品物の充填にまで責任を負うことは不可能である。6.1.4.0 の規定は、製造者に全ての品物について安全を担保する責任を要求することになり、現実的でない。従って、6.1.4.0 を削除することを提案する。	適宜	不採択 容器製造者は適切な容器を提供する責任があるという考えから不採択となった。
08/85 (フランス)	4.1 章	前回会合で医療廃棄物に 4.1.1.1.5 を適用することが決定された。しかし、このことは、容器の使用期限を 5 年間とする制限を設けることとなり、他の 6.2 の危険物と矛盾することとなるため、前回の決定を元に戻すべきであることを提案する。	提案内容がフランス語のみのため対応を決定せず。	採択
08/100 (ICPP)	複合 IBC 容器の内装容器の製造年月日	前回会合にて、2011 年 1 月から複合 IBC 容器の内装容器に製造年月日を表示することが採択された。製造年月日の表示方法を考えたので、次の表示方法を規定する 6.5.2.2.4 を追加することを提案する。	適宜	修正の上採択 INF57/Rev1 に示された内装容器の製造日表示の改正案にて採択された。



議題 4 危険物リスト、分類及び容器包装

文書番号	表題	提案内容	対応	備考・結果
08/63 (CEFC)	特別要件 SP274 の適用	前回会合にて、特別要件 SP274 が規定されている物質の数が国連勧告と RID/ADR/AND に相違があることを指摘し、国連勧告に SP274 が割り当てられていない物質に SP274 を割り当てよう提案したが、ケースバイケースで適用すべきとの意見に至ったので、該当の各物質に次のようなコメントを入れて分類したので再度検討するよう要請する。 (a) 輸送禁止となる特別要件がある (b) 毒物類として SP274 が必要 (c) 医薬品 (d) 金属触媒 (e) 高温輸送物質	適宜	修正の上採択 次の事項が決定された。 (a) 14 の運送禁止その他の物質に SP274 を適用する。 (b) 54 個のクラス 6.1 物質、金属触媒関連の 4 種類及び高温輸送物質関連の 3 種類に SP274 を適用する。 (c) 医薬品（薬）関連の 6 種類には SP274 を適用しない。
08/64 (ICCA)	P602 におけるガラス製内装容器の充填量	容器包装要件 P602 には 15kg 以内の組み合わせ容器のガラス製内装容器は 1 リットルで容量の 90% 以上充填しないことと規定されているが、この規定は製造者にとって問題を生じている。すなわち、市場では 0.9 リットルではなく 1 リットルが要求されているし、充填装置も 1 リットル充填するよう設計されている。従って、P602 の 1 リットルを 1.12 (1 ÷ 0.9) リットルとし 1 リットル充填できる規定に改正することを提案する。また、P601 にも同様の規定があるので、同じ改正をすることを提案する。	適宜	修正の上採択 容器包装要件 P601 及び P602 に限定されるものではないので、次期 2 年間にこの問題点を再検討することとなった。
08/66 (ICCA)	2.5.3.2.4 の有機過酸化物リストにあるエントリーの改正	90% を超えるいろいろな濃度の 2,5-DIMETHYL-2,5-DI-(tert-BUTYLPEROXY)HEXANE をドイツの BAM にてケーン試験を行ったところ、再分類が必要であることが判明した。 従って、現在のエントリーを 2,5-DIMETHYL-2,5-DI-(tert-BUTYLPEROXY)HEXAN>90-100 を UN3103 に、2,5-DIMETHYL-2,5-DI-(tert-BUTYLPEROXY)HEXAN>50-90 を UN3105 に改正することを提案する。 また、有機過酸化物表の編集上の修正を次のとおり提案する。 ➢ Tert-AMYLPEROXY-3,5,5-TRIMETHYLHEXANOATE =100 は UN3105 となったので副次性危険欄の Remark3 を削除する。 ➢ DI-(2-tert-BUTYLPEROXYISOPROPYL)BENZENE を DI-(tert-BUTYLPEROXYISOPROPYL)BENZENE に訂正する。	適宜	採択
08/67 (英国)	UN1404 水素化カルシウムの特別要件	水素化カルシウムは、油の水分を計る試験キットの試薬として使用される。水素化カルシウムは 0.5g 入りの小袋に収められ、キットに 50 袋入れられるのが通常であり、少量で運送される。水素化カルシウムは容器等級が であり少量危険物及び微量危険物の規定はない。しかし、このキットは強固な包装であり工業製品を安全に分析することを目的としていること、また、万が一袋から水素化カルシウムが漏れても（空気中の水分と反応しても）引火性ガスの発生は少量であることから判断して、微量危険物として運送できるようにすべきであると考え、水素化カルシウムに微量危険物で運送できる旨の特別要件を追加することを提案する。	適宜	提案取り下げ 提案に賛成者はなく、提案は取り下げられた。
08/70 (VOHMA)	ニッケル水素電池の輸送	前回会合にてニッケル水素電池は従来どおり規則外ではあるが、熱源より離して積載する旨の表示をすけるよう特別規定を改正した。しかし、熱源の近くに積載することにより事故が起きた事実はあるので、電池が何度で発熱、発火するかを試験し、その温度が通常輸送において予測される場合は、クラス 9 の危険物として輸送しなければならないとすることを提案する。	反対	不採択 意見は二分したが、採決の結果提案は採択されなかった。
08/72 (USFCC)	UN3166 内燃機関、引火性液体/ガス車両	前回会合で UN3166 に燃料電池エンジン及び燃料電池車を追加することが採択された。しかし、品名が適切でないので品名を変更することを提案する。一貫性をもたせるため品名を次のように短くすることを考慮すべきである。 “ENGINE, FUEL CELL or INTERNAL COMBUSTION or VEHICLE, FUEL CELL or INTERNAL COMBUSTION, FLAMABLE GAS POWERED or FLAMBLE LIQUID POWEED”	適宜	修正の上採択 構成上の修正を加えて採択された。“fuel cell”の定義も 1.2.1 に追加された。

08/73 (USFCC)	特別要件 32X 及び UN3166	前回会合で UN3166 に燃料電池エンジン及び燃料電池車を追加することが採択された。しかし、水素を燃料とする車の場合、圧縮されたものだけでなく水素吸蔵合金を使用したものもある。従って、UN3166 に水素吸蔵合金電池車が含まれ輸送できる特別要件を追加することを提案する。	適宜	修正の上採択 USFCC の二つ提案はドラフティンググループにより見直しが行われ、定義、特別要件及び容器包装要件等が採択された。
08/74 (USFCC)	UN3468 水素吸蔵合金の改正	前回会合で UN3468 の容器包装要件 P099 に替わる新しい要件 P205 を提案したところ、基本的に支持は得られたが、容器の要件と構造に関する規定が混乱しており、4 章と 6 章に整理して規定されるべきとの指摘がなされた。指摘事項を考慮して提案内容を整理したので再提案する。前回内容に追加したものは、提案 08/73 で示した同様の特別要件（水素吸蔵合金電池車の輸送要件）である。	適宜	
08/80 (ドイツ)	UN3341 二酸化チオ尿素の副次性危険 6.1	UN3341 二酸化チオ尿素は区分 4.2 で容器等級が とのものがあ。OECD のガイドライン 403 の吸入毒性試験から同物質には区分 6.1 容器等級 の危険性があることが判明した。従って、UN3341 の PG のエントリに副次性危険 6.1 を追加し、PG のエントリを削除することを提案する。	適宜	次期新提案 OECD のテストガイドライン 403 の適用は適切でないとの意見が出され、次期新提案となった。
08/84 (DGAC)	容器包装要件 IBC520 の改正	UN3109 有機過酸化物 F の IBC 容器包装要件 IBC520 には 31H2 を使用できない規定となっているが、米国では同容器が主管許可され、長年事故もなく輸送されている。また、容量も他に割り当てられている IBC 容器と同様であるので (SADT による) UN3109 の容器包装要件に 31H2、最大容量 1,500 リットルを追加することを提案する。	適宜	採択
08/86 (PRBA)	大型リチウム電池及びアセンプリーの試験	前回会合にて大型リチウム電池の試験要件を見直すことに関しては支持が得られたが、リチウムイオン電池全てについて見直しを検討することが必要であるとの意見が提出された。従って、提出されたコメントを考慮して、再提案をする。概略は次のとおり。 ・ 試験を実施しなければならぬ新しいタイプの定義 ・ バッテリー-モジュール及びバッテリー-アセンプリーの定義を追加 ・ 大型、小型電池の定義をリチウム金属電池の総リチウム含有量 500g から 80g、リチウムイオン電池 6,200Wh から 600Wh へ変更 ・ 試験 T1 から T5 に関しては、一次電池と充電可能電池に分けて個数を設定 ・ 試験 T6 に関しては、セルとコンポーネントに分けて規定 ・ 試験 T7 については、バッテリー-アセンプリーに使われる過充電防止機能のない電池は試験をする必要がない ・ 試験 T8 に関しては、一次電池と充電可能電池に分けて規定 ・ UN 試験に合格した単電池、組電池、モジュールでできたバッテリー-アセンプリーであって総リチウム含有量が 500g 以下又は 6,200Wh 以下の場合、T3 (振動試験) T4 (衝撃試験) T5 (外部短絡試験)のみを行い、再充電可能なものは、T7 (過充電試験)を追加試験し、使用するアセンプリーは、少なくとも 25 サイクルしたものとする	賛成	採択 地球温暖化対策や電池需要の増大を考慮すべきとして、提案は採択された。
08/87 (米・オランダ)	吸入毒性物質	前回会合にて吸入毒性に関してオランダの保健環境省が実施した蒸気圧と急性毒性値のデータを収集し、クラス 6.1, PG であることが判明した物質を明示した。また、吸入毒性があるかどうかデータの検討が必要である物質については小委員会を検討するよう要請した。これらのデータを再検討したので、容器要件やポータブルタンクの要件等を改正することを提案する。	適宜	採択 厳しいタンク要件を適用するとする提案は採択された。 UN1838 (titanium tetrachloride) の除外は不採択となった。
08/88 (オランダ)	“Read Across”に基づく吸入毒性物質	データの検討を続けているなかで、08/87 で指摘した物質に加えて、次の 7 物質にも吸入毒性があることが判明したので、分類、容器要件及びポータブルタンクの要件を修正することを提案する。 UN2481, 2482, 2483, 2484, 2486, 2488, 2605	適宜	採択 厳しい規定を設けるとする提案は、採択された。

08/92 (英国)	UN3200 その他の自然発火性物質の特別要件	自然発火性物質を含有したりコーティングされた物品が主にセキユリティーの分野で使用されている。特に自然発火性物質をコーティングした繊維はテロ防止として軍事目的や民間航空機に採用されている。この繊維は、酸素との接触を防ぐラミネートフィルムでシールされ、フィルムケースや金属製の箱に収められ、強固な外装に収納される。外装は25kg になるが自然発火性物質は650g を超えることはない。上述した容器包装であり量も少なく輸送にほとんどリスクはないものと思われるので、UN3200 にこのような物品は微量危険物で運送できるとする特別要件を追加することを提案する。	適宜	提案取り下げ 提案は取り下げられたが、この種の非常に少量の危険物の実情を検討するよう要請があった。
08/94 (PRBA 他)	リチウムボタン電池の表示に関する除外規定	前回会合にて、全てのリチウム電池及び装置に組み込まれたものに表示をすることが採択された。しかし、リチウムボタン電池は携帯電話や携帯音楽プレーヤー、時計、計算機等に組み込まれており表示をこれらの全ての品物に適合させるのは困難である。また、ボタン電池は0.08g から10.5g でリチウム等価量は0.0002g から0.26g である。従って、表示要件を定めているSP188 にボタン電池は除外する旨を記載することを提案する。	適宜	修正の上採択 INF63 の改正提案にて採択された。
08/96 (DGAC)	硫黄化合物を含有する原油の分類	前回会合にて、硫化水素を含む原油の新しいエントリー（UN3494 及びUN3495）を追加することが採択された。原油には硫黄が含まれ物理化学的要素により硫化水素を発生する。従って、新しいエントリーではなく従来のエントリーUNI267 原油に次の特別要件を追加することを提案する。 XXX-3.000 リットル以上の輸送容器において蒸気空間に硫化水素が発生する可能性のある原油に対し、次の内容を輸送書類に明記すること。 「この容器には蒸気空間に危険な硫化水素が含まれている可能性がある。容器を開ける際には呼吸器具を着用すること。」	適宜	不採択 提案は、採択されなかったが、分類を単純化すべきとして、クラス3 副次性危険6.1 のUN3494 のみを残し、UN3495（クラス6.1、副次性危険3）を削除することが決定された。
08/102 (IATA)	UN1072 酸素（圧縮されているもの）の特別要件225の追加	UN1044 消火器にはSP225 が割り当てられ、火薬の質量が3.2g 以下の作動薬薬砲を含むものも区分2.2 で輸送できるとしている。近年、減圧のために非常用酸素シリンダーを備えている航空機が一般的となっており、この装置の輸送が増加している。この装置にも作動用若干の火薬が使用されているので、消火器と同様に扱いにできるように、特別要件SP225 に酸素（圧縮されているもの）を追加することを提案する。	適宜	修正の上採択 提案2 が、修正の上採択された。
07/104 (IATA)	UN1845 の適用規定	UN1845 ドライアイスにはSP297 が割り当てられ、医療、検査及び試験に使用されるものについては、運送書類及び表示が免除されているが、航空等においては書類がないことにより混乱を生じているので、医療、検査及び試験に使用されるものであっても運送書類や表示は必要であると考える。従って、SP297 から免除規定を削除するよう提案する。	賛成	採択
08/107 (米国)	吸入毒性物質の微量危険物規定	吸入毒性物質でPG のものは微量危険物として輸送されるべきではないので、吸入毒性物質PG のエントリーに微量危険物禁止であるE0 を追加することを提案する。	賛成	採択 提案は論理的であるとして採択された。

議題6 電子データ(EDI)を使用した書類作成・提出

文書番号	表題	提案内容	対応	備考・結果
08/69 (IATA)	書類申請に替えてEDIの使用を構築するための5.4章の改正	前回会合時の lunch time working Group で EDI の使用について検討した。その際、全ての国で EDI システムが構築されている訳ではないので、EDI を使用してもいつでも紙の書類が提出できるようにする内容で、5.4「書類」と7.1「全輸送モードにおける輸送規定」を改定することで意見の一致に至った。従って、同意事項を考慮して5.4及び7.1の修正を提案する。	適宜	修正の上採択 編集上の修正を加えて採択された。

議題7 モデル規則改訂に関するその他の提案

文書番号	表題	提案内容	対応	備考・結果
08/75 (豪州)	7.1.3.2.3の改正	前回会合にて、爆破薬（UN0083 爆破薬 C を除く）は、硝酸アンモニウム（UN1942 及び 2067）硝酸アルカリ金属（例えば UN1486 硝酸カリウム）とともに輸送することができる。そして、硝酸アルカリ土類金属（例えば UN1454 硝酸カルシウム）は、標識、隔離、積付け、最大積載量に関してはクラス1の爆破薬としての集合体をなすものと見なすと記載されているが、硝酸塩はどのようなものが明確でないで、硝酸アルカリ金属及び硝酸アルカリ土類金属はどのようなものを提示した。しかし、提案内容は検討の必要があるとされたので、提案を取り下げた。今回、再度検討した結果（前回の提案に UN1477 硝酸ルビジウムを追加した。）を推奨するので、検討を要請する。	適宜	修正の上採択 提案は若干の修正を加え採択された。
08/76 (EBSA)	運伝子組み換え生物・微生物の輸送	前回会合にて、カルタヘナ議定書に明記されている運伝子組み換え生物・微生物に関しては国連勧告にクラス9として取り入れられているが、定義が明確でなく容器包装要件や書類はそれらが現れる危険性の比率を無視している。従って、定義、除外規定、容器包装要件及び書類についての変更を提案するので、検討を要請した。会合にてこのような物質の輸送に関し国連で話し合うべきでないとする意見や議論をすべきであるが、毒性生物や植物性病原菌及びばら積みコンテナでの輸送についても検討を行うべきとする意見が提出された。今回これらの意見を考慮して再提案をするので検討を要請する。	適宜	採択（継続審議） GMOs及びGMMOsに関し国連勧告に規定を定めるべきかどうかで意見が分かれ、採決の結果、輸送規定を国連勧告に残すことが決定された。
08/77 (スイス)	5.2.1.6.1の表示規定の解釈	環境有害物質の表示に関する規定5.2.1.6.1は意味が曖昧で解釈に混乱を起している。従って、量に関する制限は、容量又は容積の最大量ではなく、容器に含まれる美質の量であることを明確にするよう提案する。	提案がフランス語のみで対応を決定しなかった。	採択 容積の制限は、容量又は容積の最大量ではないことを確認し、提案は、採択された。
08/81 (ドイツ)	ポータブルタンクの表示	ポータブルタンクの表示に関して、適切に表示がされていないことにより、充填者及び荷送人に問題が生じている。従って、表示規定を明確化するために、6.7.2.20.2、6.7.3.16.2及び6.7.4.15.2に「4.2.5.2.6のポータブルタンク要件による」を明記する。	適宜	採択 提案は経過措置を含めて採択された。
08/82 (ITCO)	ポータブルタンク及びMEGCsの衝撃試験	ポータブルタンク及びMEGCsの衝撃試験に関しては、2004年のカナダ提案を基に規定された。一方、その時点では、ISOはTC104/SC2で衝撃試験基準を作成中であり、試作品のデザイン変更を除いてISO1496-3が採用された。ISOは見直し作業を行い、改訂を行った。その結果、ISO基準と試験方法及び判定基準のデザイン変更についての規定に違いが生じたので、調和することを目的に試験方法及び判定基準の41.2を改正することを提案する。	適宜	継続審議 提案は、ポータブルタンクに関してのみ採択され、MEGCsについては継続審議となった。
08/90 (英国)	冷却/空調ユニットの輸送	前回会合にて、くん蒸した貨物輸送ユニットと冷却用危険物を積載した貨物輸送ユニットについて提案をしたところ、くん蒸した貨物輸送ユニットに関しては採択がなされたが、冷却用危険物を積載した貨物輸送ユニットについては検討の余地があるとして採択されなかった。今回、窒息危険があることを明記して冷却用危険物を積載した貨物輸送ユニットの要件を5.5に加える新しい5.5.3を提案する。	適宜	提案取り下げ 提案は取り下げられ、次回会合の新規提案用に書面によるコメント提出が要請された。
08/91 (ドイツ)	サルベージ圧力容器	サルベージ容器に関しては、4.1.1.17及び6.1に適切な要件が規定されている。一方1.2.1にはサルベージ圧力容器の定義はあるが4.1.1.17及び6.1に要件等の規定はない。従って、サルベージ圧力容器の定義を明確にし、たたき台としての提案を示すので、委員会で検討していくことを要望する。	適宜	不採択 サルベージ圧力容器の特別要件を作ることは同意が得られたが、提案は不採択となった。
08/93 (ISO)	6.2.2のISO標準の参照	圧力容器の要件が規定された時、溶接鋼製ガスシリンダの要件としてISO標準4706:1989の参照が、現実を反映していないとして見送られた。それ以降、ISOは見直しを行い、ガスシリンダー、最充填可能溶接鋼製シリンダー、試験圧力60bar以下としてISO4706:2008を出版した。従って、この標準を6.2.2.1.1に追加することを提案する。	適宜	採択

08/95 (EIGA)	6.2.2.7 再充填可能圧力 容器の表示	前回会合で圧力容器がシリンダー束になっている場合の表示について提案したが、ヨーロッパと北アメリカでは表示方法が異なることが判明し、各代表者と検討していくこととなった。検討の結果、各シリンダーに表示するとともにシリンダー束を構成するフレーム等にも表示することとして再提案をする。	適宜	継続審議 ISO 標準案が準備中であり継続審議となった。
-----------------	--------------------------	--	----	---------------------------------

議題 8 IAEA 放射性物質安全輸送規則との調和

文書番号	表題	提案内容	対応	備考・結果
08/98 (事務局)	IAEA 規則 2009 年度版との調和	IAEA 規則 2009 年度版案に調和させるため、モデル規則を改正することを提案する。主な改正は IAEA 規則の構成変更による項目の修正や編集上の修正である。	適宜	採択 IAEA 代表の了解を得て、提案は採択された。
08/99 (事務局)	IAEA 規則との調和に関するその他案件	2008 年 9 月 1 - 5 日に開催された IAEA 技術会合で検討された案件で UNSCETDG34 回会合前に非公式文書として提出される可能性がある問題点を提出する。検討された項目の概略は次のとおりである。 副次性危険のある放射性物質の輸送 専用積載規定 放射性物質の少量危険物規定 大量に輸送される低放射性物質、等	適宜	一部採択 提案内容は、まだ TRANSSC で検討されていないので 4.1.9.1.5 に関する提案のみ採択した。
08/101 (IATA)	放射性物質 L 型輸送物の適用規定	L 型輸送物に関する規定は IAEA の CSM の検討結果により改正されたが、多くの項目で矛盾があることがわかった。従って、各項目を明確化するよう整理したので検討を要望する。	適宜	継続審議 IAEA で見直しは今もなされていないことを確認した。
08/103 (IATA)	特別要件 SP290 の改正	副次危険性のある L 型輸送物の少量危険物規定 SP290 には問題があるので、2008 年 3 月に開催された TRANSSC16 にて物質の量により分類されるべきであるとして主張した。この主張は英国から支持がなされたので、少量危険物規定が適用される量以上の場合は、クラス 7 以外に分類し、危険物規定以下の量である場合は、クラス 7 に分類するよう SP290 を改正することを提案する。	適宜	修正の上採択

議題 11 GHS に関する問題

文書番号	表題	提案内容	対応	備考・結果
08/68 (フランス・ドイツ)	試験 N5 水反応可燃性物質低ガス発生試験の能力	試験 N5 水反応可燃性物質低ガス発生試験は特別なテクニックを有する試験であり、改善する余地がある。従って、同試験に関し検討するワーキンググループを設立し、N5 試験方法の問題点を検討していくことを提案する。	適宜	継続審議 提案内容を検討する会期外のアドホックワーキンググループを立ち上げ、この主題を次期 2 年間の作業項目に入れることが同意された。
08/79 (ドイツ)	自己発熱性物質及びその混合物	自己発熱性物質の定義が曖昧で正確とは言えないので、2.4.3.1.2 に次を規定し改正することを提案する。 「自己発熱温度とは、ある時間内に自己発熱する量があり、自然発火に続き自己発熱する周囲の最低温度をいう。」	適宜	採択
08/83 (オランダ)	GHS 腐食性判定基準の国連勧告クラス 8 への導入	前回会合で、腐食性に関する試験及び判定基準の GHS と国連勧告の大きな差異は、In Vitorio 及び In Vivo 試験法の取り入れであり、この差異を調和するために何をすべきかを検討するよう要請したが、これといった議論はなかったため、次回会合までにコメントを提出するよう依頼した。しかし、一つのコメントが出されただけであったので、次年度の検討内容に GHS とともに混合物や液体の腐食性分類基準の策定を含めることを提案する。	賛成	継続審議 輸送分野においては提案された改正の重要性を評価するには、もっと時間が必要であるとの意見が多く出され、次期 2 年間に継続審議することが了承された。

議題 12 2009-2010 年次の作業計画

文書番号	表題	提案内容	対応	備考・結果
08/65 (CEPIC 他)	複合輸送の調和	危険物輸送規則は国連で規定されて以降、各モードの規則に取り入れられ各規則全体の量は 5,000 ページに及び。また、各モードの規則には差異があり、製造者、包装者、輸送従事者等に混乱が生じている。従って、各モード間の調和及び規則テキストを減少させる手立てを次年度の作業とすることを提案する。	適宜	採択 他の計画とともに採択された。

付録 2.4 第 34 回国連危険物輸送専門家小委員会議事概要

1. 会期、参加国、議題及び議長等

1.1 会期及び開催場所

会期 : 平成 20 年 12 月 1 日～12 月 9 日

場所 : 国連欧州本部(Palais des Nations、ジュネーブ)

1.2 参加国等

1.2.1 国及び国際機関

- (1) 委員国：アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、チェコ、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、日本、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ロシア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、英国及び米国(出席：23 カ国)
- (2) オブザーバー国：ブルガリア、アイルランド、ケニア、カタール、大韓民国、ルーマニア、スロバキア、スイス
- (3) 国連機関及び政府間機関： OTIF、ICAO、IMO 及び IAEA
非政府国際機関： ABSA、AHS、AISE、CEPE、CGA、COLIPA、COSTHA、DGAC、EIGA、EMPAC、EBSA、FEA、GEA、IATA、ICCA、ICCR、ICDM、ICIBCA、ICPP、IDGCA、IEC、IFA、IFALPA、IFDI、IME、IPPIC、ISO、ITCO、kFI、PRBA、RCMASA、SAAMI、USFCC、VOHMA 及び WNTI

1.2.2 わが国からの参加者(敬称略・五十音順)

朝倉吉隆(自動車研究所)

薄葉 州(産業技術総合研究所)

張 安徳(電池工業会)

中島紀昭(産業技術総合研究所)

濱田高志(日本海事検定協会)

三宅庸雅(国連危険物輸送専門家小委員会委員、日本海事検定協会)

IEC メンバーとして出席

西村尉辞(パナソニック電池工業株式会社)

古川明男(三洋電機株式会社)

森脇和郎(三洋電機株式会社)

1.3 議題の採択

第 34 回会合の予定議題は、期限後送付された Informal Documents (INF1-INF53) を今回回会合文書に含めることを承認して採択された。

1.4 検討結果

今回合会の各正式提案に対する検討内容の概略及び結果は、第3章の表3.3.2及び付録2.3の備考・結果欄に示した。

2. 火薬類及び関連事項

2.1 煙火の分類

煙火組成物が25gを超え閃光組成物が25%を超える”Shot Tube”は無試験分類表の規定にはないが、閃光組成物が25%を超える煙火は、区分1.1に分類されるべきとの報告がなされた。

2.2 爆発性を有する可能性のある物質のスクリーニング

試験シリーズ1及び2を実施しなくてもよいとする条件を制定し試験方法及び判定基準を改定するとする提案は、採択された。

2.3 1.4Sの分類に関する追加試験

仮決定となっていた追加試験を適用する火薬類については、前回リストアップした火薬類にのみとし、主管庁許可を要するその他の品名のものには適用しないこととなった。追加試験導入に反対のIMEは、追加試験の採択は次期2年間に延期すべきとする提案を提出したが採択されなかった。

2.4 HLS（環境安全研究所）の閃光組成物の試験

試験方法及び判定基準に新しい閃光組成物試験（時間/圧力試験）を含めること及び試験及び判定基準2.1.3.5.5の注2の改定をするとする提案は、採択された。

2.5 クラス1物質の特別包装要件

容器等級の要件に合致した金属容器も火薬類の容器に使用することができるとする提案は、火薬類は容器包装を含めた試験結果により分類されること及び落下試験は容器の封密度を担保するものではない等の理由で採択された。

3. IBC容器を含む容器性能

3.1 プラスチック容器からの透過

前回の会合でプラスチック容器からの透過は許されないとする新しい規定が設けられたが、6.1.4.0の規定は製造業者に混乱を与えるので削除すべきとする提案は、容器製造者は適切な容器を提供する責任があるという考えから不採択となった。

3.2 4.1章の改正

前回の会合で医療廃棄物に4.1.1.15を適用することが決定されたが、他の6.2の危険物と矛盾することとなるため、前回の決定を元に戻すべきであるとの提案は、採択された。

3.3 複合 IBC 容器の内装容器の製造年月日

前回会合にて採択された複合 IBC 容器の内装容器に製造年月日の表示方法を具体的に示した提案は、修正を加えた INF57/Rev1 の改正案にて採択された。

4. 危険物リスト、分類及び容器包装

4.1 特別要件 SP274 の適用

意見交換の後、採決が取られ、次の事項が採択された。

- (a) 14 の包括品名又は特定の物質に対し運送禁止を規定している新しい規定に従ったその他の物質に SP274 を適用する。
- (b) 54 個のクラス 6.1 物質、金属触媒関連の 4 種類及び高温輸送物質関連の 3 種類に SP274 を適用する。
- (c) 医薬品(薬)(UN1851, 3248 及び 3249)関連の 6 種類には SP274 を適用しない。

4.2 P602 におけるガラス製内装容器の充填量

ガラス製内装容器の充填量を改正するとする提案は、修正の上採択された。

改正は実務を行っている工業界に影響を与えるとして ICCA が提議した問題は、容器包装要件 P601 及び P602 に限定されるものではないことが指摘され、次期 2 年間にこの問題点を再検討することとなった。

4.3 2.5.3.2.4 の有機過酸化物リストにあるエントリーの改正

90%濃度を超える 2,5-DIMETHYL-2,5-DI-(tert-BUTYLPEROXY)HEXANE をドイツの BAM にてケーン試験を行ったところ、再分類が必要であることが判明したので、現在のエントリーを修正すべきとする提案は、採択された。

4.4 UN1404 水素化カルシウムの特例要件

水素化カルシウムに微量危険物で運送できる旨の特例要件を追加するとする提案は、一般的な原則は、微量危険物の輸送をシステム化させることであり、これらの原則に例外を導入することはよくないとの意見が大勢を占め、賛同が得られなかったため、英国代表は提案を取り下げた。

4.5 ニッケル水素電池の輸送

規則にない物品に規定を設けることは適切でないとする意見も出されたが、ニッケル水素電池の国連番号をクラス 9 とする提案は採択されなかった。

4.6 UN3166 内燃機関、引火性液体/ガス車両

正式品名と特別要件 SP312 を改正する提案は、構成上の修正を加えて採択された。"fuel cell"の定義も 1.2.1 に追加された。

4.7 特別要件 32X 及び UN3166

提案は、ドラフティンググループにより見直しが行われ、INF67 にある UN3468 水素吸蔵合金の新しい又は改正した定義、特別要件及び容器包装要件を採択した。

4.8 UN3468 水素吸蔵合金の改正

水素吸蔵合金に関する改正提案は、ISO が ISO16111:2008「輸送可能な蓄電池 再生可能水素吸蔵合金」を発行したことを確認し、一部修正を加え採択された。

4.9 UN3341 二酸化チオ尿素の副次性危険 6.1

OECD のテストガイドライン 403 は固体の物質の輸送におけるリスクを評価するには適切でないとの意見が出され、ドイツの専門家は、次期 2 年間に物質の毒性を実証する新しいデータを提出することとした。

4.10 容器包装要件 IBC520 の改正

UN3109 の容器包装要件に 31H2、最大容量 1,500 リットルを追加することを提案は、採択された。

4.11 大型リチウム電池及びアッセンブリーの試験

大型リチウム電池の試験に関する現在の規定を改正する提案は、温暖化ガスに関する世界的な傾向を考慮して電気やハイブリッド車用のバッテリーの使用が増していることを認識すれば、非常に大切であることが同意され、採択された。

4.12 吸入毒性物質

吸入毒性物質を明確にする新しい特別要件を追加し、(2016 年以降の輸送に対して) より厳しいタンク要件を適用するとする提案は採択された。しかし、UN1838 (titanium tetrachloride) を提供除外するとする ICCA の提案は、受け入れられなかった。

4.13 “Read Across”に基づく吸入毒性物質

包括的見直しに基づき区分 6.1 容器等級 のイソシアネート類の再分類及びそれらを輸送するタンクのより厳しい規定を設けるとする提案は、採択された。

4.14 UN3200 その他の自然発火性物質の特別要件

提案に述べられている物質の輸送は決定されており、現有の安全要求を緩和する理由が見つからないとの意見が出された一方、詳細で適切な輸送規定を考慮して新しい国連番号を作成すべきとの意見も出された。英国は提案を取り下げたが、この種の非常に少量の危険物の実情を検討する必要があると、小委員会で議論するよう要請した。

4.15 リチウムボタン電池の表示に関する除外規定

リチウム電池の表示規定からリチウムボタン電池を除外する提案は、INF63 の改正提案にて採択された。

4.16 硫黄化合物を含有する原油の分類

提案は採択されなかったが、分類を単純化するとして、クラス 3 副次性危険 6.1 の UN3494 のみを残し、UN3495(クラス 6.1、副次性危険 3)を削除することが決定された。

4.17 UN1072 酸素(圧縮されているもの)の特別要件 225 の追加

航空機に搭載されている非常用酸素シリンダーを消火器と同等の扱いにできるようにすべきとする提案は、UN1072 に SP225 に似た特別要件を追加するとする提案 2 が、修正の上採択された。

4.18 UN1845 の適用規定

医療、検査及び試験に使用されるドライアイスであっても運送書類や表示は必要であり、免除規定を削除すべきとする提案は、採択された。

4.19 吸入毒性物質の微量危険物規定

吸入毒性物質で PG のものは微量危険物として輸送されるべきではないとする提案は、論理的であるとして採択された。

5. 電子データ(EDI)を使用した書類作成・提出

5.1 書類申請に替えて EDI の使用を構築するための 5.4 章の改正

全ての国で EDI システムが構築されている訳ではないので、EDI を使用してもいつでもすぐに紙の書類が提出できるようにするとする内容で、5.4「書類」と 7.1「全輸送モードにおける輸送規定」を改定するとする提案は、修正の上採択された。

6. モデル規則改訂に関するその他の提案

6.1 7.1.3.2.3 の改正

前回会合で指摘された事項を考慮し、UN1477 硝酸ルビジウムを追加して硝酸アルカリ金属及び硝酸アルカリ土類金属を具体的に明確化した提案は、一部修正の上採択された。

6.2 遺伝子組み換え生物・微生物の輸送

輸送中及びその使用にどんな危険があるか根拠がなく、GMOs 及び GMMOs に関し国連勧告に規定を定めておくことは適正でないとする考えと、輸送中の飛散は環境に長期的な損害を与え、特に使用の禁止や制限を行っている国においては、その輸送においても事故による飛散を防ぐよう規定しているので国連勧告に規定を定めるべきとの考えに意見が分かれたが、採決の結果、GMOs 及び GMMOs の輸送規定を国連勧告に残すことが決定された。

6.3 5.2.1.6.1 の表示規定の解釈

5.2.1.6.1 にある制限は、容器に含まれる実質の量に適應すべきであり、容量又は容器の最大量ではないことを確認し、提案は採択された。

6.4 ポータブルタンクの表示

ポータブルタンク自体又は金属製の名板にポータブルタンクの要件を記載するとする提案は経過措置を含めて採択された。

6.5 ポータブルタンク及び MEGCs の衝撃試験

ポータブルタンクの衝撃試験に関するデザイン変更規定 41.2 の改正提案は、採択された。MEGCs については現在のテキストが適用され、改善するための更なる作業を進めることとなった。

6.6 冷却/空調ユニットの輸送

冷却用危険物を積載した貨物輸送ユニットに関する新しい規定 5.5.3 を設けるとする提案に対し多くの問題点が指摘され、英国の専門家は提案を取り下げ、次回会合に新しい提案をするために 2009 年 1 月末までに書面によるコメントを提出するよう要請した。

6.7 サルベージ圧力容器

サルベージ圧力容器の特別要件を設けることは同意が得られた。しかし、提案文書がたたき台の案として適切かどうかは議論がなされ、採決の結果不採択となった。ドイツの専門家は、出されたコメントを考慮し、新しい提案をするよう要請された。

6.8 6.2.2 の ISO 標準の参照

6.2.2.1.1 に ISO4706:2008 の参照を追加するとする提案は採択された。

6.9 6.2.2.7 再充填可能圧力容器の表示

シリンダー束に関する ISO 標準案が準備中であるので、EIGA が提議した問題を引き続き EIGA と CGA で検討していくことが確認された。

7. IAEA 放射性物質安全輸送規則との調和

7.1 IAEA 規則 2009 年度版との調和

IAEA 規則 2009 年度版案に調和させるため、モデル規則を改正するとする提案は、IAEA 代表が IAEA 規則と齟齬を生じるものではないため問題はないとの見解を示したので、採択された。

7.2 IAEA 規則との調和に関するその他案件

小委員会は、IAEA の技術会合の検討結果を反映した事務局の提案は、まだ TRANSSC で検討されていないことを確認し、4.1.9.1.5 に関する提案のみ採択し、L 型輸送物の要求事項に合致する包装で輸送される”uranium hexafluoride”に UN 番号を割り当てるとす

る提案は現在のところ何も検討をしないこととした。

7.3 放射性物質 L 型輸送物の適用規定

この問題については、IAEA 規則の将来版のため IAEA で見直しは今もなされていることを確認し、IAEA の結論を待つこととした。

7.4 特別要件 SP290 の改正

副次危険性を有する放射性物質を含む L 型輸送物は 3.5 章の要件に合致する場合クラス 7 に分類されるべきとする IATA 提案は、修正の上採択された。

8. GHS に関する問題

8.1 試験 N5 水反応可燃性物質低ガス発生試験の能力

GHS 小委員会が、非常に緩やかに毒性ガスを発生する問題を適切に処理するため小委員会に対し、試験方法及び判定基準の試験 N5 の改善に関する語彙を参照するよう決定したことを受け、小委員会は、これを検討する会期外のアドホックワーキンググループを立ち上げ、この主題を次期 2 年間の作業項目に入れることを決定した。

8.2 自己発熱性物質及びその混合物

自己発火温度の定義を明確化するとする提案は、採択された。

8.3 GHS 腐食性判定基準の国連勧告クラス 8 への導入

輸送規則を GHS に完全に調和させることは、現在輸送上は腐食性があると規定されていない物質の輸送規則を拡大する可能性があり、輸送分野においては提案された改正の重要性を評価するにはもっと時間が必要であるとの意見が多く出され、この検討は、次期 2 年間に延期することが了承された。

9. 2009-2010 年次の作業計画

9.1 複合輸送の調和

各モード間の調和及び規則テキストを減少させる手立てを次年次の作業とするとする提案は、他の作業計画とともに承認された。

9.2 2009-210 年次の作業計画

次期年次の作業計画に含める事項は次のとおりとされた。

- (a) 火薬類及びその関連事項（鈍感化爆薬及びテストシリーズ 7 を含む）
- (b) リスト、分類及び容器包装（混合物及び溶液の分類を含む）
- (c) 蓄電システム（リチウム電池、ウルトラキャパシターを含む）
- (d) 国連勧告の改正に関するその他の提案（冷却/空調ユニットの輸送を含む）
- (e) 電子データシステム
- (f) IAEA との協調
- (g) 危険物輸送規則の国連勧告との世界調和

- (h) モデル規則指針（最新版）
- (i) GHS 関連の問題（腐食性評価基準、毒性ガスを発生する水反応性物質、不安定ガスを含む）

10. ECOSOC 決議案 2009/

10.1 事務局提案（INF.74）の「ECOSOC 決議案 2009/」は、提案どおり採択され、危険物輸送・分類調和専門家委員会に上程されることとなった。

11. 2009-2010 年次の役員選出

11.1 次期 2 年間の議長に Mr. R. Richard（米国）、副議長に Mr. C. Pfauvadel（フランス）が再選された。

* * *

付録 2.5 第 15 回分類調和小委員会個別提案概要(対応及び結果)

文書番号	標 題	提 案 内 容	対 応	備 考・結 果
08/1 (OECD) (2c)	オゾン層破壊物質の 分類と表示	オゾン層破壊物質の分類と表示に関する新しい 4.2 章を設けることを提案する。提案の概略は次のとおり。 ・ モントリオール条約で指定されている物質又はその物質が 0.1% 以上含まれている混合物を区分 1 とする。 ・ オゾン層破壊物質のラベル要素は次のとおり。 シンボル：感嘆符 注意喚起語：警告 危険有害性情報：オゾン層破壊により健康及び環境に有害	適宜	採択
08/2 (IMO) (5a)	IMO BLM 12 からの MSDS に関する問題 点	GHS が定めている MSDS の記載事項のみでは、海運産業の化学品や油を取扱う労働者に伝える有害情報は不十分である。従って、海運産業従事者用にも適用できる MSDS にするために IMO がやっている見直しを GHS に含めるよう提案する。	適宜	継続審議 特定分野毎に対応が必要として継続審議となった。
08/3 (ドイツ) (2b)	3.8 章（判定論理）の 改正	特定標的臓器毒性（単回暴露）に関して、麻酔作用及び気道刺激性については、区分 1、区分 2 と異なる有害性を示すので、単回暴露データがあれば区分 1、区分 2 の評価を経ないで、麻酔作用又は気道刺激性の評価ができるよう判定論理の 3.8.5.1 及び 3.8.5.2 を改正することを提案する。	適宜	一部採択 呼吸器系等にも考慮すべきとして一部採択となった。
08/4 (ドイツ) (2b)	表 3.1.2 の改正	急性毒性の表 3.1.2 にある変換値を用いて分類を行うと、区分 2 に入った混合物の区分が 1 になることが起こる。又、区分 3 でも同様のことが起こる。この問題を避けるため変換値を次のように改めることを提案する。 経口 区分 2 変換値 5 10 経皮 区分 2 変換値 50 70 気体 区分 2 変換値 100 140 蒸気 区分 2 変換値 0.5 0.7 粉じん/ミスト 区分 2 変換値 0.05 0.1 区分 3 変換値 0.5 0.6	適宜	採択
08/5 (ドイツ) (2a)	引火性液体に関する 問題	第 31 回 TDG 小委員会 GHS 上の引火性液体類に関する問題点の明確化を提案し、一部は採択されたが、燃焼継続試験については継続審議となった。引火点が 35 を超える液体に関する注記 2 は定義が曖昧であるので、「区分 4 に該当するものは輸送については引火性液体とされないことがある」と明記することを提案する。	適宜	継続審議 TDG 小委員会継続審議となったことを支持した。
08/6 (ドイツ) (2a)	爆発性を有する物質	爆発性を有する物質の分類に関する試験手順に関しては、試験シリーズ 1 から 3 は固有特性を試験することを目的に非包装の物質で行なわれ、試験シリーズ 4 から 7 は包装された物質を試験することを目的としているので、輸送のための試験と言える。この試験方法は輸送には適切であるが供給や消費には有効でない。従って、供給や消費を目的とした試験手順を検討したワーキンググループによる議論を要請する。	適宜	取り下げ TDG 小委員会支持が得られず、取り下げとなった。
08/7 (CEFC) (3)	非常に小さな容器包 装の表札	極小容器には全ての有害性情報が記載できない場合がある。この問題を解決するために「管轄官庁の裁量でラベル情報を減らすことができる。」「人や環境に対して影響がないことを供給者が明らかにできる場合は、ラベルから有害情報を外すことができる。」等の緩和規定を定めることを提案する。	適宜	次期新提案 一般規定を設ける等の案を検討中。
08/08 (事務局) (5c)	UN モデル規則におけ る In Vitro 腐食性試験 の参考文献	「人実験データがない場合は、OECD テストガイドライン 404 又は 435 によってデータを取得すること。430 又は 431 で腐食性がない物質は、追加試験なしで皮膚腐食性がないと判断してよい。」	適宜	採択

08/09 (オランダ) (2a)	鈍感化爆薬に関するワーキンググループ報告	鈍感化爆薬類に関するワーキンググループを2007年12月17日及び2008年3月31日に開催した。ワーキンググループにて鈍感化爆薬類の分類に関する次の基本原則が同意されたので、その内容につきコメントを求めらる。 (a) 鈍感化爆薬類について別のカテゴリを設ける (b) 鈍感化爆薬類に3つのタイプを設ける (c) 3つのタイプに基本的な有害特性を設ける	適宜	継続審議 ワーキンググループの進捗状況報告を継続して受けることとした。
08/10 (フランス) (2b)	水と反応して有毒ガスを発生する物質及び混合物の分類	水と反応して有毒ガスを発生する物質及び混合物の分類については、2003年から2006年にかけて検討をしたが毒性混合ガスの議論等もあり、議論は進まず検討されなくなってしまう。この問題について再度検討を始めたので、以前提出した提案を検討しコメントを寄せるよう要望する。	適宜	継続審議 試験 N5 の改善が必要であるとして継続審議となった。
08/11 (IPIECA) (2b)	3.10.1の改正	吸引性呼吸器有害性における誤嚥の定義に「液体又は固体の化学物質が口又は鼻腔から直接、又は嘔吐によって間接的に、気管及び下気道へ侵入することをいう。」とあるが、固体においては微粒子でない肺胞などを傷つけることもない。又、固体の大きさの定義もないので、GHS分類基準では、液体の物質と混合物にのみ適用している旨を明記することを提案する。	適宜	修正の上採択 人の経験による分類もできるよう修正がなされた。
08/12 (事務局) (2b)	表3.1.1及び3.8.1の数値	第12回会合において、急性毒性推定値を示す表3.1.1の気体区分4の値が5,000から20,000に、単位もppmからppmVに改正された。これに伴い、特定標的臓器毒性(単回暴露)の表3.8.1の吸入(ラット)気体区分2のガイダンス値の範囲を同様に修正する必要があるため、数値と単位を訂正するよう提案する。	適宜	採択
08/13 (ドイツ) (2b)	3.8.1、3.9.1及び3.9.2の改正	表3.8.1の改正 急性毒性の表3.1.1の注記(b)には「カットオフ値は4時間試験暴露に基づくので、既存の吸入毒性データを換算する場合には、・・・粉じん及びミストの場合は4で割る。」とあるので、表3.8.1の「吸入(ラット)気体」及び「吸入(ラット)蒸気」の単位をそれぞれppm/4h及びmg/l/4hに改正することを提案する。 表3.9.1及び表3.9.2の改正 表の数値の区分が明確でないため、「未満」「以上」の用語を使用して数値範囲を明確化することを提案する。	適宜	修正の上採択 数値範囲の明確化の一部を修正して採択された。

付録 2.6 第 15 回国連分類調和専門家小委員会審議概要

1. 会期、参加国、議題等

1.1 会期及び開催場所

会期 : 平成 20 年 7 月 9 日～11 日

場所 : 国連欧州本部(Palais des Nations、ジュネーブ)

1.2 参加国等

1.2.1 国及び国際機関

- (1) 委員国 : アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、日本、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、カタール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、英国及び米国
- (2) オブザーバー国 : ジャマイカ、ケニア、ラオス、韓国、スロベニア、スイス、タイ及びベトナム
- (3) 国連機関及び政府間機関 : UNITAR、ILO、IMO、WHO 及び OECD
- (4) 非政府国際機関 : FEICA、CGA、DGAC、CEFIC、CEPE、EIGA、IFPCM、AISE、ICCA、IFA、ISO、IPPIC、IPIECA、IME、RCMASA、SDA 及び USFCC

1.2.2 わが国からの参加者(敬称略・五十音順)

薄葉 州 (独立行政法人産業技術総合研究所)

城内 博 (日本大学大学院理工学研究科)

中島紀昭 (独立行政法人産業技術総合研究所)

濱田高志 (社団法人日本海事検定協会)

三宅庸雅 (国連危険物輸送専門家委員会委員・社団法人日本海事検定協会)

森田 健 (国立医薬品食品衛生研究所安全情報部)

1.3 議題の採択

- 1.3.1 第 15 回小委員会の予定議題は、期限後送付された INF.1 から INF.44 を含めて今回回文書とすることを承認して採択された。

2. GHS 勧告第 2 訂版の最新化

2.1 物理化学的危険性

2.1.1 引火性液体に関する問題

引火点が 35 を超える液体に関する注記 2 は定義が曖昧であるので、「区分 4 に該当するものは輸送については引火性液体とされないことがある。」と明記するとする提案は、区分 4 に対する適当な試験を考慮する必要があるとして継続審議となった。

2.1.2 爆発性を有する物質

爆発性を有する物質の分類に関する試験方法は、輸送には適切であるが供給や消費には有効でないので、供給や消費を目的とした試験手順を検討するワーキンググループを設けるとする提案は、TDG 小委員会で賛成が得られず、取り下げられた。

2.1.3 鈍感化爆薬に関するワーキンググループ報告

鈍感化爆薬類の分類に関する基本原則がワーキンググループで同意されたので、その内容につきコメントを求めるとする提案は、ワーキンググループの進捗状況報告を継続して受けることが同意された。

2.2 健康有害性

2.2.1 3.8 章（判定論理）の改正

単回暴露データがあれば区分 1、区分 2 の評価を経ないで、麻酔作用又は気道刺激性の評価ができるよう判定理論の 3.8.5.1 及び 3.8.5.2 を改正するとする提案は、呼吸器系や中枢神経への影響も考慮すべきとして、一部修正の上採択された。

2.2.2 表 3.1.2 の改正

急性毒性の表 3.1.2 にある変換値を修正するとする提案は、急性毒性点推定値の使用が混合物全体を過大評価するとの意見が受け入れられ、採択された。

2.2.3 水と反応して有毒ガスを発生する物質及び混合物の分類

水と反応して有毒ガスを発生する物質及び混合物の分類についての提案は、まず行うべき作業は試験 N5 の改善であることを確認し、この作業を TDG 小委員会に委任して継続審議することとした。

2.2.4 3.10.1 の改正

吸引性呼吸器有害性における誤嚥の定義を明確化するとする提案は、粉状の化学物質が人での証拠に基づいて分類できるよう修正を加えて採択された。

2.2.5 表 3.1.1 及び 3.8.1 の数値

特定標的臓器毒性（単回暴露）の表 3.8.1 の吸入（ラット）気体区分 2 のガイダンス値の範囲を修正するとする提案は、採択された。

2.2.6 3.8.1、3.9.1 及び 3.9.2 の改正

単回暴露に関するガイダンス値の範囲を示す表 3.8.1 の単位を修正するとする提案及び分類を助けるガイダンス値を示す表 3.9.1 と表 3.9.2 の数値範囲を明確化するとする提案は、修正の上採択された。

2.3 環境有害性

2.3.1 オゾン層破壊物質の分類と表示

オゾン層破壊物質の分類と表示に関し、モントリオール条約で指定されている物質又はその物質が 0.1%以上含まれている混合物を区分 1 とする提案は、表示及び判定基準を含め全て採択された。

3. ハザードコミュニケーション

3.1 非常に小さな容器包装の表札

極小容器の表示に関するワーキンググループの作業状況の報告がなされた。ワーキンググループは、一般原則を策定し、用語を明確化することを検討しており、次期会合に新規提案する予定であることが示された。

4. GHS の実施

4.1 政府又は機関からの報告

4.1.1 IMO BLM12 からの MSDS に関する問題点

海運産業従事者にも適用できる MSDS にするために IMO が行っている見直しを GHS に含めるよう要望する提案は、海運関係に限らず、特別の分野に対しては特別な配慮が必要であることが認識され、さらなる検討をしていくことが決定された。

4.2 実施に関するその他の課題

4.2.1 UN モデル規則における In Vitro 腐食性試験の参考文書。

皮膚腐食性試験に関して、In Vitro 試験を取入れるよう国連勧告を改正する提案は、OECD テストガイドライン 435、430 及び 431 に記載されている In Vitro 皮膚腐食性試験が OECD テストガイドライン 404 の In Vitro 試験の代替試験として使用できることを確認し、TDG 小委員会が採択した国連勧告の改正は適切であることを確認して採択された。

5. キャパシティ・ビルディング

5.1 UNITAR は、ワークショップ開催やトレーニング教材の最新版を開発して試験使用を始めた等の活動報告をした。

6. その他

6.1 参加要請

6.1.1 USFCC (US Fuel Cell Council) 及び IFA (International Fireworks Association) から提出されたオブザーバー参加要請は承認されたが、BFA (British Fireworks Association) から提出された参加要請は、多くの国が参加した組織でないとして却下された。

* * *

付録 2.7 第 16 回分類調和小委員会個別提案概要(対応及び結果)

文書番号	標 題	提 案 内 容	対 応	備 考・結 果
08/14&A1 (事務局) (2)	GHS第2版の改正案	第 13、14、15 回の小委員会で採択された改正案を 08/14 に取りまとめ、改正案に伴い修正すべき点を事務局が洗い出し、08/14Add.1 にまとめたので、内容を検討することを要望する。	適宜	採択
08/15 (事務局) (2d)	オゾン層破壊物質の分類と表示	前回会合にてオゾン層破壊物質の分類と表示に関する新しい規定を 4.2 章を設けることが採択された。従って、附属書 3 の危険有害性情報のコードにオゾン層破壊物質の項を設けることを提案する。	適宜	修正の上採択 P502 の「製造者」は「製造者/供給者」と修正することとなった。
08/16 (事務局) (2a)	ANE の分類手順 (図 2.1.4) の改正	GHS2.1 章の改正は、TDG 小委員会第 33 回会合で採択されたことを UN/CEGHS/15/INF.40 にて報告したところ、事務局は正式文書で提案すべきとの要望があったので、次の改正を正式提案する。 ・ 図 2.1.4 の表題を「ANE の分類判定手順」とする。 ・ 図 2.1.4 の左下ボックスの内容を「ANE 物質/混合物は区分 2 酸化性液体又は区分 2 酸化性固体に分類する。(2.13 章及び 2.14 章)」	適宜	採択
08/17 (OECD) (2C)	水生媒体中の金属及び金属化合物の変化/溶解に関する手引き	前回会合にて変化/溶解プロトコルガイダンスにおけるリングテスト及び統計的分析を紹介し、1.1.2.11.2 及び附属書 10 を改正する提案をしたところ、内容については理解が得られたが、正式文書にて提案するよう要請を受けた。従って、水生媒体中の金属及び金属化合物の変化/溶解に関する手引きが GHS に取入れられるよう 1.1.2.11.2 及び附属書 10 の改正を提案する。	適宜	採択
08/18&A1 (事務局) (2b)	強い感受性、弱い感受性	現在の 3.4 章には感受性の強弱を区分する基準は明記されていないので、データが十分あり、主官庁が必要としている場合は、3.4 章の判定基準に皮膚感受性及び呼吸器感受性の細区分ができるように規定を改正することを提案する。	適宜	修正の上採択 編集上の修正を加えて採択された。
08/19 (フランス/ドイツ) (7)	試験 N5 水反応可燃性物質/低ガス発生試験の能力	試験 N5 水反応可燃性物質/低ガス発生試験の能力	適宜	継続審議 提案どおり次回 2 年間の作業計画に組み入れられた。
08/20 (ドイツ) (2a)	自己発熱性物質及びその混合物	自己発熱性物質の定義が曖昧で正確とは言えないので、国連勧告 2.4.3.1.2 に次を規定し改正することを提案する。 「自己発熱温度とは、ある時間内に自己発熱する量があり、自然発火に続き自己発熱する周囲の最低温度をいう。」	適宜	修正の上採択 編集上の修正を加えて採択された。
08/21 (オーストラリア他) (2c)	土壌環境有害物質の判定基準及び表示に関する作業進捗状況	環境有害物質については、水生環境有害物質の規定は定められたが、土壌環境有害物質については、未だ定まっていない。2007 年から 2008 年にかけて OECD は以下の作業を進めたので、土壌環境有害物質の検討を提案する。 ・ 現在あるシステムの見直し ・ 危険有害性情報 ・ 試験手順及び判定基準 ・ 科学的問題点の洗い出し	適宜	継続審議 更なる検討が必要であることが認識され、継続審議となった。

08/22 (オーストラ リア) (5c)	GHS 実施に関する問 題点非公式ワーキン ググループの提案	前回会合でこの問題を検討する非公式ワーキンググループを設けることが承認された。前回会合以降ワーキン ググループにて検討した次の問題を解決するよう提案する。 ・ 専門用語に関する問題（課題 1.1 から 1.7） ・ 混合物の分類に関する問題（課題 2.1 から 2.3） ・ 特定の有害性に関する問題（課題 3.1 から 3.26） ・ その他（ビルディングブロック実施、教育訓練に関する問題等） ・ 継続して検討すべき事項及び検討方法	適宜	一部採択 専門用語に関する提案は、 一部採択された。
08/23 (米国) (4)	混合物の分類に関す るワーキンググルー プの報告	前回の第 15 回小委員会にて、問題点をカテゴリー別に検討し、次回会合に新提案することを約束した。 ワーキンググループは問題を 3 つのカテゴリーに分けて次のとおり提案する。 ・ GHS テキストの編集上の修正 ・ 混合物分類方法の例 ・ 追跡調査が必要な問題点	適宜	継続審議 GHS テキストの編集上の修 正は、採択された。
08/24 (英国) (2d)	附属書 1、2 及び 3 の 見直し	前回会合にて附属書 1、2 及び 3 の見直しをすすとすする提案を 15/INF26 にて提出した。その際、「物理化学的 危険性の有害情報が統一されていない。」「情報の削除や修正は、使用者への意図しない影響が起こりうるの で簡素化するべき。」等の意見が寄せられた。それらのコメントを考慮して、編集上の修正や次期 2 年間に行う べき作業計画を提案する。	適宜	採択 1.4.10.5.3.3 の修正案及び作 業計画は採択された。
08/25 (スウェーデ ン) 2(a)	引火性危険がある工 アゾールの分類基準	エアゾールに充填されている引火性成分を分析し、GHS の 2.2、2.6 及び 2.7 章に従って、引火性ガス、引火性 液体、引火性固体として分類している状況がある。しかし、GHS では引火性危険があるエアゾールは引火性工 アゾールとするよう 2.3 章に規定している。従って、2.2、2.6 及び 2.7 の章にある表 2.2.1、2.6.1、2.7.1 に次の 注記を記載することを提案する。 注記 2：エアゾールは引火性ガスと分類してはいけない。2.3 章参照 注記 4：エアゾールは引火性液体と分類してはいけない。2.3 章参照 注記 2：エアゾールは引火性固体と分類してはいけない。2.3 章参照	適宜	採択
08/26 (CEFC) 3	非常に小さな容器包 装の表札	前回会合で問題点を継続審議していくことが承認された。その後、ワーキンググループで検討し、非常に小さ な容器の一般規定を設けること、容器包装の定義の見直し及び次期 2 年間の作業予定を決定した。ワーキング グループの検討内容を基に作業を進めていくことを提案する。	適宜	継続審議
08/27 (CEFC/AISE /SDA) (2c)	4.1.2.10.3 の改正	前回会合にて急速分解性の判定基準に多成分物質の例外規定を設けるとする提案（15/INF35）を提出したとこ ろ、十分な検討時間がないとして次回会合に正式文書を提出するよう要請された。今回、前回会合で出された コメントを考慮して、4.1.2.10.3 に「物質が界面活性剤典型である UVCB ³ のような多成分物質である場合は、 生分解開始後 10 日以内の生分解を満たす必要はなく、28 日間を適用する。」を追加することを提案する。	適宜	修正の上採択 INF40/Rev1 の内容にて採択 された。
08/28 (オーストラ リア事務局) (5c)	“Endpoint”の用語問題	GHS の文書中に“Endpoint”という用語が各所で使用されている。しかし、この用語の定義はなく、各危険有害 性の規定事項に混乱を生じている。従って、1.2 章に“Endpoint”の定義を明記し、“Endpoint”の用語の使用方法 について検討することを提案する。	適宜	継続審議 更なる検討が必要であると して継続審議となった。

付録 2.8 第 16 回国連分類調和専門家小委員会審議概要

1. 会期、参加国、議題等

1.1 会期及び開催場所

会期 : 平成 20 年 12 月 10 日～12 日
場所 : 国連欧州本部(Palais des Nations、ジュネーブ)

1.2 参加国等

1.2.1 国及び国際機関

- (1) 委員国 : アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、日本、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、カタール、セルビア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、英国及び米国
- (2) オブザーバー国 : ケニア、韓国、ロシア、スロベニア、スイス及びベトナム
- (3) 国連機関及び政府間機関 : UNITAR、IMO、EC 及び OECD
- (4) 非政府国際機関 : FEICA、CGA、DGAC、CEFIC、EFMA、EIGA、FEA、IFPCM、AISE、ICCA、IDGAC、ISO、IPPIC、IPIECA、RCMASA、SDA 及び SAAMI

1.2.2 わが国からの参加者(敬称略・五十音順)

薄葉 州 (独立行政法人産業技術総合研究所)
城内 博 (日本大学大学院理工学研究科)
濱田高志 (社団法人日本海事検定協会)
三宅庸雅 (社団法人日本海事検定協会)
森田 健 (国立医薬品食品衛生研究所安全情報部)

1.3 議題の採択

- 1.3.1 第 16 回小委員会の予定議題は、期限後送付された INF.1 から INF.43 を含めて今回回会合文書とすることを承認して採択された。議長の要請により ST/SG/AC.10/C.4/2004/22 は取り下げられた。

2. GHS 勧告第 2 訂版の最新化

2.1 GHS 第 2 版の改正案

第 13、14、15 回の小委員会で採択された改正案及び改正案に伴い修正すべき規定の提案は、修正なく採択された。

2.2 物理化学的危険性

2.2.1 ANE の分類手順(図 2.1.4)の改正

ANE の分類手順(図 2.1.4)の改正提案は、TDG 小委員会が採択した内容がそのまま受け入れられ、採択された。

2.2.2 自己発熱性物質及びその混合物

自己発熱性物質の定義が曖昧で正確とは言えないので、自己発火温度の定義を明確にして問題を解決とする提案は、編集上の修正を加えた上で採択された。

2.2.3 引火性危険があるエアゾールの分類基準

GHS では引火性危険があるエアゾールは、引火性エアゾールと分類するよう規定しているので、より明確化するために注記を加えるとする提案は、エアゾールは引火性ガスとして運送されるべきとする意見も出されたが、原案どおり採択された。

2.3 健康有害性

2.3.1 強い感作性、弱い感作性

皮膚感作性及び呼吸器感作性の細区分ができるように規定を改正すべきとする提案は、編集上の修正を加えて採択された。危険有害性情報の不統一に関しては、危険有害性情報のみ修正すべきとして採択された。

2.4 環境有害性

2.4.1 水生媒体中の金属及び金属化合物の変化/溶解に関する手引き

水生媒体中の金属及び金属化合物の変化/溶解に関する手引きの内容を GHS の 1.1.2.11.2 及び附属書 10 に取入れるとする提案は、変化/溶解プロトコールガイダンスが受け入れられ、修正なく採択された。

2.4.2 土壌環境有害物質の判定基準及び表示に関する作業進捗状況

土壌環境有害物質の判定基準及び表示に関する作業状況が確認され、更なる検討をするよう次期 2 年間の作業予定に組み入れられた。

2.4.3 4.1.2.10.3 の改正

急速分解性の判定基準に多成分物質の例外規定を設けるとする提案は、OECD テストガイドラインでは試験は純粋な化学物質やオイルや界面活性剤のような構造が似ている化学品の混合物の急速分解性を調べる場合のみ適用されるべきであるので、提案内容の一部は適切でないとして修正を加えた上採択された。

2.5 附属書

2.5.1 オゾン層破壊物質の分類と表示

オゾン層破壊物質の分類と表示に関する新しい規定 4.2 章が設けられたことに伴い附属書 3 の危険有害性情報のコードにオゾン層破壊物質の項を設けるとする提案は、P502 の「製造者」を「製造者/供給者」とする修正を加えて採択された。

3. ハザードコミュニケーション

3.1 附属書 1、2 及び 3 の見直し

連結危険有害性情報及び注意書きに関する提案中、1.4.10.5.3.3 の危険有害性情報の割り当てに関する優先順位の修正案は、提案どおり採択され、次期 2 年間の作業予定も同意がなされた。

3.2 非常に小さな容器包装の表札

極小容器の表示に関するワーキンググループの作業状況の報告がなされた。ワーキンググループが示した一般原則や用語の明確化を検討することで、次期 2 年間の作業予定が承認された。

4. GHS 基準の適用に関する指針の策定

4.1 混合物の分類に関するワーキンググループの報告

問題を 3 つのカテゴリーに分けて問題を解決して行くとする提案は、GHS テキストの編集上の修正を採択し、その他は継続審議していくこととなった。

5. GHS の実施

5.1 実施に関するその他の課題

5.1.1 GHS 実施に関する問題点非公式ワーキンググループの提案

非公式ワーキンググループで検討した専門用語に関する問題、混合物の分類に関する問題、特定の有害性に関する問題及び教育訓練等に関する問題を検討課題として列挙し、検討するよう依頼した提案は、用語に関する提案の一部を採択した上、継続審議して行くことで了承がなされた。

5.1.2 “Endpoint”の用語問題

“Endpoint”の定義を明確化し、その使用方法を検討すべきとする提案は、更なる検討が必要であるとして、継続審議となった。

6. 2009-2010 年次の作業計画

6.1 試験 N5 水反応可燃性物質低ガス発生試験の能力

水反応可燃性物質低ガス発生試験に関し検討するワーキンググループを設立し、N5 試験方法の問題点を検討していくとする提案は、次期 2 年間の作業計画に組み入れ、検討を進めることで同意がなされた。

7. ECOSOC 決議文案

7.1 事務局提案(16/INF.32)の「ECOSOC 決議案 2009/ 」は、提案どおり採択され、危険物輸送・分類調和専門家委員会に上程されることとなった。

8. 2009-2010 年次の役員選出

8.1 次期 2 年間の議長に Mrs. K. Headrick(カナダ)を再選し、副議長に MR. T. Gebel(ドイツ)及び Ms. Elsie Snyman(南アフリカ)を選出した。

* * *

付録 2.9 第 4 回国連危険物輸送・分類調和専門家委員会審議概要

1. 会期、参加国、議題及び議長等

1.1 会期及び開催場所

会期 : 平成 20 年 12 月 12 日

場所 : 国連欧州本部(Palais des Nations、ジュネーブ)

1.2 参加国等

1.2.1 国及び国際機関

(1) 委員国 : アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ブラジル、カナダ、中国、フランス、ドイツ、日本、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、スウェーデン、英国及び米国

(2) オブザーバー国 : コロンビア、ガーナ、インドネシア、ナイジェリア、フィリピン、ルーマニア、スイス及びタイ

(3) 国連機関及び政府間機関 : EC 及び OECD

非政府国際機関 : ICCA、IPPIC 及び SDA

1.2.2 わが国からの参加者(敬称略・五十音順)

城内 博 (日本大学)

濱田高志 (社団法人日本海事検定協会)

三宅庸雅 (社団法人日本海事検定協会)

1.3 議題の採択

1.3.1 第 3 回会合の予定議題(ST/SG/AC.10/35)は、採択された。

2. 役員の選出

2.1 委員会は、議長には Ms. K.Headrick(カナダ)を、副議長には Mr. R. Richard(米国)を夫々選出した。

3. ECOSOC の決議及び決定

3.1 前回(第 3 回)会合以降に ECOSOC において採択された決議及び決定は、事務局提案文書(06/1)に基づき次が説明された。

3.1.1 国連勧告 15 訂版、試験方法及び判定基準 4 訂版の第 2 改正、GHS2 訂版の出版。

3.1.2 国連勧告、GHS のホームページでの公開及び試験方法及び判定基準を含む CD-ROM の販売。

4. SCETDG 及び SCEGHS の作業

4.1 委員会は、2007 - 2008 年次に開催された SCETDG 会合(第 31、32、33 及び 34 回)の報告書及び SCETDG 第 34 回会合(2006 年 12 月)において採択された危険物輸送勧告、モデル規則(第 15 版)及び試験マニュアル(第 4 版/修正 2)の改正案を承認した。

4.2 委員会は、2007 - 2008 年次に開催された SCEGHS 会合(第 13、14、15 及び 16 回)の報告書及び SCEGHS 第 12 回会合(2006 年 12 月)において採択された GHS(第 2 改訂版)の改正案を承認した。

5. 2009 - 2010 年次の作業計画

5.1 委員会は、SCETDG 及び SCEGHS が策定した夫々の 2007 - 2008 年次の作業計画を承認した。

6. 2009 - 2010 年次の会合日程は、次のとおりとされた。

35SCETDG	2009 年 6 月 22 日 ~ 26 日
17SCEGHS	2009 年 6 月 29 日 ~ 7 月 1 日 (a.m.)
36SCETDG	2009 年 11 月 30 日 ~ 12 月 9 日 (a.m.)
18SCEGHS	2009 年 12 月 9 日 (p.m.) ~ 11 日
37SCETDG	2010 年 6 月 21 日 ~ 30 日 (a.m.)
19SCEGHS	2010 年 6 月 30 日 (p.m.) ~ 7 月 2 日
38SCETDG	2010 年 11 月 29 日 ~ 12 月 7 日 (a.m.)
20SCEGHS	2010 年 12 月 7 日 (p.m.) ~ 9 日
5CETDG&GHS	2010 年 12 月 10 日

7. ECOSOC 決議 2009/ ... 案

7.1 委員会は、ECOSOC が 2009 年独立会合において審議するために事務局が作成した ECOSOC 決議 2009/ ... 案を承認した。

* * *

付録3 第13回DSC小委員会への日本提出文書



IMO

E

SUB-COMMITTEE ON DANGEROUS
GOODS, SOLID CARGOES AND
CONTAINERS
13th session
Agenda item 4

DSC 13/4/2
30 June 2008
Original: ENGLISH

**AMENDMENTS TO THE IMSBC CODE, INCLUDING EVALUATION OF
PROPERTIES OF SOLID BULK CARGOES**

Amendments to individual schedules for COAL and BROWN COAL BRIQUETTES

Submitted by Japan

SUMMARY

Executive summary:	This document proposes amendments to the draft individual schedules for COAL and BROWN COAL BRIQUETTES in the draft IMSBC Code
Strategic direction:	2 and 5
High-level action:	2.1.1 and 5.2.3
Planned output:	2.1.1.1 and 5.2.3.1
Action to be taken:	Paragraph 12
Related documents:	DSC 12/4/18; DSC 12/19 and DSC 12/19/Add.1

Background

1 At its last session, the Sub-Committee, while having agreed to the draft IMSBC Code (DSC 12/19/Add.1) for submission to MSC 84 for approval, decided to continue with considering the following issues at DSC 13 which could not be finalized and which need to be resolved prior to adoption of the Code by MSC 85 (DSC 12/19, paragraphs 5.10 and 5.15 to 5.19):

- .1 DRI cargoes;
- .2 classification of sulphur;
- .3 requirements for self-unloader type vessels; and
- .4 individual schedules for COAL and BROWN COAL BRIQUETTES.

For reasons of economy, this document is printed in a limited number. Delegates are kindly asked to bring their copies to meetings and not to request additional copies.

IMO60
60 YEARS IN THE SERVICE OF SHIPPING

2 Japan submitted a document (DSC 12/4/18) to DSC 12 proposing amendments to the draft individual schedules for COAL and BROWN COAL BRIQUETTES; however, the Sub-Committee could not consider the document due to time constraints. After DSC 12, Japan examined, again, the draft individual schedules and proposes amendments to the draft schedules, as set out in this document.

Stowage and segregation requirements

3 In the section for “Segregation and stowage requirements” of the appendix to the draft individual schedule for COAL, the following requirement exists:

“4 The master shall ensure that this cargo is not stowed adjacent to hot areas.”

In this requirement, it is unclear whether “heated tanks” and “machinery spaces” are included in hot areas or not, because the words “hot areas” are not defined. Therefore, Japan is of the opinion that the requirement should be clarified.

4 In this context, the following text in paragraph 7.1.1.15 of the IMDG Code could be taken into account:

“Where, for certain dangerous goods, protection from sources of heat is required, this shall be taken to include sparks, flames, steam pipes, heating coils, top or side walls of heated fuel and cargo tanks, and bulkheads of machinery spaces.”

5 If the words “hot areas” are interpreted as “sources of heat” defined in the above-mentioned text in the IMDG Code, the stowage of coal in cargo holds adjacent to heated fuel tanks is prohibited. On the other hand, coal has been carried in cargo holds adjacent to heated fuel oil tanks and bulkheads of machinery spaces and no fire accidents of coal cargo on ships operated by Japanese shipping companies have been reported.

6 In view of the above, Japan considers that the stowage of coal in cargo holds adjacent to heated tanks should not be prohibited, in general. However, such stowage should be prohibited, for safety, in the case that cargoes are “self-heating coals”.

7 In the section for “STOWAGE & SEGREGATION” of the appendix to the draft individual schedule for BROWN COAL BRIQUETTES, the following requirement exists:

“5 This cargo shall not be stowed adjacent to sources of heat.”

This text and the relevant part of the individual schedule should be amended in the similar manner for COAL.

Requirements for electrical components in spaces adjacent to cargo spaces

8 In the section for “General requirements for all types of these cargoes” of the appendix to the draft individual schedule for COAL, the following requirement exists:

“2 Before loading, the master shall ensure the following:

2.2 All electrical cables and components situated in cargo spaces and adjacent spaces are free from defects. Such cables and electrical components are safe for use in an explosive atmosphere or positively isolated.”

Similarly, in the section for "LOADING" of the appendix to the draft individual schedule for BROWN COAL BRIQUETTES, the following requirement exists:

"3 Before loading this cargo, the master shall ensure the following:

3.2 all electrical cables and components situated in cargo spaces and adjacent spaces are free from defects. Such cables and electrical components are safe to be used in a flammable and/or dusty atmosphere or positively isolated;"

9 It should be noted that coal has been carried in cargo holds adjacent to engine-room fitted with electrical equipment other than approved safe type and no explosion accidents caused by such electrical equipment on ships operated by Japanese shipping companies have been reported.

10 In view of the above, Japan considers that the use of electrical equipment other than approved safe type in a space adjacent to a cargo space should not be prohibited, in general. However, the use of such electrical equipment in an enclosed space adjacent to a cargo space should be prohibited, for safety, in the case that the space has a non-gastight opening to the cargo space.

Proposed amendment to the draft individual schedules for COAL and BROWN COAL BRIQUETTES

11 Thus, Japan proposes the following amendments to the draft individual schedules for COAL and BROWN COAL BRIQUETTES:

.1 in the section for "Segregation and stowage requirements" of the appendix to the draft individual schedule for COAL, paragraph 4 should be replaced by the following:

"4 This cargo shall be protected from sparks, flames, steam pipes and heating coils. When the shipper is informed that the cargo is likely to self-heat, this cargo shall not be stowed in a cargo hold adjacent to a heated fuel tank, a heated cargo tank or a bulkhead of machinery space.";

.2 in the section for "STOWAGE & SEGREGATION" of the appendix to the draft individual schedule for BROWN COAL BRIQUETTES, paragraph 5 should be replaced by the following:

"5 This cargo shall be protected from sparks, flames, steam pipes and heating coils. When the shipper is informed that the cargo is likely to self-heat, this cargo shall not be stowed in a cargo hold adjacent to a heated fuel tank, a heated cargo tank or a bulkhead of machinery space.";

.3 in the section for "General requirements for all types of these cargoes" of the appendix to the draft individual schedule for COAL, paragraph 2.2 should be replaced by the following:

- “2.2 All electrical cables and components situated in cargo spaces and adjacent spaces are free from defects. All electrical cables and components in cargo spaces are safe for use in an explosive atmosphere or positively isolated. Electrical cables and components in a space adjacent to a cargo space for this cargo are safe for use in an explosive atmosphere or positively isolated when the space is an enclosed one having a non-gastight door, hatch or the like leading to the cargo space.”; and
- .4 in the section for “LOADING” of the appendix to the draft individual schedule for BROWN COAL BRIQUETTES, paragraph 3.2 should be replaced by the following:
- “3.2 all electrical cables and components situated in cargo spaces and adjacent spaces are free from defects. All electrical cables and components in cargo spaces are safe for use in an explosive atmosphere or positively isolated. Electrical cables and components in a space adjacent to a cargo space for this cargo are safe for use in an explosive atmosphere or positively isolated when the space is an enclosed one having a non-gastight door, hatch or the like leading to the cargo space;”.

Action requested of the Sub-Committee

12 The Sub-Committee is invited to consider the amendments proposed in paragraph 11 and to take action as appropriate.

平成 2 1 年 3 月 発行

発行者 **社団法人 日本海事検定協会**

〒104-0032 東京都中央区八丁堀一丁目九番七号
03 - 3552 - 1241 (海事ビル)

(本書は、競艇の交付金による日本財団の助成金を受けて作成したものです。)

